

出席委員		昭和四十七年六月二日(金曜日)	
午前十時十八分開議			
委員長 伊能繁次郎君			
理事 加藤 阳三君	理事 佐藤 文生君	局長 渡邊 健二君	労働省労働基準
理事 坂村 吉正君	理事 山口 敏夫君	局長 労働省婦人少年	渡邊 健二君
理事 大出 俊君	理事 伊藤惣助丸君	局長 高橋 展子君	厚生省社会局老
理事 和田 耕作君	理事 新吉君	局長 労働大臣官房労	人福祉課長
阿部 文男君	辻 寛一君	局長 労働省労働基準	山口新一郎君
中山 利生君	正暉君	局長 労働省労働基準	青木勇之助君
羽田 孝弘君	実君	局長 廣政 順一君	江口 健司君
鈴切 康雄君	勝利君	室長 本田 敬信君	江口 健司君
東中 光雄君	新吉君	内閣委員会調査	江口 健司君
運輸大臣 丹羽喬四郎君	同日 辞任 中山 正暉君	本邦 敬信君	江口 健司君
労働大臣 塚原 俊郎君	同日 辞任 篠岡 喬君	内閣委員会調査	江口 健司君
國務大臣 山中 貞則君	同日 辞任 篠岡 兵輔君	本邦 敬信君	江口 健司君
行政管理庁長官 中村 寅太君	同日 辞任 羽田 孝弘君	内閣委員会調査	江口 健司君
総理府恩給局長 平川 幸藏君	同日 辞任 篠岡 兵輔君	本邦 敬信君	江口 健司君
行政管理政務次官 岩動 道行君	同日 辞任 羽田 孝弘君	内閣委員会調査	江口 健司君
行政管理局行政監察局長 行政運輸大臣官房長官 小林 寧君	同日 辞任 篠岡 兵輔君	本邦 敬信君	江口 健司君
行政管理局行政監察局長 行政運輸大臣官房長官 平井 培郎君	同日 辞任 羽田 孝弘君	内閣委員会調査	江口 健司君
行政管理局行政監察局長 行政運輸大臣官房長官 高林 康一君	同日 辞任 篠岡 兵輔君	本邦 敬信君	江口 健司君
行政管理局行政監察局長 行政運輸大臣官房長官 内村 信行君	同日 辞任 羽田 孝弘君	内閣委員会調査	江口 健司君
行政管理局行政監察局長 行政運輸大臣官房長官 金井 洋君	同日 辞任 篠岡 兵輔君	本邦 敬信君	江口 健司君
行政管理局行政監察局長 行政運輸大臣官房長官 正勝君	同日 辞任 羽田 孝弘君	内閣委員会調査	江口 健司君
行政管理局行政監察局長 行政運輸大臣官房長官 石黒 拓爾君	同日 辞任 篠岡 兵輔君	本邦 敬信君	江口 健司君

## 本日の会議に付した案件

恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一六六号)

許可、認可等の整理に関する法律案(内閣提出第二八号)

運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二五号)

労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣提

出第三三三号)

○伊能委員長 これより会議を開きます。

○伊能委員長 他に御質疑もないようでありますので、議案に対する質疑はこれにて終了いたしました。議案に

が、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

○伊能委員長 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

定の趣旨にかんがみ、国家公務員の給与にス

ライドするようその制度化を図ること。

一 旧軍人に対する一時恩給に関しては、引き

続く実在職年が三年以上七年未満の兵に対しても、前向きの検討を加えること。

右決議する。

本案の趣旨につきましては、先般來の当委員会における同僚議員の質疑を通じて、すでに明らかになっておることと存じます。

よろしく御賛成をお願い申し上げます。

○伊能委員長 採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

本案に賛成の諸君の起立を求められてい

ますので、これを許します。山中総務長官によ

る附帯決議の趣旨を、十分尊重して検討してまい

りたいと思います。

○伊能委員長 ただいま議決いたしました法律案

に關する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊能委員長 御異議なしと認めます。よつて、

そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○伊能委員長 許可、認可等の整理に関する法律

案を議題といたしました。

質疑の申し出がありますので、これを許しま

す。大出俊君。

○大出委員 この第一条ですが、これはまだどう

いうことになるのですか。

○小林(寧)政府委員 第一条は、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の一部改正でございます。これは工業団地造成事業を施行すべき土地の区域内の不動産の登記

について、手続の簡素化のための不動産登記法の特例を定め、登記事務を簡素合理化しよう、こう

いう趣旨のものでございます。

○大出委員 そういうのがどうもすつきりせぬ

けです。これは、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律という、だ

いふややこしい法律なんですが、これはこの法

律をつくるときに忘れちゃったんですよ。忘れ

ちゃつたから、たとえば長田野なら長田野の工業

団地をつくるという場合に、一つ一つ、所有権に

基づいて抹消するなり実測するなり登記をするな

りやつていたら、二、三年かかってしまった。ほ

かにもこの種の、議員さんが集まつて超党派的み

たいな法律がありますけれども、これはみんなも

との法律に入っている。ところが、この法律はどういうわけか忘れちゃつた。忘れちゃつたのを、

きわめて便宜的に、許認可事務の整理法の一一番最初にぽんと入れてくるというふざけた話はない。

これは当然もとの法律を改正すべきです。

これは、ここに書いてあるように、許認可等の

整理。何で出てきたかといえば、臨時行政調査会

の臨調答申で、数をあげて整理すべきであると

言つた。それを整理法の形で整理させていたき

たいということを総理府は冒頭に申し述べて、こ

の形をとるようになった。臨調答申といふ筋が

はつきりしているのに、それを近畿圏に関する法

律といふえらい長い法律をつくるときに、それ一

本入れそこなつたからというので、許認可等の整

理の一一番先にぽんと入れておくという、そういう

筋違いなことがあるか。あなたは幾ら、そうおつ

しゃつたって、この法律ができたときは私は知つ

ている。皆さんがしまつたと言つてている。しまつ

たと言つているものを、許認可の整理の中に入れ

てくるというばかなことはない。しまつたと言つ

てくるといふことだ。先々のこともありま

すので。何か行政管理庁が出す整理法なら整理法

といわされているものを、便法的にぱっと入れると

か、そういうことはなるべく避け願いたい、こ

う思つているのですよ。やはり純粹に臨調答申を

受け始めたことですから、その趣旨に基づいて

整理法は出していただく。

○小林(寧)政府委員 一二点あると思います。

第一点は、近畿圏について当初からなぜ特例を

書かなかつたかという問題でございます。首都圏

の場合にも、四十年にその必要性を感じて、不動

産の登記の簡素化をはかつたわけでございます。

近畿圏につきましても、当然当初から考えればよ

かつたわけであります。しかし、その後において

工業団地造成事業が活発に行なわれるようにな

り、現在四カ所で施行中であります。そのうちの

一部は、すでに造成が終わつております土地を分

譲する段階にないので、この措置が必要になつて

きたわけであります。

第二点の、当然この問題は近畿圏の関係法律で

措置すべきであるという点も、一応はそうは考え

られますが、しかし、これは登記事務を簡素化する

という観点から、登記の事務の簡素化として、從

来もこうしたような特例がありますのでここに入

れた、こうしたことでございます。

○大出委員 本来ならば実はそう簡単に私は納得

しない。うんと申し上げないので。なぜなら

ば、あなたはそうおっしゃるけれども、いま書い

てあるノートをお読みになつて説明されていまし

たが、まあ笑つておられるからそれでいいのです

ところで、時間がございませんので、中に七つ

八つ実はどうしてこのままじゃ困ると思うもの

もありますけれども、それはこの際時間の関係が

ござりますので省略をさせていただきまして、ひ

とつ承つておきましたことがあります。

それは、行政管理庁が、三十九年の五月とい

うふうに具体化されて、機構、制度の面で生か

されたかという追跡調査をおやりになつたのです

か。

○小林(寧)政府委員 四十年の二月に税務行政で監督いたしました。御指摘のとおり、税務行政の民主化という問題は非常に重要でありますので、詳細にわたつて監督したわけであります。

回答いたしましては、やはり近づきやすい

税務署にするということで、今後は共同納税相

談、匿名相談を実施する小企業者への税務指

導、応接施設の改善等の方法を行なう、また税務

署のサービスの充実をやる、こういうような点が

いたへん関係のあるものを数々お入れになつて

いる例もあつて、行政管理庁で御答弁いただけま

すかと言つたら、だいじょうぶですよとおつしやる

から質問を始めたら、いや運輸省に聞いてくれとおつしやる。運輸省の事務局がおいでになつて聞いてみたら、いや大臣に聞いてくれと言つ。し

うがいいから橋本大臣にお見えいただいて質問をして、大臣依命で通産をお出しになつて、歯ど

めをして、やつとこさつとこ片づけたといふ例も

ある。だから私は、そういう行き方といふものは

邪道だらうと思つてゐるのですよ。やはり国会の審議の権威にもかかわりますから、一言だけ申し上げておこうと思つて取り上げたというわけであります。深くほのほの申しません。実際に動いて質問をして、大臣依命で通産をお出しになつて、歯ど

めをして、やつとこさつとこ片づけたといふ例も

ある。だから私は、そういう行き方といふものは

邪道だらうと思つてゐるのですよ。やはり国会の

審議の権威にもかかわりますから、一言だけ申し上げておこうと思つて取り上げたというわけであります。深くほのほの申しません。実際に動いて質問をして、大臣依命で通産をお出しになつて、歯ど

めをして、やつとこさつとこ片づけたといふ例も

ある。だから私は、そういう行き方といふものは

邪道だらうと思つてゐるのですよ。やはり国会の

審議の権威にもかかわりますから、一言だけ申し上げておこうと思つて取り上げたというわけであります。深くほのほの申しません。実際に動いて質問をして、大臣依命で通産をお出しになつて、歯ど

めをして、やつとこさつとこ片づけたといふ例も

ある。だから私は、そういう行き方といふものは

邪道だらうと思つてゐるのですよ。やはり国会の

審議の権威にもかかわりますから、一言だけ申し上げておこうと思つて取り上げたといふのですよ。やはり国会の

が進んでまいります過程で明らかになつてまいりましたのは、しからばそこで約五百万ばかりの金が税務署から更正決定をされると、いう筋になつてきたわけでありますけれども、ほんとうにその金が田中という回漕店に収入として、利益として入つているのかというと、そうじやない。

を、行つた先は別にあるのに、それが言えないといふ商慣習がある中で、税務署の立場ではこの問題を一体どう考えるのか。古くて新しい問題だと言つてすましていらっしゃれない。これは単なる一例だけれども、この種のことは山のようである。末端の零細企業というのはそれぞれそのつらさがある

のです。そこをとことんまでおつかなせて税金を取ってしまう。会社の社長、社員含めてまさにくやし涙にくれるのだけれども、会社はつぶれる。しかし、それでも言わないで、また借金をして、逆にその業界仲間では、おまえはえらい、最後までわれわれの名前を答えなかつた、では仕事をやろうなどということになつて、また仕事をもらって細々と立て直すこの中心に税務署がある。税務署はその中身を知り過ぎている。

うつておけばいいのか。どこかでだれかが救済しなければならぬ筋合いで。納税者をもつと保護しなければならぬ筋合いで。私はそう思うわけあります。この辺について、具体的にいま例を

あげたのですが、何百何十何万と言つたってしようがないからわかりやすく申し上げたが、大蔵省、どうお考えになりますか。

ただ、先生御指摘のとおり、社会の経済的な取引につきましては、いま御指摘のようなことがあるということは、われわれも重々わかつておるわけですが、しかば、それをよしとした場合に、それに藉口して脱漏が行なわれるということは、査察等でも実績がつかまれておるわけでござります。したがって、第一段階としましては

は、きわめて酷な調査ということにはなりましょ  
うけれども、相手先、使途先を明らかにしてくれ  
金額というものは知つておりますけれども、た  
だ、その追徴額というものは、明らかにその会社

実の問題としては、取引がストップになるおそれがあるということで、大部分の方は、税金を負担するから内々にしてもいいというようなお話をされる場合が多いわけでございます。しかし、現実的にわれわれが調査をいたしまして、明らかに社外流出があつたことが確認されるようある場合には、これを認めるにやぶさかではありません。その場合に、受け取り先のほうについての脱漏が見のがしになるという危険を伴うわけでございますが、ケース・バイ・ケースで、社外流出が明らかな場合には経費として認められる。あるいはそれが交際費の範疇であれば、一定の限度をオーバーしたものについてだけ課税の外理をするといったような取り扱いをしておるわけでございます。

ただ、注意しなければいけませんのは、そろそろ状況の判断をいたしまして、明らかに社外流出が行なわれたからということによって、一種の裁量と申しますが、判断を加えて社外流出を認めたということになりますと、われわれの過去の経験によりますと、しばしばそれに藉口いたしまして、架空仕入れあるいは架空経費の計上といふことが次の機会に行なわれるという危険性がござります。したがつて、税務署としては、やはりこの通つた職員でございますので、実情が推測され得る場合には情に流れるわけでございますけれども、一たんそれをゆるめますと、それが次の機会で理せよといったようなことを、会議その他でもつて指示をしておるというのが現状でございます。私も直接タッチをして、署長さんともいろいろ話してまいりましたから、結果的に納まつた

す。問題は、そういう角度から監察をするといふことでないと意味がない。声が反映できるようにならざるをいたします、回答が来ましたなんと言つたって事は片づかない。時間がありませんから例示をするだけにいたしますが、私も自分で手がけましたからこまかい資料は一ぱい持っておりますけれども、これはたいへんな矛盾です。どこかで何かを考えなければ救済できない問題ですよ、制度的にも。単に租税不服審査請求だけで片づく問題ではない。

もう一つ例をあげますが、お菓子の小売り業さ

なさる。これは明らかなる矛盾なんですね。そうすると、個々のお菓子の小売り屋さんは、メーカー物のチョコレートを置いておかなければ客は来ないのだから置いておかざるを得ないが、売り上げの数を明確に正直に納税対象にしようとすれば、一個売るたびに損をするという結果が出てくる。ではなぜ一体そういうことをするのか? いうと、調べてみると中間の問屋さんがある。つまり、さっきのお話のリベートですよ。三分かり、一割二分にわたるリベートがある。公正取引委員会がお認めになつてゐる。だから、一ドーレ買

告審理の段階での目安としてのものである。しか  
もこれはサンプル調査を毎年いたしまして、それ  
の平均的なものでございますから、もちろんその  
上下にいろいろな納税層があるということはよく  
承知しております。そこで、こうした矛盾をなくするために、現行  
の制度では青色申告制度というものを設けて、幸  
い現在のところ、営業主につきましては半数以上  
の方々が青色申告になられておりますし、最近四  
十年代になってから、われわれ申告納税制度がよ  
うやく定着したこということなどを専門家で使うよう

必要がなくなつたと いうことで、実調率を下げ  
きております。たまたまわれわれが実調しておりますのは、問題ありとするものにしぶってやつて  
おりまし、特に大きなものを重点的にいたして  
おります。先生御指摘のとおりに、小さいものまでいろいろやかましくわれわれが仕事の上でやり  
ますと、どうしてもやかましい日本語を使う立場  
になりまして、せつかくこちらは指導のつもり  
が、何かいじめられたという印象を受けられるお  
それがございますので、できるだけ指導といふこ  
とで、作手も重音方針を直しまして、寺町差内

んが、子供さんが二十円持つてチョコレートを買  
いにくる。森永、明治、不二屋、グリコなどとい  
う、名のあるメーカー物のチョコレートを置いて  
おかなければ商売になりませんから、置いてお  
き。そしたら、チョコレートの金子

ても返還リベートは一銭もありませんけれども、百ボーグなら百ボーグ買うと、つまり買った高応じて、三分から一割二分のリベートが会社から返ってくる。それまで計算に入れれば、一割三八取つて二割五分取つて、一割二分。

算の歳入を一応めどとして考えてみましたが、かりに比較するものとして手帳の歳入を一応めどとして考えてみた場合に、九十数%が申告でもって、一応歳入を確保された姿が最近になつてとられるようになつてきました。

な指導ではなしに、青申告会なり、あるいは法  
人会なり、あるいは業種別組合等を通じまして、  
間接的な指導をしたほうがやわらかであろう、こ  
んな形でもつて現在進めつつあるわけでございま  
す。

といふ名前を貰ふ。ところがテニスコレーテの会社から先は、三軒長屋の中でココアパウダーをいためて型に入れて駄菓子屋さんに出す。これが六十九社ぐらいあるのです。ところが大手四社が圧倒的に大きなシェアを持つてゐる。これが建て値と称する値段をきめている。一休一個二十円売りのチヨコレートの建て値は幾らかといひますと、ボール箱に入っていますから、一ボールといふのですが、一ボールのボトル箱には二十円のチヨコレートが六十個入つてゐる。その建て値が九百円です。これは久しく変わつたことがない。公正取引委員会で問題にしなければならぬ性格のものですが。六十個入つておつて九百円ですから、逆算すればおわかりのように、二十円のチヨコレートの

取つても一晩五分取つてもおかしくない。たがいにかかし、中間の問屋さんは小売り店を百舗握つてゐる。すると、一ボールずつおろしても百ボーベートは中間の問屋さんに入つてくる。問屋さんは何をやつているかというと、熱海なり湯河原なりに二カ月に一べんぐらい、御主人いらつしまい、旅費だけだけつこうです、飲み食いなり何よりもはこつちでそろえますからということで、女行つてくるよと言つて御主人は出かけていく。女来なら自分のとこへ入つてくるべき金で飲ましもられて御主人は喜んで帰つてくる。そして売上げのほうは一生懸命ごまかさなければ、このとこ墓子屋は成り立たない。これは明らかな矛盾ですね。そうすると、一体そちらのところはどうぞえたらいいかという問題が出てくる。いかがでござりますか。

なお、標準率の適用につきましては、いまのようないな場合には、これは青色申告であれば当然そういう問題は起きないわけですが、白色の場合は荒利益から比較いたしましても標準率が非常にきついといったような場合にどうするかということにつきましては、これはいまのチョコレート屋さんの場合にはどういうことになつておるか、私、手元に資料がございませんのでつまびらかでございませんが、大体、できてしまつたものについての販売形態については利益が薄いということが、これは常識でございます。

〔委員長退席、加藤(陽)委員長代理着席〕

したがつて、いま先生御指摘のような二割何分といふのは、一般的な標準率の場合をさすわけでございますが、こうした指導等につきましては、標準率をどうするかということは非常に危険なこと

原価は、仕入値段は十六円五十銭。だから三円五  
十銭もうかる。三円五十銭を利益率に直すと一割  
七分二厘です。ところが、税務署の徵税とらの巻  
なんと言つてはちょっと口が走り過ぎますが、税  
務署のほうは、二割三分から二割五分の税金を  
取つてゐる。明らかに利益は一割七分二厘しかな  
いのに、二割三分から二割五分の税金を取らうと

○江口説明員 いまの設例の場合に、割七分厘しか利益がない。これは荒利益ということになりますから、そのほかにいろいろな人件費、諸掛けりがあるわけでありますけれども、標準走行時間はそのまま適用するものではなくて、しばしば大蔵委員会その他でも御質問がござりましたときに、われわれ調査の段階あるいは

申 あ な 申 は三年一巡ということで、少なくともまだ申告納付税制度というものについての理解あるいは了解と、いうものが足りなかつた時代には、なるべく更正期間の三年のうちに一回はおじやまをしていろいろ御指導申し上げる、あるいは非違があればそれを指摘せざるを得ない、こういう体制をとつておいましたが、最近はそれがかなりの部分について

になりますので、第一線としては、実態によりまして、業種別指導によりまして申告を期待いたしておるというものが一般的な例であろうかと思ひます。

なお、個々の事業者につきましては、小さな事業者ほどなかなかひまがない、あるいは税務上の知識がない。あるいは、かりに税務署においても

いたぐくといったよな指導形態をとりまして、なかなか税務署は近寄りにくいといったような点がございますので、これらにつきましては、われわれは業界を通じて、あるいは一定の時期の説明会等を通して、あるいは相談官等を通して御指導を申し上げる、こういう体制をとります。

てやつてしまいたいということで、努力をしておるわけでございます。

ども、先ほどの例にしても、これは非常に深刻な問題ですよ。いまの問題も私は気がついて、私は

選挙区が横浜でありますけれども、横浜市内におけ  
葉子屋さんの小売店舗がどのくらいあるかと思いま  
ましこう、七百店舗ありますて、中間問屋さん

を抜きまして、全国初のケースのボランタリー・チエーン組織をつくりまして、国にも金を出して

たし、共同仕入れ、共同配送、共同納税という形のチェーン組織をつくってちょうどまる五年です。

れ、一度は六年目にたりましたがそろそろでみると、いまのところはたいへんやりよくなるのですね。青色申告と申しましても、これは強制じやうせい

ざいませんからね。そういう意味では、別に白色だつて悪くはないので。だから、荒利益云々の標進軍の見方ばぬこまゝいきまへ、且つお詫び

ケースから言いますと非常に気の毒過ぎるところもございます。特にいまお菓子屋さんなんという

を入れているのですね。ふる屋へ行つたって袋ものは売っている、薬局へ行つたって幼児食は売つ

ている酒屋に行つたてで、まみは売つてゐるといふことになるわけですから、そういう中でいま

やはり税金というものは——いま私、申し上げましたが、一つの機構上の問題とからんでいる。つまり「開拓主三、ふるさう三、いづみ」。

すり中間屋といふものがありますからね、だから、納税者の側から苦情がある場合、納税

者が、いまお話しのようだ。近寄りがたいとおつしやるようだ。税務相談などといったて、へたなことを言つて相談すれば、内幕を話すのだから、あそこはそういうことがあるならといって吹つかれたらかなわぬから、行きはしないですよ。こわいところなんですから、税務署というのは。そうでしょう。そこに問題があるというのでは、私は。官報で公表されれば法律は全部日本人は知つてることになっているんですよ。ところが、われわれは法律をつくる国会に籍を置いてたってわからないのだから。税法というものは一般国民は知らないのですよ。納稅者が知らない。だがしかし、税務署の職員の方、吏員の方は、すべて知つているという前提でのを言つてくれなければ困る。知らないのだからという形でものを調べようとすれば、赤子の手をひねるようなものですよ。そうでしょう。あとから例は申し上げますが……。そういう点はやはりこれは機構上の問題なんです。あとで行管の皆さんに申し上げますけれども、その前提として、いま二例あげているわけです。

もう一つ、いましきりにはやつてきている朝鮮の焼き肉屋さんという業種がある。この焼き肉屋さんを税務署の職員の方が調べに行つた。帳面をばらばらとあけたら、ホチキスでぽんと一枚伝票がくつづいている。見たら五キロなんということで、肉を買った伝票ですね。現金でどこかへ行って買つてきた。ところが、この焼き肉屋さんの仕入れ先はどこであるということは明らかになつて、取引があつて、仕入れ、売り上げ、こうなつているわけですね、帳面は。ところが、そのいつも買つている取引先でないところから現金で買ってきいた伝票が一枚あつた。そうすると、さてその帳簿を見てみると、ぱつぱつとホチキスをとめたあとがある。だがしかし伝票は一枚しかないというので、さてその伝票をとらえて税務署の方は、この店は一日幾ら幾ら帳簿外の利益をあげてある、三年さかのぼつて、みなし課税で見かけの課税をする。そうすると、それは未亡人がやつて

おつたささやかな焼き肉屋で、それは業界全体の  
やはりいろいろな話が入りますから、多少そういう  
ことはやっているけれども、三年間引き延ばさ  
れるようなことはしていないと言う。おとし、  
去年、本年は市況が違ってきてると言う。最近  
やっと売れるようになったと言う。そうなつてく  
ると、そこらに見かけ、みなしの形で課税をす  
る。つまり税務署との間に、完全な証拠がない限  
りは争いは絶えないわけですよ。

だから、確かに不服審査請求もありますけれど  
も、だがしかし、ここらの問題というのは、納税  
者の側が、何か言つたらよけい取られやしないか  
と心配で相談もできないということではなくて、  
一つのルールがきめられて、ここまでのこととは  
言つたって、税務署はそのことについては触れな  
いんだという、しかとした、だれが考へてもここ  
はだいじょうぶだという相談の場所をつくらぬ  
と、税務署は取るばかりではないのですから。  
いつでも税務署のおそばへいらっしゃいと言つ  
たつて、どう申告したら安くなるかといふことを  
相談しに行つたらつがまつてしまふと思うから、  
町の人たちは行きはしない。そうすると行政管理  
庁は、納税者の声という回答が来た、相談や何か  
の日をつくりましたからと言つたつて、行きはし  
ません、そんなこと。税務署へのこのこ入つてい  
くときは、しかたがないからといふときしか入つ  
ていかないのだから。そうでしょ。

そうなると、そういう点はどこかに安心して相  
談できるところというものを別に考えなければ、  
納税者の立場、人権も含めて保護されないと。盗  
みやどろぼうじやないのですから。天下の大企業  
だって、世界百社のうちの三十幾社に入っている  
大企業だって、満足に税金払っているかと言つて  
みれば、必ずしもそうではない。零細企業ほど、  
どんぶり勘定に近いところほど、とことんまで取  
られる仕組みというのは不自然ですよ。さつき相  
当忙しいとおっしゃつたが、確かに忙しい。忙し  
いから納税知識というのも余裕を持って考えら  
れない。

〔加藤(陽)委員長代理退席、委員長着席〕

こちらのところは、そこに何かなければならぬ  
うと私は思うのです。さっきの行政管理庁の  
話の、ここへ回答が来ておりますからといふこ  
とだけではたして事が済むか、私は大きな疑問を  
おつのです。せっかくここに監査結果をあげてお  
られ、納税者の声の税務行政への反映、こうあ  
りますが、いまの回答は来ておりますだけで、一  
点を承りたい。いかがです。

小林(寧)政府委員 確かに問題の根本でござい  
ます。結局、第一線の税務署の職員が、しっかりと  
る国税關係、その中であつせんによつて解決し  
たものが百二十八件、大体一割ござります。この  
事実を確認し、また相手方の声を聞くという態  
度が、この徵稅行政の民主化の基本であると思  
います。

一例をあげますと、昨年度行政相談の取り扱い  
数十二万件の中で、千二百四十七件が税金に関  
する事務關係、その中であつせんによつて解決し  
たものが百二十八件、大体一割ござります。この  
事実を確認し、また相手方の声を聞くという態  
度が、この徵稅行政の民主化の基本であると思  
います。

私がござります。しかし残りの九割、千百十二件  
は、説明表示で納得させたものでございます。と  
いたしますと、一部は税務署側の——もちろん税  
務職員は神さままでございませんから、そうしたよ  
うなミスといいますか、それが当然あるわけでござ  
ります。そして残りの九割は誤解あるいは不  
明白なり不公平が出てくるということはあるのは当然  
いう関係が、この徵稅行政においてはあるわけでござ  
ります。これは、徵稅のようなむずかしい行  
政でござりますから、國民側にそうしたような批  
評なり不平が出てくるということはあるのは当然

あるということが、私どもの考え方でございま  
す。

先ほど、回答だけを読みまして先生からおしか  
り受けましたが、私どものほうといたしまして  
は、そうしたような面で、現地の税務署と十分連  
携をとり、税務署ではねられたようなものは、事  
実確認あるいは向こうへ照会するというような態  
度をとっております。

最終的に、非常に力強い答弁になりますが、第

最終的に、非常に多額の金額にかかる。丁度第一線の税務署においては五の日を相談日としております。しかし、そういうことは国民党は存じております。五の日を相談日としておるそういうような体制をもう少しはつきりさせて、同時にその日にはいつでも、先生のおっしゃいましたそういう施設をつくりまして、自由に相談を受ける、そういう点をもう少し徹底しなければいけない、これが第一点でございます。

それから第二点は、五の日のみならず、税務署の方がいつでも受けられる。これは事実受けられるところもございますが、そういうような近づきやすい税務署というものをどうつくっていくか、これが第二の問題でございます。

さらに、欲を申しますすれば、第一線の職員が全  
部、いま言ったような、そうした相談に乗り得る  
体制。規則のほうを主にせずに、相談に乗り得る  
体制というものをどうつくっていくか、これが第  
三点ではないかと思います。

また、そのような意味合いにおいて、私のほうは、勧告の回答だけでは満足せず、常時連携をとつておりますと同時に、税務署等と連携し、あるいは相談委員のほうにも、これは三千六百名の行政相談委員がござりますけれども、そういう点と連携をとり、回答だけではなくに、さらにこういう点で側面から御協力申し上げたい。これが行管の立場でございます。

元請がありますけれども、その一番大根っこのこところをいま税務署は一生懸命調べております。これは関東地方の税務署のあるところの人が、国税局関係のつまり機動班の関係の方が、一つの基準を意見申をしたというようなこともあって、その一番大根っこをいま調べておる。それはそれでいいです。

ところが、さて現実に、じや八百屋の小売り店舗に税務署の方が行つた。ちょっと帳簿を見せてください。あけた。そうしたらこんな紙きれに五日分くらいの売り上げが書いてある。ところが、元帳のほうを見ると、売り上げと元帳と差がある。ある日は五千円税務署に正式に出す帳簿のほうがメモよりも少ない。ある日は三千円そのメモのほうが多い。つまり税務署の方が見る台帳のほうが少ない。だから、この日は五千円脱漏があった、この日は三千円であるというのが五日分くらいってきた。そうしたら、それがもととなりまして、三千円と五千円で八千円ですから、まん中で割つたら四千円ないし四千五百円ということです。一つの基準にして三年さかのぼつてそうみなすと、いうことになる。

ところが、たまたまそこの家には、おやじさんが中気でぶつ倒れて入院しちゃつて、あと取りもすこも肝臓で入院しちゃつて、この数カ月間といふのはこの家の中といふのは火の車になつている。つまりそういう背景があるのです。ところが、それを三年間さかのぼつてと言われば、三年間病人がいるのじゃないのですから、話を聞いていざれに信憑性があるかといふと、うちじゅううで私なら私に向かつて実は先生こうなんだと言ふので、なるほどどうかという気がする。しかし、さて税務署のほうはどうかといふと、なかなかその点は納得しない。調査官の諸君といふのは、どうしてもということになる。じや持つていくところに持つていけば、国税不服審査でもやらなければならぬが、これは一年かかる。そななるけれども、やつた場合に、あとで税務署から江戸の

○江口説明員  
一言御説明申し上

○江口説明員 一言御説明申し上げたいのです  
が、先生はすべてとはおっしゃつておられません  
けれども、いまのお話をお聞きしますと、われわ  
れ、せつかく過去二十年間、申告納税制度につい  
てほとんどの場合黙つて努力をしてきた、ここに、  
あやまちがあつたと思います。したがつて四十七  
年度からは、まだわれわれから言わせれば少少で  
はございませんけれども、そうした指導あるいは広  
報関係の予算をふやしてもらいまして、もつとわ  
れわれは逆にものを申すべきである、それによつ  
て理解を求める、あるいは知らない方々に普遍的  
にお知らせをするといった体制をとるべきである  
ということで、予算をふやしてもらつたわけで  
す。  
たとえば例をあげますと、いままでは予算が足  
りないために、ラジオで五日の日の納税相談の日の  
宣伝をいたしました。ところがラジオというの  
は、タクシーの中でしか聞こえないというような

みて、このうちちは大きいから八千円。しかしこれも申告をしていない。税務署は知つていて黙つてゐる。そうなると、税理士さんといふのはいかに税務署ともまく話して、よけいぶつかける体制をとつていて、それを三分の一にまげさせてやつたというようなことをやつて、そこからまた金をもらつてゐる。特定の人をあげてゐるのぢやないですから、おこらぬでくださいよ。しかもそういう税理士さんの中には、所轄の税務署から出でていった職員で税理士をやつしている人がよくいる。

こうなると、これは一体どうなつてゐるのだと云ふことになる。いかにも有能な税理士でも、せいぜい二、三十軒、四、五十軒持てば渁の山。そんなに親切にやれるものぢやないですよ。そうしておいて、とつつかまつたら、おまえさんのところは運が悪いのだという調子です。そうなると、一体いまの徵稅機構といふのはこれはどうなつてゐるのだということになる。そういう矛盾を私は感ずるのですけれども、局長、いかがでござります

状態に現在なっております。ところが、なかなかテレビを使えば予算がよけい要るといったようなことで、やむを得なくてそういう形をとつておつたわけですが、ことしからは、幸いテレビも若干活用させていただくということになつておりますが、そういう努力をしておりますけれども、先生のお話を私、聞かしていただきまして、むしろ税務署は何もやつてない、あるいは納税者の側に立つてものごとを考えていません。全力をあげて皆さんの納得を得る、あるいは無理な調査は努力のために申し上げたいのですが、われわれはそういうつもりではやつております。上の方には聞こえたものですから、あえて第一線の職員の努力のために申し上げたいのですが、われわれはそういうつもりではやつておりますが、そういう苦心も立つてものごとを考えていません。全力をあげて皆さんの納得を得る、あるいは無理な調査は努力のために申し上げたいのですが、われわれはそういうつもりではやつております。

一例をあげますと、現在われわれの第一線の行政の中での苦情処理という問題がござります。

この一つの法的な手続として異議の申し立てとい

う手続がございますが、これにつきましては四十

三年がピークでございまして、その後、現在では五割程度までに内容が下がつております。つまり不服の申し立てが下がつておるということをごさ

ります。これはわれわれの四十年代に入つてから角

度を変えての努力が実つたのではなかろうかとい

う感じがいたします。またその上に不服審判所と

いうのができておりますが、これも六割程度に提

訴が減つておるという状況も、如実にわれわれの

努力が少しではありますけれども前進しておりますと

いうことが言えるのだろうと思ひます。

われわれもやはり、先ほど御指摘のとおり、何

も紙に書いたものだけで、あるいは紙に書いたも

のを眼光紙背に徹して、それによつて推定を下し

て、過去三年にさかのぼつて、ありもしないこと

について課税をするといったことで喜んでおりま

せん。むしろそれを涙をもつて説得をするという

努力をしておるわけです。われわれもやはり常識

がござりますので、あるいは経験もございますの

で、納税者の言い分を聞けば、どこに真実があるか

かということはおよそ推測がつくわけです。した

がつて、第一線の調査職員は、職務に熱心なあま

り、先生の御指摘のよな面が若干ないとは申

ません。しかし、そこに疑問をはさんだ場合に

は、必ず毎日毎日帰つた場合に上席の者に報告す

る。自分の悩みを訴えておるわけです。上の者が

それを判定を下す。その場合には、社会常識があ

れば、三分の一程度はそれを認めてあげなさい。

それは行政裁量ということで税理士会では問題に

されておるわけですが、そういう苦心も

われわれはしておるわけでござります。

どうか先生、第一線のわれわれの努力といふこ

とも、もちろんあやまちがあれば、行き過ぎがあ

れば、われわれは直すのにやぶさかではございま

せんけれども、われわれ過去二十何年間努力して

きたことによつて申告納税が定着した。諸外国か

らも日本に見学に来ると、いつたよな実態といふ

ものもお認めいただきまして、悪いところはどん

どん直したいと思います。その点の御指摘は、率

直に私は反省するにやぶさかではございませんけ

ども、もう少し第一線の努力に対して御理解を

いただきたいと思います。あえて御説明と申しま

しょうか、お願いのお話を申し上げたわけでござ

ります。

○大出委員 江口さんでございましたですか、率

直なお話をいただきまして私もみたいへんありがた

いのですが、私も実は税務署の第一線で一生懸命

やっておる人の仲人などもいたしております、

私の仲人の第一号はそうなんですね。ですから、私

も実際その本人ともよく話しておりますから、何

をやつしているかといふこともよく知つておる。

だから、過疎地の税務署の職員を減らしても、過

密地域の税務署の職員をもつともつとふやさなけ

ればならぬ。日本橋だ京橋だという例をあげたり

しましてね。そうでしょう。これはそういう時点

にとらえているわけですね。だから、私どもが間

接的にものを見よううとすれば、行政管理庁にどう

なんだと言えど、今日この報告しかないので

これ以後ないので。そうでしょう。国税庁が出

してあるのじやないですか。つまり権威あるもの

の見方というものはこれしかない。そうでしょ

う。いま幸いに減つてきているとおっしゃるの

で、それがどういう原因によつてどういうふうに

減つたのかという点は、行政管理庁が今度御調査

をいただければ、そこに出でくる筋合いだと私は

思ふ。

だが、にもかかわらず、古くて新しいときつき

らぬとおっしゃるけれども、私は冒頭に申し上げ

ましたが、そういう問題が依然として

所々に見受けられるという現実。だから監査局長

に申し上げたいのは、これを三十九年にやりまし

たというだけで済ますのか、それじゃ困るじゃな

いか、言つぱなしでいいのか、それじゃ困るじや

ないか、追跡調査をなせしないか、こう言つてい

るわけです、私の言つてゐるのは、こういうふう

にして回答をいただいて調べてみた。前進してい

た。そうするとなぜ前進したかといふと、前進し

てゐるには、いま国税庁の言つてゐる姿勢があ

るが、何とかもう少し効果のある、庶民一般の税

務署との関係について、何か税務署の呼び出しで

も食わなければ行くものじやないというかつこう

になつてゐるので、その前段でいま例示したので

すが、何とかもう少し効果のある、庶民一般の税

務署との関係について、何か税務署の呼び出しで

も食わなければ行くものじやないというかつこう

になつてゐ

しておきましたが、店を二軒持っている。横浜の伊勢佐木町の場末のほうに本店があつて、また野毛の本通りを離れたところにもう一軒店舗がある。本店のほうは兄貴がおりまして、支店のほうは弟がいる、こういうわけなんですが、まことに兄弟仲がよくない関係なんですね。私も長年世話をしておりますからよく知つておるのですが、弟のほうは十何年も兄貴のところで経理をやつてきたわけですから、本店と支店と両方一緒に経理しているのです。だから、やめるということになれば、兄貴は一千万ぐらいの金はくれてもいいじゃないか、自分だってこれだけ十六年も苦労したんだから。役員でも何でもない。合資会社ですが、出資も何もしておりませんから、その意味しや従業員です。だから、やめるにあたつて幾らかくれてもいいじやないか。先般、ほかに店を何とか借りてと思って、兄貴に四、五百万何とかしてくれと言つたら、ほんと断わられたというようなこともあつた。だから、彼は自分の心覚えの売り上げ等を記入していきまして、経理をやつていますから、ときどき水増しをしながら、それをずっと持つてある。何に使うんだと言つたら、おれがやめるときに兄貴のやつはどうせ金をくれやしない、兄貴をおどかすんだというのですね。一千万ぐらいれ、でないと、これを税務署に持つてくぞというおどかし材料をつくる。

そればかりこの書類を持つていつたというわけです。ところが、たまたま今回税務署の方々が来た。それでばかりこの書類を持つていつたというわけです。ところが、あわてて一生懸命抱いたんだけです。ところが、あわてて一生懸命抱いたんだけでも、悪いようにはしないから出しなさいと言つて泣き込んでくる。いろいろ聞いてみたらそういう話が出てくる。

そこで、これは時のいきさつであります、中身というのは、結局荒利益になる形で出てくる。仕入れと両方ありますけれども、やはり両落ちではあるんだ。私はそうだらうと思うのです。た

しておきますと、やはり売れるかということが、くつ屋というのではなく、山ほどあるのですから見当がつく。伊勢佐木町の場末とまん中では違う。そうすると、その置かれている位置からすると、そのとき持つていつた全くのメモですね、正式の帳簿じゃないから。そこにはあらわれている数字を売り上げに加算をしていきますと、そんなに売れる店ではないということがありますね。

なる。だがしかし、持つていつた調査官の方に

だ、その度合いの問題なんですよ。置かれていたしますと、実は四年間しか押えられない筋合いませんです。だから、この調査官の方が本人に通則法からいって四年しか対象にはならない。これが、不利になりますよと言われて、本人は、それじゃ一番遠い二年間は修正を出さなければいけないのかな、こうなるでしょう。私が、副署長さんに会つていろいろ聞いてみたら、四年じゃございませんかと言つたら、いや四年ですとおっしゃる。兩落ちで、このくらい落ちているんじやないか、これを計算すると八千万ぐらいになると

そこで、まず話の中身というものは、まだ江口さん立ち上がって、一言言わしてくれなんといわれます。そこで、申し上げておきたいのは、まず本人、つまり調査される対象である人間は税法に詳しくない。そうすると、調査官の方々が説明をされない。そうすると、さつき私が例にあげましたように、調査をする側の人は、やはり国民全體が税法は知つておるという——現実は知つておりますけれども、知つておるという前提でものを言ってくれぬと、この三年は更正ですよ、あと二年は修正ですよ、こういうやあいにぶつかかれると、實際私が計算してみれば四年しか有効でないのに、本人は、拒否いたしますと言つたんじやまたたいへんなことになると思って、それじゃ二年間修正で応ずるとなれば、五年取られてしまう。それでどうしよう。こちらのところは非常に大事じやないでしよう。決してその方が私は悪いと言つていらっしゃる。この点では私は悪いと言つていいじゃないのですよ。調査官の方が懸命に実効をあげようと思つていろいろ努力されているのであるじゃないのです。銀座なんかと違いますから、その点では私は悪いと言つんじやないんだが、事のあり方としては、納期はあくまでも四年なんですから、この点はやはりそういう姿勢でいかなければいけないんじやないかという気がするのです。

そこでもう一つ、法人でございますから、社外流出というお話をさうございましたけれども、はたしてこのケース、これはここで数字をあげてのだが、私が調べてみると、この会社は合資会社ですが、四十一年の九月が決算ですから、申告はこれは通則法でいえば裏表でしようが、七十二条のほうは国税の徵収権の消滅時効ですね。そうでしょう。そうすると、五年とおっしゃったといふのだと、私が調べてみると、この会社は合資会社が、もう一つ、税務署の基本的な姿勢としてここが聞きたいのですけれども、千五百万の年間の脱漏があつたから、その点では私は悪いと言つんじやないんだが、事のあり方としては、納期はあくまでも四年なんですから、この点はやはりそういう姿勢でいかなければいけないんじやないかという気がするのです。だから税務署の側がどこまで立証するかといふ問題が一つある。

のを見たら、四十四年十月から四十五年九月まで

のを見たら、四十四年十月から四十五年九月まで

のを見たら、四十四年十月から四十五年九月まで

のを見たら、四十四年十月から四十五年九月まで

たのでは、この小さな合資会社はつぶれちゃうのです。そこで隠し財産があるのだろうというので、徹底的に調べられたのですね。土地があつた。わずかな土地なんありますが、網島ですから、坪当たり単価が高いですから、おおむね五百万円ぐらいのことにはなる土地です。ところが、これは私も知っているのですがけれども、女房のほうの兄貴が自分の持つていた土地を二つに分けて、半分、妹の亭主だからといふので、妹のほうにやつた。だから贈与の形になつて、登記も贈与とされておつて、贈与税も払つてある。ところが、今度は税務署側は、それは贈与じゃなくて買ったんでしょう。そうでないとあなたのほうがこれまた不利になると言う。

私はこの不利になるということばを考えたのだけれども、おそらくこういうことだらうと思う。

兄弟で、役員ではない、出資者ではない、従業員。だがしかし、法人ですか、みなし役員とい

うものの考え方の規定はある。みなし役員だといふことになると、その人の賞与といふのは、損金にならない。そうなると、法人に課税される。つまり所得にもかかるてくる。こういうことをとらえていますが、しかし私は、やはり贈与であり、登記が行なわれて贈与税を払つてあるといふ現実が明確にあるとすると、それを、いや、それはおまえさん、帳簿をごまかしてその金で買ったんだということを認めさせる。本人はくやしがつて、いるだけれども、それは私はこの辺のことは、いささか無理があるといふ気がする。

さらに問題は、これは結論を急ぎますけれども、どういうふうにやってみても出てこない。税務署の方々がみんな銀行を調べている。確かによ

くやることで、架空名義の預金など持つていて、みんな出でてきている。だけれども、現金といふのは、つまり会社の決算時における金といふのはおおむね五、六百万しかない。そうなると、さてこの法人をとらえてどういう立場で基本的に考えるか、私は三つあると思うのです。

一つは、社外流出だとう考へ方で決定すると、う一つは、社外流出だとう考へ方で決定すると、う一つは、対象になる資産確認はできないけれども、かまわぬ脱漏なり八千万なりといふのであつて、かかるひどつ……。

○江口説明員 いまの具体的な事例につきまして

は、私つまびらかに承知しておりますが、一般

的な問題の解決のしかたとしましては、先生いま御指摘になつた三つの方法、実はすべてその三つ

の方法がある。つまり法人関係の例を見ると、私は一番最後のところが、ほんとうならば考へ方の

ポイントでなければならぬという気がするのです。

○江口説明員 う方法がある。つまり法人関係の例を見ると、私は

は、私が間違つた証拠書類、あるいは帳簿、あるいは

他の資料等によりまして確認できる場合に

は、損益計算だけでもつて確定する場合がござい

ますし、それからなお査察の場合には、損益の計

算の場合と資産による洗いかえの場合と、両者を組み合わせまして、問題が多少でも残つては訴訟

の維持ができませんので、両者を合わせたところ

もしれないと思ひますけれども、しかし問題は、

その企業がおかしくなつてしまつたんじや困る。

○江口説明員 この人はまさに自殺しかねまじき状況ですよ。

だから、そこまで追いかむということは、どこ

までの確認ができたかといふこととからりますけ

れども、そちらのところに、今日の中小零細な商店あるいは法人企業といふものに対する、国の徵

税の基本的な方針として何かなければならぬといふ氣がする。念のために申し上げておきますが、

○江口説明員 だから、そこまで追いかむといふこととからりますけれども、おそらく先生のおっしゃるとお

り、弟さんが妹さんとの関係である種の擬装をし

たと申しましようか、架空経理的なもので兄さん

との関係を好転させよう、こういうことがあると

すれば、おそらく損益計算と資産とは合わないは

ずでございます。税務署のほうもいろいろな手法

を存じておりますので、資産を確認することにつ

いてそれほど大きな困難はないかと思ひます。し

たがつて両者を合わせて、税務署のほうでは、最終

的に重要な審議会といふもの、これは署長みず

からが入りました幹部会合がございまして、こう

した事案についても必ず重要な審議会の議を経

た上で最終結論を出す、こういう形をとつてお

りますので、おそらく本件事案のような場合には、

資産の関係を見た上で、どこに擬装、過剰計上の

点があるのかといったようなことを判断した上で

最終結論が出されるものと思います。

○大出委員 しばらくぶりで税金の問題に触れることは申し上げません。申し上げませんけれども、こういうふうにやつてみても出てこない。税務署の方々がみんな銀行を調べている。確かにようやくやることで、架空名義の預金など持つていて、する。みんな出でてきている。だけれども、現金といふのは、つまり会社の決算時における金といふのはおおむね五、六百万しかない。そうなると、さてこの法人をとらえてどういう立場で基本的に考えるか、私は三つあると思うのです。

○江口説明員 しばらくぶりで税金の問題に触れて、何点か承つておこうと思って取り上げたわけ

なんですが、その発端は、先ほど来申し上げてお

りますように行政管理庁が——これだけ複雑な税

機構があり、これだけ複雑な社会問題があり、つまり税務署の権限に基づくみなしができるもの

ですから、三年さかのぼろうとやれ——いまの例で言ひますと至るところでこれは出てくる。相も変わらず

横浜という都市はどんどん人がふえます。店舗も

ふえます。一方税務署の職員のほうはふえない。ど

んどんその次その次とこういうものが出てくる。

正だ、こういうのですけれども、徵税期が参ります

すと至るところでこれは出てくる。相も変わらず

三つをいろいろ検討しているひまはない」とおつ

しゃいましたが、それは定員に限りがあるわけで

あります。一方税務署の職員のほうはふえない。ど

んどんその次その次とこういうものが出てくる。

年七月にいたしましたが、その後こうした問題について、トレースというか、追跡はいたしておません。もちろん、私どもの行政相談との連携、それはございますから申し上げましたが、それはそれといたしまして、今後適当な機会を見つけて、国税庁とも十分協議し、追跡調査をすると同時に、一番重要な問題である国民との関係における徵稅行政の民主化、またそれに必要な対策というようなものを研究してみたいと考えております。

○大出委員 あげる時間が参りましたので、冒頭に言いにくいことを言いましたが、今回はそのことにはこだわらないことにいたしましたから……。

そこでひとつ、締めくくりにいたしますが、江口さん、先ほどあなたのほうで、あえて申し上げておくと言つておつしやつたことがわからぬわけじゃないのです。わからぬわけじゃないのだが、しかし、なおかつ、まさに雨後のタケノコのことく、その時期が参りますと至るところに問題が出てくる。だから、もう少し納稅者の側と稅務署のあり方といふものは、何とかならぬかという気が実は私はするのです。

そこで、片や行政管理庁があつて監督はしているのだけれども、三十九年でそれっきり。だからそこらお互いに知恵をしぼつたらどうか。つまり、納稅義務を持つてゐる国民の立場といふものと、さてみんなごまかそうとする中で一生懸命徵稅をしていこうとする一線の皆さんとの間の、つまり真剣にやろうとすれば人間関係の中では相当な激しいやりとりになる。夫婦で産婦人科の医者をやつてゐる。奥さんもお医者さんで、朝五時過ぎに私のところに来て、へなへなとすわり込んでしまって、いまだかつて言われたこともないようなことを言わされた、医者というものは、相手は患者だからよく聞くことになつてゐるからしようがないけれどもということだった。たくさんそういう例が出てくる。だから、これは努力されておられたことは認めるわけですから、なおかつ現

實にこれだけ問題があるのです。そこをこの際ぜひひとつ行政管理庁のほうも、ただ単に行政管理庁設置法の中で、せっかくの行政相談の場所を縮小するのを変えるのということだけをお考えにならなくて、おっしゃるとおり役に立っているのなら、そちらに手をつけるというのには邪道ですよ。だからそういう意味で、これは総合的にひとつお考えをいただきたいものだ、こう思いますが、最後に大臣何か一言、そういうことで……。

○中村国務大臣 大出委員のいろいろ御指摘がありました点、これは私はやはり税金の問題は、納める者の立場と取る者の立場で根本的に違うものがある。税務署のほうから、徴税者のはうから言いますと、やはりできるだけ公正な数字をとらなければならぬし、その公正であると思っておる点が、納税者の目で見ますと必ずしも公正とは考えられない、そういう面があつて非常にむづかしい問題だと思いますが、ただ、税務署等が取り上げていろいろ調査しております案件が、そういう案件といふものはほかにもたくさんある中で一人が取り上げられるから、納税者のお気持ちとしても非常におさまりにくい気持ちになる、そういうことは私はあり得ると思うのです。

しかし、行政管理庁で監察をしております立場は、やはり納税者の立場に立って、税務署がはたして無理なことをしておるようなことはないのか、こういう基本的な立場で私は監察するということが正しい監察のしかたじゃないかと思います。そうして得ました結論というものを税務署に勧告して、それは税務署の納税者に対する根本的な姿勢の中に、あたたかい気持ちでやはり取り入れてもらう。具体的には大出委員もいろいろ指摘者が、やはりある程度税務署もわれわれの言い分を聞いてくれたなどいうようなことにはならぬと思いますけれども、しかし結論を得る段階で、納税者の間の調和を保っていくというような気持ちを持

○伊能委員長 提出者より趣旨の説明を求めます  
する修正案  
許可、認可等の整理に関する法律案に對する  
許可、認可等の整理に関する法律案の一部を  
次のように修正する。  
附則第一項を次のように改める。  
(施行期日)  
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十二条中蚕糸業法第二十一条から第四  
十四条までの改正規定並びに同法第五十条及び第五十一条を削る改正規定並びに附則第五  
項、第六項、第十二項及び第十三項の規定  
は、公布の日から起算して九十日を経過した  
日から施行する。  
附則第五項及び第六項中「附則第一項第二号  
に掲げる」を「附則第一項ただし書に規定す  
る」に改める。  
附則第九項中「附則第一項各号に掲げる」を  
「附則第一項ただし書に規定する」に、「当該各  
規定」を「当該規定」に改める。

○伊能委員長 ただいま委員長の手元に、加藤陽三君より本案に対する修正案が提出されておりま  
す。

しておりますが、すでにその日が経過しておりますので、これを公布の日から施行することに改めようとするものであります。  
よろしく御賛成をお願い申し上げます。

○伊能委員長 起立賛成。よつて、本案は修正議案を採決すべきものと決しました。

〔賛成者起立〕

なお、ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊能委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○伊能委員長 運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、これを許します。横路孝弘君。

横路君に申し上げますが、もう参議院の本会議が近く終了すると思いますので、終了しましたら大臣は参りますが、それまで御了承願います。

○横路委員 実はきのう行管の許認可の設置法に関連して、いまの航空の保安要員の問題についていろいろお尋ねしたんです。きょうそれを第二次空港整備五ヵ年計画との関連でお尋ねをしていただきたいと思いますが、大臣が来られるまでちょっと……。

この間、北海道で横浜航空のセスナが、まだ原因はわからないようですが、十人ほどなくなれたというような事故がまた発生しましたわざでありますけれども、この原因等について、現在までの調査がおわかりでございましたら、お答えいただきたい。

○内村(信)政府委員 先般の北海道の航空事故については、まことに申しわけないとおもります。

そこで、原因でござりますけれども、現在、運輸省の事故調査員が先方に参りまして、現在調査中でございます。したがいまして、まだ原因といふものははつきりいたしておらない段階でござります。

○横路委員 気象の判断を間違えたとか、いろいろなことがいわれているわけでありますけれども、こういう不定期便と新聞社等の小型機一般航空といわれるようなものについての状況といふのは、ほとんどいま野放しになつておるような状態で、それだけに監督も規制も十分に行なわれていない現状だらうと思うのですが、そう辺のところを、今回の事故を契機にしてその辺がいろ

いろいわれておるわけでござりますけれども、皆さんのはうとしてどのようにお考へになつておるか、お聞きしたい。

○内村(信)政府委員 今回の横浜航空株式会社、これは不定期航空運送事業をやつております。し

たがいまして、一応定期航空会社ではございません。その辺の問題がいま先生御指摘になつたよう

なことでございます。ただ、法律的に申しますと、路線を定め日時を定めて運行するのが定期でございますが、不定期の場合はそれ以外のものと

いうことになつております。ただ、一般に不定期の場合も、当然、飛行計画等につきましても認可

制をとっておりますし、安全性の監督はいたして

おりますけれども、やはり法律上定期に比べて監

督の手がゆるいということは言えるかと思いま

す。ただ、今度の横浜航空株式会社、これはいわゆる不定期ではござりますけれども、実際上、有

視界飛行気象状態、天気のいいときだけではござ

いませんけれども、一定の路線を運航しております。それも大体において、定められたときにおいて運航しておるというわけでござります。ただ、これにつきましては、私ども、安全の見地から、

はいけませんということを条件にして許したとい

うようなことでございます。

そこで、いわゆる安全監督その他につきまして

も、確かに法規上は程度の差がございます。たとえば、運航管理者というものの法的には置かなく

てよろしい、あるいはパイロットにつきまして

も、定期航空運航事業者の免状を持っていてなくてよいといふことがあります。ただ、私どもとしても、現実の問題としてディスペックチャ

ーも置くよう行政指導をすると、いろいろな意味において安全の万全をはかつておるつもりでござります。しかし、現実にこういうふうな事故が

起きまして、世間の皆さま方もいろいろな角度からいろいろなことを申されておられます。この点につきましては、なおさら検討いたしまして、いかにしたら安全を確保できるか、これよりいい

方法が具体的にあるかどうかということについて

さらに検討いたしたいと思つております。

○横路委員 女満別は去年から管制通信官が入つて、東亜国内航空がYS11を去年から入れておる

わけですね。特に夏場の観光シーズンになりますと、やはりほとんどお客様があつて、定期便と

変わらない形でもつて飛行しておるのが実情だろ

うと思います。そういう意味では、ああいう空港

の整備とともに、航空会社についても、この気象の問題と、前からいろいろと指摘されておりました。詳しい事情がまだわかりませんから何とも言えませんけれども、少なくとも離陸をする

ときには有視界で飛べる状況だっただらうと思うのです。離陸時も、また着陸場の丘珠空港のほうもそういう状態であつたらうと思います。その

辺のところは、報道によりますと、気象台のほうの測候によると、途中に積乱雲が出ておるのであ

ぶない状態になった。その連絡が行つたとか行かないとかいうようなこともいろいろ言われておりま

すけれども、途中の気象状況というものを飛行

中に掌握することはできないですか。紋別の場合ですと、最初の段階ではどの辺との連絡になる

のでしょうか。

○金井政府委員 御指摘の途中の情報は、もし異常気流だとが異常な雲がお出たとかいうような

ときには、気象庁がそれを各空港の担当者、もちろん空港事務所を含めまして通報し、それをカンペニーラジオで通報するという手だてはございま

す。ただ、そういう航空路の情報については、特

別の非常事態が発生しない限り気象予報はいたしません御指摘のように、有視界飛行の条件のもと

に運航の許可をされていたわけでござりますけれ

ども、紋別だと丘珠だと各空港の気象状況

は正確にはわからなかつたということは事実でござります。

○横路委員 紋別の場合は、あそこは運輸省の管

との連絡によるのですか。釧路、帶広あたりじゃ

ないのですか。

○金井政府委員 女満別でございます。

○横路委員 そうすると、管制官じやなくて、管

制通信官を置いてある女満別空港との連絡で、一

応離発着の許可といいますか、いろいろな連絡を受けて飛び立つたり降りたりする、こういうこと

になるわけですね。

○金井政府委員 管制通信官は紋別にはおりませ

んけれども、航空局出張所がござりますし、航空

測候所もございますから、航空測候所は、たとえ

ば札幌の管区気象台から気象データをもらつて、

それを空港に用意しておく。また、空港事務所も

それを利用して、機長も出発前に紋別の空港はも

ちろんのこと、目的地である丘珠空港の情報もそ

れでキャッチして出る。先ほど申し上げましたよ

うに、航空路の気象情報については、そういう情

報は出されておりません。

○横路委員 そうすると、このセスナ機はもちろ

んウエザーレーダーなんか積んでいませんから、

飛んでいればつかまえることもできないし、途中

で変化した場合の連絡も飛行機に対しても飛行機に

いうことになりますね。

○横路委員 航空路の情報につきましては、

情報がないので事前に予知することはできません。したがつて、端的に言つて、そばにいつ初めてわかるということでございます。ただ、これは先ほど局長も申し上げましたように、有視界飛行のものに許可になつておりますので、雲は避け飛ぶというたてまえになつております。それからもし異常気象があつた場合には、飛行機の中に

はVHF無線通信機を二基持つておりますので、丘珠空港の気象の連絡をカンペニーラジオで聞くことは可能でございます。

○横路委員 ただ、この飛行機の場合は、気象が原因かどうかわかりませんから何とも言えません。仮定の議論になりますけれども、着陸する直前、十分か十五分で着陸という連絡をして、その後の事故になつていますね。そして当時、あと

から判断すると、あそこには大きな積乱雲があるということになつておるわけですね。そうすると、その辺のところは、運輸省のほうからは別に、気象等について飛んでいる飛行機に対して連絡するといふようなことは、こういう不定期便——不定期ですけれどもほぼ定期と同じように夏場は飛んでいるわけですが、連絡する体制というものは、全然ないのですね。航空会社のほうは、ディスパッチャーはもちろん置いていないし、一応それにかわるような管理者みたいなものを空港に置いておる程度で、そういう連絡なんというのがきちんとできる体制にはなつてないわけです。

○金井政府委員 もし、先ほど申し上げましたように、非常に予期しない異常気象が起こりそうちというときには、ボルメットとかシグネットとか、そういう手だけで通報することはできますけれども、それはもちろん、空港測候所、気象台を通じてそういう情報を空港事務所が入手して流すということをございますけれども、当日は、そういう異常気象が発生しておる、要するにシグメントとかボルメットに相当するほどの異常気象状態ではなかつた。したがつて、新聞その他では積乱雲が出ておつたという情報がありますけれども、ほんとうにそういうものがあつたかどうかかといふことはいまわかつております。ただ、これからやることは、地上の目撃者その他、どの辺に雲があつたのか、どういう方向にどういう雲があつたかということをたよりにする以外につかみようがないというのが実情でござります。

○横路委員 幹線路の整備というのも非常に大事なんですが、ある意味では、たとえばの話ですけれども、東京—大阪なんというのは、飛行機に乗らなくたつて新幹線で十分用を足すことができる、これはやはり飛行機というのが非常に便利になつてくるわけです。ですから、そんな意味で、私たちも道内でもってやはり利用することがある

うことです。そんな意味では、不定期便だからといって、じやなくて、やはりその辺のところの会社の体制というのも、なかなかいますぐどるのむずかしいのかもしれませんけれども、十人程度しか乗れないといつてもやはりそれなりに乗客の命を預かっているわけですから、運輸省としても、その辺のところに対する監督というのも、ぜひ十分行なっていただきたいと思いますし、それから不定期便ばかりじやなくて、一般の新聞社等のチャーター便にしても、これから民間会社等が保有して利用するということもかなり多くなるということは、アメリカ等のようになるかどうか別にして、予測できないわけでもないわけでありますので、その辺のところもひとつ十分に、たとえば飛行場なら飛行場の問題一つ考えてみても、これからどういう配置をしていくのかとかいうようなことを含めて、ぜひ検討していただきたいというふうに思ふんですが……。

ことについては賛成なわけなんですが、この第二次空港整備五年計画が四十六年度を初年度としてもう始まっているわけですけれども、これは総額五千六百億ということと、去年の二月にたしか閣議了解を通つて、そして正式に、その中身といふものが長期的な展望をもつてきめられたというのがことしの三月十七日になつてゐるわけです。つまり、本来ならば逆でなきやならぬのを、計画なしに実は去年から出発してゐる。第一次空港整備計画の場合にも、財源等の問題もあつたと思うんですね。つまり、それどころの問題で失敗をしたんじゃないかというように思うんです。

そのように考へると、一応この第二次空港整備五ヵ年計画の場合には、乗客数を、国際線の場合一千両、国内線四千万というように、昭和五十年度ですかをめどにした計画になつてゐるんですけども、もうちょっと長期的な展望の中から空港整備というものをはかつていく必要があるんじゃなかろうか。長期的な見積もりをどの辺まで見通すことができるかというのは、経済的な状況の変化がありますから、そう遠くまで、先のことまで見通すことはできないんでしちゃけれども、しかし、これを読んでみると、こういうことをするということはわかつても、じゃ将来的なイメージはどうなのかということになると、どうやらまだ明確にこの第二次空港整備五年計画の中に出てこないというのが私なんかの受けとめ方な感じですけれども、その辺のところと、どの程度の長期的な展望を持つた上でこの第二次空港整備五年計画になつてているのか。何か印象としては、五千六百億をともかく何か裏づけするといふことのために作業を、去年の二月閣議了解があつたから、あとで一生懸命その作業をやつて、五千六百億というのは、だからどうもその辺のところが明確じやないというようには思ひませんでしょども、その辺のところはどうなつてゐるんでしょ

○内村(信)政府委員 これは確かに五ヵ年の計画になつておりますが、実はこの前提といたしましては、かつて新金總というものがございまして、その際は、大体昭和六十年度を見通しまして、そのときの基礎数字として、国内線が大体一億二千万ぐらいの需要があるだらう、国際線については大体四千万程度の需要があるだらうということが、長期のいわばマクロな見通しだったわけであります。それを踏まえまして、それにつきましては、その後の情勢の変化、あるいは社会情勢がずっと変わつてしまひましたので、違う点もあるかもしけぬといつて一応吟味はいたしましたが、マクロ的な趨勢から見れば、一、二年の差はあるかもしけぬけれども、傾向としてはあまり変わりはないんじゃないかというふうなことを踏まえてこの五ヵ年計画というものを、先ほど先生がおっしゃつたような需要の数字をとらまえたということをございます。

そこで、その五千六百億でまずきまつてと、いうようなことでござりますけれども、五千六百億といふのは、財政の問題、あるいは国の全体の投資規模の割り振りの問題、それから逆に言えば、その財源が実際上どういうふうに確保できるか、こういうような問題もございましてしまつたわけでござります。それから見ましても、その需要の数字から見ましても、大体この程度でなからうかということできめたというような事情でござります。

○横路委員 この第一次空港整備五ヵ年計画を実現していくためには、この財源の問題は第一次計画に比べて解決されたわけがありますが、やはり保安職員の問題と、それから民間航空会社のほうがそれに対応できるだけの体制がとれているかとれていないか、これは乗員や整備等の訓練を含めてですね。やはりその辺のところが大きな問題になるんじやないかというように思うわけです。

そこで、一つは民間航空会社のほうの体制なんですかけれども、いろいろ皆さんのほうでまだ議論されていて、きまつておらないですが、シエ

ア等を日本航空、全日空、東亜国内でどのようにしていくのか。その辺のところのいまの状況というのは、どうお考えになつておられるんですか。

○内村(信)政府委員 この点につきましては現在いろいろ検討中の段階でございますが、これはあくまでこの前の閣議の了解がございまして、そこで大幅なその分野というものがきまつておるわけでございます。これは閣議了解の前に運輸政策審議会というふうなところで一応の政策をきめまして、それを閣議に了解を求めたというふうなことでございます。大幅なワクを申し上げますと、やはり日本航空というものは国際線と国内幹線、それから全日空は国内幹線とローカル線、それに近距離国際チャーターということで、それは機材の余裕のある限りにおいて活用するということ。それから東亜国内につきましては、さしあたりローカル路線といふことでやつていくんだけれども、将来は幹線にも出ていくことを考えようというのが大まかな筋でございます。大体はその筋に沿つて、どういうふうに客觀情勢に合わせて具体化をはかるかということが現在の問題でござります。これについてはまだ検討中の段階でございます。

○横路委員 しかし、そうは言つても現実に会社の社内体制といふものは、たとえば東亜国内航空だつて、Y.S.じなくてジエット化を中心とした体制整備に何か持つていこう、というような動きといふものは非常に大きくなるわけですね。その辺のところのシェアといふものは、具体的には、どうする、こうするということは、全然議論中であつてしまつてない、こういうことですか。

○内村(信)政府委員 シェアといふのが実は二通りの意味があると思うのです。国際、国内幹線、国内ローカル、これを通じて全体的にどういうふうに位置づけをするかというのが一つの問題。その後の次に、たとえば同じ幹線でもうてどういうふうに入れていくかということをシェアとしてどうするかという問題、この二つの問題がござります。それで私がいまだ検討中と申し上げましたの

は、幹線のシェアといふものをどういうふうにすべきか、すべからざるかという問題について検討中であるということでございます。それから全体の位置づけということにつきましては、先ほど申し上げましたような位置づけをして、そのときに先ほど指摘ございました東亜国内がジェット化の準備を進めているということは、これは現実の問題としては、先ほど申し上げましたような位置づけをしているわけでございますが、そのときに先ほど指標を進めるために、やはり日本航空といふものの技術援助が必要でございまして、それがないと安全運航はできませんので、そういうふうな技術的援助がどこまでのものができるかということでもつていま検討しておりますが、方向といたしましては、ローカル線も空港が大きくなりますに従いまして、また旅客需要があつて従いまして、これは騒音の問題がござりますけれども、この解決されつけはジェット化していくのが一つの趨勢でございまして、そういう意味におきまして、東亜国内におきましてもジェット化の準備を進めているということでございます。

○横路委員 日本航空はだいぶ甘やかされているんじゃないいか。特に日本航空の中の労務管理等を見ていると、そういう感じが非常にするわけですよ。確かにいまのような会社の体制の中で東亜国内なら東亜国内というものを、たとえば幹線を飛ばしていくなりジェット化をほんほんしていくといつたって、とてもじゃないが、いまのあの会社の体制じゃ十分じゃない。その辺のところはなかなかむずかしいのですけれども、ただ日本の航空というものを考えた場合に、日航ばかりに比重を置かないで、もう少しそれぞれ東亜なり全日空あたりにも力をつけさせていくということは、これはどうしても必要だらうと思うのですね。私は、あとで日本航空等の問題についてはまた議論したいと思うのですけれども、基本的な方向として、たとえば、東亜はローカルでいいんだといって、何とか国際線が花形でそれに比重を置いてというよう

なことじやなくて、国際線であろうと、国内線であろうと、ローカル線であろうと、ともかくお客様が乗つておられるわけですから、これは落ちたら困るので、そういう意味できちんとした基盤をつくりつけるような行政指導というものをも、日本航空ばかりじやなくて、東亜とかあるいは全日空に対してもやはり必要じやないか。どうも日本航空にだけ少し甘過ぎて、日本航空は甘やかされてきているんじゃないかという印象がいろいろな面でするわけなんです。その辺のところも考えて、第二次空港整備五カ年計画の乗客をどういう形でさばいていくかという体制といふものを、航空会社の体制としてぜひつくっていただきたい、というふうに思うのですが、その辺のところは大臣いかがですか。

○丹羽国務大臣 ただいま御質問ございましたとおりと私も考えておる次第でございます。先般、一昨年かにおきましても、ことに運輸事業におきましても、一番安全性を尊重しなければならない航空交通機関でございますから、安全性の確保といふことは第一である、次に利用者の利便である、それからまた、それに従う各分野もそれに合ふようにシェアをきめていくことが骨子でございまして、いままでお話をございましたように、いま定期旅客としては三社でございます。三社がやはりそれぞれの所を得ましてほんとうに協力をして、そうしておのおのが発展をしていくようには体制をつくつていかなければならぬ。その根本によつて進んでいくつもりでございます。

○横路委員 特に航空会社に対する指導というのは、第一次空港整備五カ年計画のときから、あの四十一年の四大事故直後からくるくる変わつて、さつぱり明確な方針になつていいのですね。航空会社の関係になるいろいろな利害関係が生まつて、それがいろいろな圧力団体となつて、その辺の力関係で動いてつづりきまさらなものだらうと思いますが、そういうことじやなく、それで必要かということは検討されていますか。

○内村(信)政府委員 大体概算はいたしておるつもりでございます。申し上げますか。

○横路委員 はい。ちょっと職種別にいろいろ

いたいというふうに思うのです。

そこで、次には保安要員の問題なんです。実はさきのう航空局長も大臣もおられないのです。行管のほうに定員の確保についての要望をしておったのですが、その中でいろいろ調べてみても、何回も中であるということでございます。それで、次には保安要員というものはまだ非常に足りない。しかも無資格者が非常に大きな割合を占めているといふことを指摘をしたわけなんです。

さきのう大臣おられなかつたので一例だけ申し上げておきますと、たとえば名古屋空港ですね。名古屋空港の場合ですと、あそこはもう飛行機の離発着回数が非常にふえて、一時間に七十三機離発着している。三時間通してみると、大体平均して二百機離発着しておるわけです。管制官の場合どういう状況になつておるかというと、フルレーティングを持つているのは大体半分ぐらいしかいません。あとはペーシャルかノーレーティングの人です。特にあそこは前に一度事故を起こして、航空交渉機関でございますから、責任を追及されるというふうなことで刑事裁判で有罪判決を受けるというふうなことになつてるので、その辺のところは非常に注意しながら皆さん方やっておられる。飛行状態、気象状況が悪いと、無資格者を全部はずして有資格者だけで管制をやつておる。そうすると、すわる席が九つか十ありますながら実は半分ぐらいいしか人がすわらないで、レーダーのほうとターミナル管制のほうと連絡も十分できないままに、主幹ですか主任ですかといわれるような人が、実際にには席にすわつて管制をやるというような実態になつておるわけです。

そこで、第二次空港整備五カ年計画に関連をして、この五カ年計画をやるために保安要員といふのは一体何名必要で、それが一つ一つの分類でどうぞだけ必要かということは検討されていますか。

○内村(信)政府委員 それでは保安要員に限定してお話し申し上げますけれども、航務、通信、無線、管制、施設、こういった分類で申し上げたいと思います。

そこで五ヵ年計画につきまして必要な人員、これは計算上でございますから端数も出ておりますけれども、千八百五十四人というふうに考えておられます。その中で四十六年度及び四十七年度の定期員として認められたものが、四十六年度が二百六十一名、それから四十七年度が四百二十八名でございます。そこで残りますのが、千八百五十四名から現在のこの二年分の六百八十九名を引きまして必要である、こういう勘定でございます。

それでこそおも雇用方に申し上げますと、新規開  
係でこれから三年間に必要な人員が四十四名、  
それから通信が百四十九名、無線が三百九十四  
名、管制が五百十三名、施設が六十五名、合計千  
百六十五名でござります。これは非常に端数にま  
でわたって正確なようでござりますけれども、計  
算の関係上一応こういうふうな数字になつており  
ます。大まかには大体一千二百名ということでござ  
います。

○横路委員 その必要な人間をどうやって養成していくかとそういうことが問題になるわけですね。いまの航空保安大学校の定員から言うと、無線関係、通信関係なんというのはとうていまかないきれないでしよう。あの定員はいまたしか四十の二十一、二十でしたか。ちょっとその辺のところを……。

○内村(信)政府委員 確かに保安大학교의定員は若干ふやしていただいておりますが、なおかつ、それのみをもってはまかない得ないわけでござります。特に無線関係は三百九十四名要ると申し上げたわけでございますが、航空保安大학교의養成で出ますのは大体八十名程度であろうと思います。したがいまして、残りの三百十一名といふものはやはり新規採用しなければいかぬというところ

るに問題がございます。もちろん無線でございませんから、必ずしも保安大学校のほうにおりませんでも、あるいは一級、二級、あるいは三級というふうな免状を持つてある人にも来てもらえば、それを研修して航空保安要員にさせることはできるわけでございますが、それだけ一般から局のほうにそういう仕事のために入ってきてくれるかどうか、そこが一番の問題でございます。

○横路委員 いや、そこが問題でございますといつたところで、それじゃやはりだめなんで、もしそれでしたら、航空保安大学校のほうの定員をふやして、それでもまだ切れるようになりますとか、いうような措置というものがやはり必要でしょ。いまの航空保安大学校、これもまあ出発したばかりのようなものですから、なかなかそこまで体制がいかぬのかもしれません、それでなかつたら、要するに施設だけつくつたって機械が動かないということになってしまふ。

きのう行管のほうにも話しておきましたけれども、行管のほうでも、航空等については積極的に必要な定員というものは認めていらっしゃる姿勢を、きのう大臣のほうも示されたわけです。そういうことで、定員は認められたって肝心の人がいい

ない。ということになれば、飛行機だけどんどんふえて下のほうの施設がだめだということになれば、これは全くとんでもないことになるわけなんですが、その辺のところを、民間から来てくれるかどうかわからぬけれども何とか募集してやります程度では、これ困るんじゃないかと思うのです。

おりでございまして、私は就任当初からその点を一番心配をしておりました。いかにしてそういう技術者の充足を確保するかということが一番の問題でございました。これがためには、さつきからお話をございました保安大学の機構を拡充いたしまして、そこで収容人員をふやすということとまことにしろということは指示している次第でござります。それだけで足りない。ただいま申しま

たように、応急の措置としては民間からどうしてある程度の採用をしなければならない。それにはいまの手当ではたして来るかどうかという問題がございます。特別手当その他の点につきましてがござります。まだこの点が足らない次第でございますが、も、極力これを増していかなくちゃいかぬ。実は管制官につきましては再三言つておりますが、私の考え方では、民間の一般的の給与からいたしましてまだこの点が足らない程度のごとく公務員という特殊の自覚のもとにある程度の手当を増すよう、ただいませつかく人事院、総理府に強く要請をいたしております。それらのものを勘案いたしますとともに、将来の昇進の方法もいろいろの運用の方法を通じまして、ぜひひとつ民間からもわれわれの航空業務に転職をするよう各方面的措置を考えてもらいたいと、いま早急に各方面と折衝しておる次第でございますので、その点でござります。

○横路委員 待遇の問題は、大出議員のほうからもいろいろと各方面に對して質問があつたと思ひますが、そこでひとつ、きのう質問したことのうに思います。

繰り返しになるんですねけれども、大臣の頭の中に入れておいてもらいたいのは、たとえば管制技術にしても、通信関係にしてもそんなんですけれども、技術訓練というのが非常に粗末なんですね、運輸省の関係は。たとえば東京の航空交通管制あたりの実態を見ると、ここは管制技術の人昌制は二十三名なんですが、そのうち資格を持ってい

制技術職員試験規則による技能証明書、これを持つてはいるが十五名。あと八名といふのは何を資格を持っていない無取得者ですね。その八名の中、内訳は、基礎訓練、規則の四条でいう「四ヵ月以上」の研修というやつですね。これは航空局長が「研修云々」という、「基礎試験は」ということできめられているのが終わってない者が四名ですね。

それから実地試験です。この実地試験が終わつて  
いないのが四名。というのが無資格者の内容にな  
なつてゐる。いろいろ聞いてみると、この基礎訓  
練というのも、實際は、「四ヶ月以上」と規定  
されているけれども一ヶ月だけで、皆さん方のや  
り方というのは、あとは現場にぶち込んで、徒弟  
制度みたいに、實際の仕事のローテーションの中  
に入れて、資格を持つている人間からいろいろと  
指導を受ける、そして何とか一人前になつていく  
ということなんですね。その間における技術訓練  
というものを運輸省としてきちんと行なわされてい  
ない実態にあるんじやなかろうか。ですから、た  
とえば東京の久留米のセンターとの関係の実地  
訓練も、本来ならば、試験規則の八条で「管製技  
術業務は、技術証明書を有する職員以外の者に行  
なわせないものとする」というようにわざわざ規  
定されながら、實際には資格のない者にやらせて  
いる、こういうことになつていてるわけです。

も、ほかも大体全部そ�です。通信技術関係もそ�うでし、こういう技術ばかりではなくて、管理要員とか消防、消火の関係ですね。空港の消火の関係、こういう関係も、ともかく特殊な技術の訓練の場といふものが非常に弱いようと思われます。

ので、その辺のところもひとつぜひ考えて、航空保安大学を卒業してすぐといふことばかりじゃなくて、大学を出てくればまだいいですけれども、これからは民間からも採用しなければならぬといふような場合には、とりわけこういう訓練が非常に重要になってくるので、現場にぶち込んで、その中でもつて徒弟制度みたいにやっていくなんとかいふことが必要だ。

いうことじやないようにお考えをいただきたいと  
思うのです。

ますので、再訓練ということが必要ではないか。どこの事務職員におきましても再訓練をする場所が相当あります。ましてそういった一番大切な技術訓練でございますから、いま御指摘がございましたように、ある一定の期間、たとえば一年間つとめた者は二ヵ月ですか、保安大学に依頼をして新しい訓練を行なうことが私は必要だと思つてはる次第でございます。ただ、現実の問題といたしまして、いまお話をございましたように、非常に人員不足でございまして、これは申しわけない次第でございますが、久留米のコントロールタワーにおきましても、またその他におきましてもぎりぎり一ぱいでやらしている、こういうことでございますので、その余裕がまだ出てこないということで実情やむを得ずやつてはいる次第でございます。

○横路委員 もう一つ、空港の消防体制で行管からの勧告も出ておりますし、一種空港で化学消防車が配置されながら専任の要員が一人もないといふことで、きのう行管に対してお願ひをしておったのですが、その辺のところで、要員の問題もぜひ二種空港に重点的に配置するようになってもらいたいと思います。

それから訓練そのものも、化学消防車、特に飛行機の場合は、普通の消火と違つて特殊な要素があるわけですが、現実を見ておると、二種空港の場合には、飛行機に対して給油をする民間の石油会社の社員と約束をしておつて、その人が車を運転する。あとは一般的の事務をとつてはいる人がその消防車に飛んでいつて消火作業をする。消火だって危険な仕事ですから、こんな服を着てはつてやれるわけじゃないのに、大阪あたりですと、専門のそういう被服まだまだ十分でないといふよなことなんぞ、これまた、要員の配置と同時に、ひとつぜ

ひお考えをいただきたいと思うのです。

○内村(信)政府委員 まさに先生おっしゃるとおりだと私、思つております。確かに、二種空港につきましては消防車を配置しておりますが、要員として、いまお話をございましたように、非常に人員不足でございまして、これは申しわけない次第でございますが、久留米のコントロールタワーにおきましても、またその他におきましてもぎりぎり一ぱいでやらしている、こういうことでございますので、その余裕がまだ出てこないということで実情やむを得ずやつてはいる次第でございます。

○横路委員 もう一つ、空港の消防体制で行管からのお勧告も出ておりますし、一種空港で化学消防車が配置されながら専任の要員が一人もないといふことで、きのう行管に対してお願ひをしておったのですが、その辺のところで、要員の問題もぜひ二種空港に重点的に配置するようになってもらいたいと思います。

もう一つの考え方には、やはり消防といふのは、もちろんもち屋でございまして、そういう意味では、地方公共団体における消防といふなどころも十分に連絡をとりまして、実質的に消防体制をきつちりとしたものにいたしたいというふうに考えております。

○横路委員 そういうことで、空港整備五カ年計画に対応する皆さんの方の管理の部門だつて、これからレーダーを一つどこかにつくるにしたつて、車の問題と、その辺のところの原因をどういうふうにお考へになつてはいるのか。日本航空のほうでは、何か滑走路が悪いのだといふうに、もっぱら滑走路のほうに責任があるような表明が最初のころ出ておりましたが、現状どうなつてはいるのか、その辺のところから……。

○内村(信)政府委員 詳細は技術部長から御説明申し上げますけれども、現在の段階におきましては、まだ事故調査の段階でございます。したがいまして、エンジンなどにつきましても相当分解してみなければならぬということですが、大阪航空局の例なんか調べてみると、職員の人たち平均年間三日ぐらいしか有給休暇がとれないというような状況で、広いところをあちこち走り回つてやつておるわけですね。非常に出張が多いという勤務状況になつてはいるので、そういう問題を皆さん方のほうでお考へをいただきたいと思います。

そこで、きょうはちょっと日本航空の労使問題に関連して質問したいと思うのですが、労使問題で、運輸省よりは労働省のほうがいいだろ

る問題というのが実は非常に大きくなつたつていのじやなかろうかというように思いますので、その辺のところを少し事実を指摘して、そしていまなかなかめんどうを見切れないというのが実情でございまして、現在は、先生のおっしゃいましたように、現地の空港職員あるいは民間の職員等が一致協力して消防体制をつくつておるということがやつております。もう一つは、地方自治体が、やはり御指摘のように、どうしても基幹空港となる空港におきましての消防要員の確保その他が筋でございまして、その方向に進めたいと思つております。

最初に、この間の五月十五日のDC-8-61型の事故ですね。この辺からちょっと整備の問題についてお尋ねをしていただきたいと思うのです。

この日本航空のDC-8-61型の事故については、警察のほうも刑事事件として捜査しているようでありますけれども、皆さんのほうでは、一体この辺のところの原因をどういうふうにお考へになつてはいるのか。日本航空のほうでは、何か滑走路が悪いのだといふうに、もっぱら滑走路のほうに責任があるような表明が最初のころ出ておりましたが、現状どうなつてはいるのか、その辺のところから……。

○内村(信)政府委員 詳細は技術部長から御説明申し上げますけれども、現在の段階におきましては、まだ事故調査の段階でございます。したがいまして、エンジンなどにつきましても相当分解してみなければなりませんので、いますぐ結論は出せないと、うふうに考えております。

それから、滑走路のゴムがすべるのじやないかというふうなお説も一部ございまして、私どもこれにつきましては、やはりそういうふうなことにつきましても検査しなければいかぬということで、現実に水をまきまして滑走試験も行ないました。その結果、それほど摩擦係数は悪くないといふふうな結果でございました。なお、全般につきましてはまだ調査中でございますので、はつきりした結論は申し上げられません。

○横路委員 最近の飛行機の世界的な事故の中と話をしてみるといふことは单なる労使問題申立てで、離陸時の事故というものが非常にふえてきてるといふように、何かIATAあたりからも航空会社なんかに対する注意なんかも出ているようですね。特にDC-8型の離陸時の事故といふのがちょっと多いのではないかというふうに思うわけなんですか? でも、この整備の体制について、エンジンの整備、機体整備が、従来やられてきたのと違つて、最近、たとえば日本航空ばかりじゃなくて各航空会社全部そうですね。運用許容基準といいますか、キャリーオーバー基準といふのを設けて、あれは皆さんのほうで認可されているのでしょう。認可事項になつてはいるのでしょうか。

○金井政府委員 認可事項になつています。

○横路委員 そこで、各航空会社みんな出発時間がきめられていますね。その出発がおくれると、どこへこの責任の問題が起きてくるかといふと、整備のほうにディレイレポートという、なぜおくられたかというレポートを提出させてはいるので、そのためには、整備の実態といふのはどうなつてはいるかと、あのキャリーオーバーの基準の中に、この辺は故障していてもいいとか悪いとかというのがずっとどこまかく規定されていますが、一分でもおくれるとすぐ整備のほうにディレイレポートを出させるようにしてはいるので、これは無欠点運動と称して生産性向上運動の一環としてやつてはいるようなんですが、結局、少々の故障があつてもどんどん出してしまつわけです。ともかく定時といふことのほうを安全といふことよりもまず第一に考えて、定時性を確保するという観点から飛行機をどんどん飛ばしてしまつてはいることになつてはいるのです。その辺のところのいまの整備の実態、これを皆さん方は掌握されているのかどうか。

確かにそれは、短い時間で整備をするといふことが無理がかかるでやれるような体制ですと、それは問題がないのですけれども、実際には各航空会社ともやはり要員が非常に足りない。日本航空なんかの場合でも、整備の関係といふものは人があふえていない。営業の関係といふものは人

をどんどんやっているけれども、整備関係というのは、たとえば機数から言うと、日本航空の場合、昭和四十年に三十三機だったのが、現在ビーチを含まないで六十五機に増えているわけです。倍以上になっているけれども、整備の人員というものは大体一・二倍程度、一・二強ぐらいしかふえていないというような状況の中では、こういう無欠点運動ということでもって時間をおくらせないかのように形にしていく。そうすると、その無理がどこに行くかというと、整備を行っているのです。その辺のところの現状というのを皆さん方のほうで御承知になっているかどうか、その辺どうですか。

○金井政府委員 御指摘のキャリーオーバー・スタンダードというのがございまして、このキャリーオーバー・スタンダードというのは、そのまま修理しないで飛んでもいいという項目でございます。だからといって、これをそのまま修理しないでどんどん飛ばしている実例があるということです。さういいますけれども、キャリーオーバー・スタンダード自体といふのは、なるほどそれは修理するというのが本来の趣旨でございますので、もし万メートルベースでどんどん御指摘のようにキャリーオーバーすることがあるとすれば、それは望ましいことではありません。

それからまた、機組はふえたけれども整備要員は一・二倍程度しかふえていないということですけれども、御指摘のとおりでございます。ただ、これはもちろん、いろいろい意味での整備方式の改善とかそういうことで、特に昔に比べて人数が不足しておるというふうには理解しております。

ただ、前に戻りますけれども、キャリーオーバー項目であるからといって、整備のマーンベーでどんどんキャリーオーバーするということは、決して望ましいことではございませんので、

私どもとしては、まだ一々詳しいデータを把握しておりませんけれども、場合によりましては、立て入り検査その他によってその事実を確認したいというふうに考えております。

○横路委員 ゼビその辺のところを確認してもらいたいのですが、実は航空安全推進会議というのがある。これは大臣も皆さん方も御承知ですね。

そこで、日本航空、全日空、東亜航空の整備関係の人六百八名に対してもアンケートをとった結果があるのです。この結果の中に、非常におもしろいのは、いまのキャリーオーバーの問題でどこと整備の人と対立するかというと、パイロット等いつも対立になるわけです。これでいいからこれでもつて飛びなさいと言うと、パイロットのほうは、いや直してくれ、こういうことになる。直してくれと言つたって、もうお客様も乗つかっていて、荷物も積んでしまつたというなどときに問題点が発見される場合もあるわけです。

○丹羽国務大臣 非常にいい御指摘を受けた次第でございますが、原則としては、いま言つたような、機長が安全性を確保して、そしてチェックをしてもらおう。私はそれでなくちゃならぬと思うし、またぜひそういうふうにやってもらいたい。推進会議の方々とも私たび会つておりますので、そういうふうに思つておる次第でございます。何と申しましても安全性が第一でございます。ですから、かりにキャリーオーバー・システムが不合理であるということであれば直ちに廃止する。私は技術的なことはよくわかりませんが、それは十分検討させていただきたい。それに対応するような対策をさせたいと私はかねがね言つておる次第でございます。

異常運航が非常に多いわけでございます。しかし、これは赤ランプがついたのだから安全だといふことを整備の人にアンケートを出したわけですね。そうすると、四〇%の人がやはり機長のほう意見を異にする場合があるかというと、半分以上の人方が対立しておるというわけです。つまり、飛行機を扱つていて、それが非常に忙しくなるわけなんです。たとえば整備の関係の勤務システムですね。これなんかも非常にひどい勤務形態といふものがあって、特に成田空港ができた場合の勤務をどうするかというと、いま昼間はどんどん飛行機を飛ばして、夜の間にできるだけまとめてやろうということですね。そのため、たとえば日本航空の場合で、朝と昼と夜勤務の三つに分かれているわけです。朝勤務は八時から五時まで、星勤務は一時半から午後十時半まで、夜勤というのは夜の十時から翌朝の八時半まで、こういう勤務になつてゐるのです。その形態がどういう形態かといふと、シフト勤務と称して、日本航空のほうから提案があったのは、これは途中で引つ込まれたようなんですが、ナイト勤務ばかりずっと続けてナイト、ナイト、ナイトとやつて、あと明け、休暇といふことになるわけですね。ナイト、ナイト、ナイトとやつて明け、休

エンジンの発電機一つとまつてもいいとかいうふうなことで飛ばしてしまうことに現状としてなつておるのです。

したがつて、やはりその辺のところを、これはいま技術部長のほうから実態を調査して、立話をありました。あれはつい先月でしたか、大臣のほうで、海と陸と空の関係について、全面的に安全の問題について点検をしなさいという指示をされたそでありますけれども、その辺のところを、もうひとつ徹底したいま企業に対する監督というものもなければだめじゃないかといふように私、思いますので、その辺のところもひとつ大臣のほうで検討して、いまの実態というものをぜひ掌握をさせていただきたいというふうに思うのです。

○横路委員 もちろん、飛行機のほうに関するこいつものも、科学技術というのは進歩しておりますから、何でも昔と同じやり方でやつていればいいというものではないわけですから、ただし、その前に、航空会社の考え方というのやはり安全性というのを一定の範囲でだけ考えて、一定の範囲内の安全を越えるとあとは過剰安全だといふ。過剰安全なんということばが、大体航空会社の幹部の中から堂々と口にして出てくるといふあたりが問題なんですね。過剰安全といふことがあるだろうかということばが、やはり安全というのはぎりぎりのところまで追求されていかなければならないので、利潤と安全との調和をはかるなんというような姿勢は困るわけですね。したがつて、そういう意味でのいまの実態をもうちょっとお話しをしたいと思うのです。これは労働問題といえば労働問題なんですが、飛行機を扱つていて、それが非常に皆さんが行政の関係をしてくる分野が多いから指摘をするわけなんです。たとえば整備の関係の勤務システムですね。これなんかも非常にひどい勤務形態といふものがあって、特に成田空港ができた場合の勤務をどうするかというと、いま昼間はどんどん飛行機を飛ばして、夜の間にできるだけまとめてやろうということですね。そのため、たとえば日本航空の場合で、朝と昼と夜勤務の三つに分かれているわけです。朝勤務は八時から五時まで、星勤務は一時半から午後十時半まで、夜勤というのは夜の十時から翌朝の八時半まで、こういう勤務になつてゐるのです。その形態がどういう形態かといふと、シフト勤務と称して、日本航空のほうから提案があったのは、これは途中で引つ込まれたようなんですが、ナイト勤務ばかりずっと続けてナイト、ナイト、ナイトとやつて明け、休

て、改善をさせていただきたい、こう思つておる次第でございます。

○横路委員 もちろん、飛行機のほうに関するこいつものも、科学技術というのは進歩しておりますから、何でも昔と同じやり方でやつていればいいというものではないわけですから、ただし、その前に、航空会社の考え方というのやはり安全性というのを一定の範囲でだけ考えて、一定の範囲内の安全を越えるとあとは過剰安全だといふ。過剰安全なんということばが、大体航空会社の幹部の中から堂々と口にして出てくるといふあたりが問題なんですね。過剰安全といふことがあるだろうかということばが、やはり安全というのはぎりぎりのところまで追求されていかなければならないので、利潤と安全との調和をはかるなんというような姿勢は困るわけですね。したがつて、そういう意味でのいまの実態をもうちょっとお話しをしたいと思うのです。これは労働問題といえば労働問題なんですが、飛行機を扱つていて、それが非常に皆さんが行政の関係をしてくる分野が多いから指摘をするわけなんです。たとえば整備の関係の勤務システムですね。これなんかも非常にひどい勤務形態といふものがあって、特に成田空港ができた場合の勤務をどうするかといふと、いま昼間はどんどん飛行機を飛ばして、夜の間にできるだけまとめてやろうということですね。そのため、たとえば日本航空の場合で、朝と昼と夜勤務の三つに分かれているわけです。朝勤務は八時から五時まで、星勤務は一時半から午後十時半まで、夜勤というのは夜の十時から翌朝の八時半まで、こういう勤務になつてゐるのです。その形態がどういう形態かといふと、シフト勤務と称して、日本航空のほうから提案があったのは、これは途中で引つ込まれたようなんですが、ナイト勤務ばかりずっと続けてナイト、ナイト、ナイトとやつて明け、休

暇というのを三年間も続けてやるというのですよ、同じ人間が。そうすると、夜の十時から朝の八時半までという生活を一年も二年も続けたのは、家庭のほうはどうかというと、子供は朝学校に出かけて昼間帰つてくるという一般の人間と同じ生活なんですから。どうもこういう勤務形態の夜勤というのも、それはこういう航空会社の場合なんか、確かに昼間だけで処理できない分野として、必要な部分はたくさんあるのでしょうけれども、しかしこういうシフトを入れていくのが妥当かどうか。これは成田についての提案ですが、いま現実に行なわれているのも、昼間、夜、夜、あくる日休みで昼間、夜、夜。昼間というのは午後一時半から夜の十時半までの勤務、翌日は夜の十時から朝の八時半まで、夜の十時から朝の八時半まで、そして明けになつておるというような勤務になつていています。あまり一般の労使関係に行政官庁が介入するというのは、私も、労使対等の原則そのほかから見て、あまりいいことじやないと思いますけれども、ただ、こんな整備状況の中がいろいろな問題が発生してきているとすれば、やはり皆さん方のほうとしてもお考えになつていいことじやなかろうかとうように思いますので、その辺のところもぜひ御検討をいただきたいというふうに、これはお願いだけしておきたいと思います。ひとつ御答弁を……。

いますね。これはある程度技術の進歩でこういう方法でいいのかもしれません、ただ、たとえばエンジンは取りかえなければならない。実態はそういうんですね。実態は五千時間まで持たぬわけです。よ、ジャンボの関係のエンジンというのは。そうするところは、科学技術が発展したから、それでもう安全性が確保できるということできめられたというよりは、手間を省くという意味できめられているという要素のほうが、いまの実態から言うとどうも強いようと思いつきます。DC-8なんかは四十三年に時間が短縮されて、そうしてオーバーホール方式が廃止になって、いまのEHMといふ方式に変わったということなんですが、その辺のところも皆さん方のほうで、こういう方式変更の場合には一応認可事項になつておりますね。

○金井政府委員 認可事項になつております。

○横路委員 ですから、認可するときに、たとえばジャンボの場合のエンジンについて五千時間といったところで、実態は三千時間で全部取りかえなければならぬといういまの実情だとすれば、これは皆さん方のほうが調査不十分ということじゃないですか。

○金井政府委員 いま確かに御指摘のとおり、昔のオーバーホールという制度をやめまして、ヘビーメンテナンスあるいはH-S-I制度によりまして、ジャンボの場合は五千時間、DC-8の場合は七千時間、ボーイングの場合は四千時間で点検するという条件で許可しておるわけでございますけれども、そういう許可をするについての条件としまして、當時モニターするという条件をつけさせてございます。モニターというのは、たとえば、運航中潤滑油の温度の上がりぐあいとか、圧力などの状況だとか、燃料ポンプの状況だとかを一応モニターして、もちろん悪ければ五千時間以内で当然取りかかる。要するにモニターをつけてそういう五千時間を許可したわけあります。ただ、こういふのは、一応、外国の例だとか、あるいはいい

とえば日本航空の場合には、日本航空の過去の経験、ジェット機に対する経験、それから整備の陣容、整備の熟練度はどうか、整備士の熟練度はどうか、そういうことを勘査してこの数字をきめ、しかも一応モニターするという条件つきで許可しましたわけでござります。ただ、御指摘のように、こまかいトラブルの出方だとかいうものももちろん当方としては監視しておつて、そうして最初きめた五千時間なら五千時間という整備の方式がいいかどうかということは絶えず監視しておるつもりでござりますけれども、御指摘のことにつきましては、さらに私どもとしましても、今までのデータを見て再検討したいというふうに考えております。

○横路委員 ですから、たとえばジャンボの場合はなんか、エンジンが一発だめになった場合のお客さんを乗せないで飛行するフェリー飛行ですね。このフェリー飛行は、DC-8、ボーイング727の場合が一応対象にしていますけれども、ジャンボの場合それをやつてはいけないということに日本航空のほうでしていますよ、あぶないから。三発だけのエンジンではさらに一発とまたったときにあぶないから、ボーイング727やDC-8の場合はいいけれども、ジャンボの場合はダメですということになると空のほうでしていますよ、あぶないから。三発だけのエンジンではさらに一発とまたったときにあぶないから、三発だけの場合はダメですということになります。つまり開発されてまだそう時間がたっていない飛行機ですから、そういうような措置がとられているんだろうと思いますけれども、その辺のところもやはり問題として指摘をしておきたいと思います。

それで、そういうエンジンのオーバーホール・システムというのが廃止になつたとか、キャリーオーバーの基準を適用させて出発させるというようなことが原因なのかどうかわかりませんけれども、新聞には、ふしぎと日本航空の場合の引き返したというのは出ないけれども、全日空の場合はよく出る。ところが件数を見るときつこうあるのです。たとえばDC-8だけで去年の九月からことし三月までの間を調べてみると、離陸を中止して

それから飛行中にエンジンを停止したのが十四件。これはほとんど、エンジントラブルか、エンジンに関連した部分での事故によつてこういうトラブルが起きているようでありますけれども、一つお尋ねしたいのは、こういうトラブルがあった場合、つまり大事故の場合は別ですけれども、この間のDC-8のようなああいう事故は別でけれども、そういうじゃない、飛行中にエンジンを停止せざるを得なかつたとか、引き返さざるを得なかつたというような場合には、運輸省には報告は来るのですか。

○金井政府委員 定期航空の場合には、欠航はもちろんですけれども、十五分以上のディレイを生じた場合は一応報告義務を課してございます。

○横路委員 十五分以上のディレイというのは、出発が十五分以上おくれた場合ですか。

○金井政府委員 さようでございます。

○横路委員 それは理由として、たとえば飛行場がこんでいてちょっと出発がおくれたというような場合でも、運輸省のほうに報告が上がるわけですか。

○金井政府委員 気象の場合でも、それから管制によるおくれれども、メカニカルディレイといいますか、整備上のディレイによりましても、一応一ヶ月ごとにまとめて月末に報告をするように義務づけております。

○横路委員 それについて、皆さんのはうでの検討みたいなものはおやりになつてるのでどうか。

○金井政府委員 これは各社別に、そのデータを分析あるいは原因をさらに調査しまして、気象だけをピックアップしまして、メカニカルディレイの場合はそれを除きまして、メカニカルディレイの場合はそれを除きまして、その原因だとかそういうものの調査をして、そしてオーバーホール方式だとか整備方式を設定する場合、あるいはそれらの方式を改定するといふような場合の参考資料として私どもは絶えず用意してございます。



点につきましては、私も組合のほうの御意見も実見も承っております。それから、会社側のほうの意見も、とにかくこの事件は最高裁まで行つて、そこで係属中というふうなことでござりますので、私どもも、先ほど申し上げましたように、労使の問題については介入しないというような基本的なたてまえではございますけれども、やはり先生の御指摘のように、安全性に関するというようなこともあるいはあるかもしれない。やはり労使間といふものは正常な形にいかないと航空事業としても思わしくないというふうなこともございますので、会社に対しましても、よく正常な労使関係回復というものにつとめるようだというようなことは指導いたしたいと思います。

○横路委員 特にそのやり方が、おまえは機長にしないぞとか、おまえは確認整備士の試験は受けさせないよというようなやり方ですね。ですから、確かに機長というのは日本航空の機長でありますけれども、これは乗客のほうから言わせるところ、何も航空会社の者ではなくて、われわれの命を預かってもらつておる機長ですね。それが技術がいいとか悪いとかいうことではなくて、どこの組合に属しておるとか属していないということでも機長にしたりしなかつたりする。組合を脱退するところが機長にするんですよ、日本航空会社というのは。あくまでも技術的なものは問題ではない。今度事故を起こした機長は、組合を脱退してすぐ機長になつた人ですね。

いると機長にしないよというような意味のことを言うと、これは社長が指示しようがなにしようとが、管理職の立場の人間がそういうことをやるのは不当労働行為になるんですよ。だから、このケースを見てみても、そういうことを明確に指摘をしているわけですね。ちょっとこれは行き過ぎといいますか、完全な不当労働行為事件なんで、個人面談の中でもいろいろなことを言っておるわけですよ。特にあの当時は、ストライキ権を確立するというようなことで、四名解雇された、例の俗にいわゆる第一組合じゃない組合に対する働きかけですが、第一組合ぢやないほうも、ストライキ権を七〇%以上のかなりの高率で確立しているわけでしょう。つまり四十年当時分裂した組合が、いまの段階ではやはりストライキ権を確立してまでやらなければなかなか安全が確保できない、自分たちの労働条件が確保できない、こういう航空会社関係の労使関係の場合に、自分たちの労働条件だけではなくて、安全要求というのが非常に前面に出てきている。ですから、日本航空の場合も、飛行機のコックピットの配置の問題からいろいろこまかい問題をたくさん取り上げて、パイロットの声を会社のほうに要求している。安全の要求が第一になつていて。そういう意味では、非常にほかの組合に見られない形の労働運動を行なつていてるんです。そういうところに対しても、こういうストライキ権を確立するような、そんなことだつたら機長にしないみたいなことを言い、ストから脱退しても機長会のほうでめんどうを見てやるとかいうようなことを言ってやめさせるというようなことは、ちょっとやはり困りますし、それからまた、そんなことで組合に入つているかいないかということが基準になって機長になつたり、確認整備士になつて、あとの優秀な人は機長にもなれない、確認整備士にもなれないということでは困る。

するにどういうことになるかというと、確認整備士というのは整備したのを点検したりするのが仕事だ。しかも技術も年齢も自分よりはるかに上の人がやつたのですから、やはりそこにいろいろと遠慮も出てきて、逆に言うと、十分な点検もできないということになるようありますので、その辺のところも含めて、事は安全に関する問題でありますので……。

日本航空では、特にこの五月から六月にかけて、またいま毎日のように、航空会社のほうでは、いろいろなつまらぬことまでどんどん引きぱり出してはお互にピラ戦合をやっているような状況になつているのです。そんなつまらないところにエネルギーを使わないで、安全監査室といふのがもあるならば、それは安全監査だけやつていればいいので、組合のことについて介入しないように、そういう面での指導というのは、これまた運輸省にも、労働省のほうにもぜひ検討してもらいたい。どうしてもだめだったら、一度こういう実態について、航空会社の全体の体制の問題もありますし、機会を見て日本航空の方に参考人として来てもらつていろいろお聞きしたいと思いますけれども、そこまでわざわざおいで願わなくとも、皆さんのはうでせひこの辺のところを御監督をしていただきたいというように要望しておきたいと思います。

**○丹羽国務大臣** もとよりお話をするまでもなく、不当労働行為の違法であることは申すまでもないことでありますて、組合の結成、加入、これは労働者の基本的権利でございまして、自由でございまます。それによりましていろいろの待遇を差別するということは、絶対に避けなければいかぬということは当然のことでございます。万一樣のいうことによりまして、いろいろの技術の進歩、あるいはまた安全性の確保といふことがおろそかにならることはございましたら、えらいことでござります。私、実情をよく存しませんけれども、そういうことのないよう、十分その点は平生から強く督をしていただきたいというように要望しておきたいと思います。

私のほうでも注意をさせていただくつもりでござります。いまして、また、そういう点につきましては労働省とも十分相談いたしまして、正常な労使関係を樹立いたすことが一番大切な企業でございますから、そういう点については十分ひとつ監督していただきたい、こう思っております。

○石黒政府委員 日航の労使関係につきましては、非常に複雑で私どもも心配をしております。特に先ほど御指摘の仙台の訓練所における管理職の発言につきまして、私ども組合のほうから申し入れがございましたので、すぐに会社の労働部長を呼びまして事実を確かめたわけでございますが、会社側はそういう事実はないと言つております。私どもとしては、裁判所ではございませんからそれ以上認定する権限はございませんが、特に不当労働行為に当たる行為はもちろん、不当労働行為とまぎらわしいような行為も厳しく慎むようになります。私どもとしては、裁判所ではございませんから後とも、御指摘のように、航空会社の労使関係といふのは安全に直結する問題でございますので、私どもとしても十二分に注意を払つてしまいたいと思っております。

○横路委員 今回のこの第二次空港整備五ヵ年計画の保安の関係と、それに対応していく航空会社とのほうも、ジエット化して大型化していくといつたって、会社の中の体制というものは、そういう労使関係を含めて必ずしもいま十分じゃない状況になつておりますので、その辺のところをやはり見ながら——人の問題というのは、これはどこであります。そうですが、非常に大きな要素を占めているのですね。いかに科学技術が進歩しても、やはり最終的な判断といふのは人間にたよらざるを得ない面というものは出てくるわけなんで、その辺、そういう意味では人間の問題といふのは非常に大事な問題で、これは航空会社ばかりじゃなくて、運輸省管轄の保安施設等の問題についても全く同じことが言えるのであります。業務量ばかり伸びて人が足りない、人がなかなかつかぬという事になると、すぐいろいろと皆さん方苦労なさります



総合的なビジョンの策定をはじめ、週休一日制など一般的な労働時間や賃金の問題、定年制、退職金、労働者財産形成などの労働者の福祉の増進に関する施策を推進する。こうありますけれども、まず第一に、将来における労働者生活についての総合的なビジョン、これはどういうようなことを策定しようとしているのか、現在構想がございましたら伺いたいと思います。

○渡邊(健)政府委員 わが国も、ここ十数年来の経済の高度成長によりまして、労働者をはじめとした国民一般の生活水準もかなり上がってまいりましたが、こういった所得の上昇に応じまして、国民の要求するところも非常に多様化してまいりておるわけでございます。経済成長のせいか、いままでは主として所得向上と並んで、主として所得向上とともに、労働者の生活環境の改善だとか、いろいろな要望が出てまいりておるわけでございます。したがいまして、労働者全体の福祉をはかつてまいりますためには、単なる所得の向上だけではなくに、そういう多様化してまいりました労働者のいろいろな要求、こういうものをそれぞれに応じまして改善をしていく、そして労働者全体の福祉、生活全体の福祉というものを達成していかなければならぬ、かのように考えるわけでございます。

しかし、いまも申しましたように、労働者の要求といふものは非常に多様化しております。個人によつても非常に違うわけでございます。そういう中で、今後の労働者生活といつたようなものが、全体的なビジョンとしてどういうようなあり方、どういうものを目標に行政を進めていくのがいいかといふような一応の目標を設定いたしますことが、行政をシステム化に効果的にしていくために非常に有効なことではなかろうか、かよう考えまして、こういったような労働者の今後の生活のビジョン、福祉ビジョンというようなものもつくりたい、かように考えております。

具体的には、昨年来労働者生活ビジョン懇談会

というものをつくりまして、学識経験者あるいは労使の代表の方々お入りいただきまして発足をいたしておりますが、現在までのところは、まだいろいろな基礎的な諸資料の検討等を進めておられる段階でございますが、その上に立ちまして、大企業、その懇談会におきまして、一九八〇年代における豊かな労働者生活の総合ビジョンを作成していき、これを目標に行政を進めてまいりたい、こういうふうに考えております。

○伊藤(惣)委員 その次の週休二日制の問題ですが、これはいままでもたまたま国会で議論されまして、何らかの形で週休二日制を行なつておりますものが、昨年九月で全企業の六・五%でございました。その後、完全な形での毎週の週休二日制を行なつておりますのは、全企業の〇・五%にすぎないわけでございます。しかしながら、これは企業の数でございまして、労働者の数、週休二日制のもとで働いている労働者の数のほうで申し上げますと、何らかの形の週休二日制を実施いたしておりますものは、全部合計いたしますと二四四人に一人は何らかの形の週休二日制のもとで働いておる、かような状況に相なつております。これを前の年、四十五年の九月、一年前と比べますと、企業の数でいいますと四・四から六・四へふえております。労働者の数で申しますと一七・九%から二四・四%へということで、一年間でかなりふえておるわけでございます。

これは全体的な趨勢でございますが、なおいまいち早くつかんで、直ちにデータ処理ですか、大型の機械が入つたといま聞きましたけれども、情報分析なさつていると思ひますので、現在の民間における週休二日制の実態について御報告いただきたいたいと思います。

○渡邊(健)政府委員 週休二日制の実施状況について申し上げますと、わが国におきましては、週休二日制は昭和三十年代の後半から一部企業に採用され始まりまして、四十年代に入りましたときにかなりのテンポでそれが進んでいるわけでございます。

昨年の九月現在の週休二日制の実施状況をわれわれ調査いたして把握いたしておりますところを

御報告申し上げますと、週休二日制と申しまして

も、毎週週休二日制をやつてあるところのほか

に、隔週週休二日制とか月に一回の週休二日制と

かいろいろな形がございますが、それを全部含め

まして、何らかの形で週休二日制を行なつておりますものが、昨年九月で全企業の六・五%でございました。

その後、完全な形での毎週の週休二日制を行なつておりますのは、全企業の〇・五%にすぎないわけでございます。しかしながら、これは企業の数でございまして、労働者の数、週休二日制のもとで働いている労働者の数のほうで申し上げますと、何らかの形の週休二日制を実施いたしておりますものは、全部合計いたしますと二四四人に一人は何らかの形の週休二日制のもとで働いておる、かのような状況に相なつております。これを前の年、四十五年の九月、一年前と比べますと、企業の数でいいますと四・四から六・四へふえております。労働者の数で申しますと一七・九%から二四・四%へということで、一年間でかなりふえておるわけでございます。

これは全体的な趨勢でございますが、なおいま

いち早くつかんで、直ちにデータ処理ですか、大

型の機械が入つたといま聞きましたけれども、情

報分析なさつていると思ひますので、現在の民間

における週休二日制の実態について御報告いただ

きたいたいと思います。

○伊藤(惣)委員 いまも御説明ありましたけれども、これはだんだんと労働者が要求し、また企業側でも特に大企業は、生産過剰であるとか、長年の設備投資も整つて最近ではいろいろ国際競争力がついてきましたけれども、やはり操業短縮など

の問題や公害問題等を含めて出てきております

ております。その結果さらに去年の九月の時点を把握いたしましたよりもふえておるかと思ひます

のが最近の状況でございます。

なお、今年の春闘の中におきましては、ただいま春闘の結果を

多くの組合が週休二日制というものを要求いたしました。団体交渉でこれを使用者と交渉をいたして

おります。その結果さらに去年の九月の時点を把握いたしましたよりもふえておるかと思ひます

のが最近の状況でございます。

申しますと、一・四%から四・二%へ。昨年かな

りいろいろな状況で不況といわれた年でございま

すが、その不況の中でも、中小企業におきまして

もこれを採用する企業が徐々にふえているという

ことが最近の状況でございます。

申しますと、一・四%から四・二%へ。昨年かな

りいろいろな状況で不況といわれた年でございま

すが、その不況の中でも、中小企業にお

1

ないと言つておるものなども含めますと、九〇%以上が肯定的な結果を出しております。マイナースの面の効果等あげておりますものは、わずか五、六%になつておるわけでございます。なお、労働者の側におきましても、週休一日制の実施によりまして、仕事による疲労の回復が十分できるとか、あるいは健康度が高まつておるとか、余暇生活の内容が向上するといったようない効果を、大体あげておるわけであります。

ましては、できればそれはけつこうなことだけれども、なかなかいまの労働力でも十分に確保ができないので、自分たちが必要と思う仕事が十分にならないというときに、労働時間を短縮してまで、若干の生産能率の向上があつたとしても、なかなか実際に実行することは容易でないといううちはかなり聞くわけでございまして、私ども率直に言いまして、中小企業につきましては、そういう経営上の問題、労働力の確保困難性の問題等々からいましていろいろ困難面があろうと考えておるわけでございますが、しかし、中小企業におきましても、やはり今後の方向といたしましては、企業経営の近代化、合理化、生産性の向上等等はかりまして、その条件を整備する中でそういう方向に実情に応じて向かっていただくことが、労働者のためにも経営のためにも望ましいことはないか、かように考えておるわけでございます。しかし、いすれにいたしましても、それを急に画一的にやろうという考えではございませんで、それはそれぞれの業種なり企業規模なりの実情に応じまして、実態に応じた形で進めていたただくことを期待しているわけでございます。

○伊藤(惣)委員 愛媛県では、ことしの一年から交代制による週休二日制を実施いたしております。具体的に申しますと、職員を二組に分けまして、一週間おきに休みの組と、それから出勤ますか。

○渡邊(健)政府委員 愛媛県では、ことしの一年

る組につきましては、土曜日も、いままで半ドンでございましたものを八時間勤務にする。したがいまして、平均いたしますと週の労働時間は從来どおり、こういう形で週休二日制を実施いたしております。また、実施後半年足らずでございますが、自治省などから私どもが聞いておりますところでは、県民からも職員からも大体好評を得ておられます。アンケート調査などによりますと、県民について言うと、この制度に賛成か反対かということにつきまして、賛成という者が七五・七%、反対といつた者が九・四%、残り一四・九%はわからぬといいう回答があつた。それから職員について申しますと、この制度を続けることに賛成か反対かということで、賛成といった者が八三・八%、反対が一六・二%であるというような県政モニターのアンケート結果も出ているというように聞いております。

ものは、遊びに行くより疲れに行く。もう目的地に行つてはっと一息する間もなくまたすぐ帰つてくる。現在の半ドンと一日の日曜日では休息どころか疲労に行く。だいぶ前でありますけれども、そんなような調査があつたようであります。ですから、現在のような平和な時代またはレジャーを楽しむ時代には、やはりそれなりの国民が余暇を楽しむというようなことから考えてみれば、週休二日制というものをやつたほうが私はいいと思うのです。ですから、これは大企業が毎年毎年伸ばしていることになりますので、私は、国民にサービスする面は別として、まあ間接的に国民にはサービスするけれども直接ではないという部門については、早急に週休二日制をやってもいいんじゃないいか。これは大企業に限らず官庁でもそうすべきではないか、こう思うのですが、その点、これはもう一つは政治判断でありますので、大臣どういうふうに考えておられるか伺いたいと思います。

○塚原国務大臣 週休二日制是非常に好ましい姿であり、また今日はもう政治問題であり社会問題になつておられます。で、われわれ労働省といたしましては、先ほど基準局長が答弁いたしましたように、行政指導でこれのすみやかな実現のために努力しているのが現状であります。ただ、中小企業につきましては、いまの説明のようになんとか困難な問題もあり、中小企業対策は、これは一労働省のみならず国全体として、特に通産省としても中小企業対策には重点を置いていろいろなことをやつておりますが、金融面・財政面・特に税制面等において生産性の低いものへのご入れ等の政策を実施することによりまして、企業内容の上昇といふものをはかつていかなければならぬことは言うまでもありません。そうすることによって、やはり大企業と同じような労働時間、まあ週休二日制といふものの実現に近づくと私は考えております。

はやはり、カーブは少しゆるやかではあります  
が、伸びておることは事実であります。ですか  
ら、大企業はともかくとして、もちろんわれわれ  
は、中小企業、零細企業に対するひとつ御援助と  
申しますが、行政指導というか、そういう面にこ  
れから重点を置いていかなければならない。  
そこで問題は、いかなる企業といえども金融面  
とのアプローチが必要でありますので、この一  
月に銀行協会にお願いいたしまして、この問題に  
についての御協議を願いまして、中間答申もいただ  
いておりますが、つまり言うならば、金融主導  
型という形を考えたわけであります。これは非常  
に前向きの答申であり、その面においては私は一  
つの前進ではあると考えておりますけれども、  
いま伊藤委員の御指摘になりましたような官庁主  
導型というか、そういうものについては、いまの  
ところちょっと問題がある。それはやはり、基本  
的には国民的なコンセンサスを得なければならぬ  
問題であり、これは人事局を持つた経理府、それ  
から先ほど愛媛県の話が出ましたけれども、自治  
省、それから人事院、それとわれわれ労働省、こ  
の四者間で御相談は十分いたしておりますし、  
しかし、各委員会等においての御質問は、日本は  
親方日の丸なんだから、半ドンをつくったのもま  
ずお役所であるから、役所からやらなければとて  
も進まないじやないかという御指摘があること  
は、私よく承知いたしておりますが、親方日の  
丸じゃなくとも、いま言うように逐次上昇カーブ  
をたどつておる週休二日制につきましては、労働  
基準法研究会では、一九七〇年代の後半において  
完全な週休二日制が行なわれるであろうというよ  
うな論議が重ねられておりますが、われわれ  
は、一九七〇年代の半ばごろには、やはり国際関  
係、それからまた国内のいま言う人間尊重、福祉  
の優先といふものを今後の労働政策の基本として  
おる限り、もちろん余暇対策、レジャー対策、第



○塚原国務大臣 労働省は前向きに、きわめて積極的に行政指導をして今日までやつてまいりましたが、どうぞお聞きなさい。たゞ、この問題は、まだ未だ到底解消するには至らぬものであります。もう一つは、先ほど申しましたように、すでに県庁などにおいてはやつてあるわけですが、民間においてもたとえば全体の中でもまだとは思いますがけれども、少なくともどんどんやつてきているわけですから、不景気とはいながらも、ですから、何も愛媛県庁に限らず、やろうとする地方自治体があれば、どんどん行政指導を通じてやるべきじゃないか、こう思うのです。その点いかがですか。

**○ 堀原國務大臣** 労働者は前向きに、きわめて積極的に行政指導をして今日までやつてしまいましてが、ただいま伊藤委員御指摘のような点も十分踏まえまして、今後は、資料の提供、あるいは労使のコンセンサスを得るための最大限の努力は継続してまいりたいと思います。

それから要爰皇子の件であります、度毎各自

大臣とも、この問題で私は何回も話しあっております。いまのところ、愛媛県庁以外にこれをやつてあるところはまだございませんが、県庁に限らず、市役所とか町役場なんというもののいろいろ現地に行って調査をしておるということを聞いておりますので、これはやや所管が違いますけれども、やはり労働時間あるいは週休二日制という問題になりますと、われわれの行政、われわれのほうの分野と言ふとあれですが、非常に関係がありますから、そういう面の指導というか、資料の提供というか、そういうものはなおさらには積極的に進めいかなければならないと考えております。

日制の採用によって出勤率がよくなるとか能率があがるとかいうこともあります。働き過ぎると非難がありますけれども、日本人の労働力というものは世界で一番だと私は考えております。ですから、やりようによつては十分——ある程度生産が押さえられてもいいと伊藤委員おっしゃつたけれども、これを実施することによってかえつて伸びる面も出てくるのぢやないか、それだけの素質が

あるのですから。そういう面も十分踏まえながら、御意見を交えての御質問であります。非常に傾聴すべきことがありますので、今日までも積極的ではありましたが、なおさら積極的な行政指導をいたす考え方であります。

○伊藤(惣)委員 やはり労働時間の問題が根本にあるのじゃないかと思うのですね。週四十時間でいけばいいとなれば、これはもう八時間やれば五日ですね。また長くどうしてもという場合には、じゃ、うちは六時間ずつで六日間ということとも考えられるかもわかりません。だから週四十時間、週四十八時間、このところですが、ここは非常に大事なところなんですけれども、その問題について私はあまり知識がありませんが、その關係。週四十時間で、国際労働機構でいろいろ言つていると思うのです。それからわが国が四十八時間を持つたの理由を、ちょっとわ

ております企業が多いわけでございます。その場合にも、一日の時間を若干延ばしましても、トータルしますと、週の労働時間としては今までよりも一時間とか一時間半とか、若干ずつは時間短縮の効果も生じておるわけでござります。

したがいまして、私どもは、必ずしも一日の労働時間がそのままということはなしに週休二日を進めていくことが、日本の現状に合って導入やすい方法だらう。また、最近の労働者の通勤労働の長距離化等々考えますと、たとえば土曜日半ドンで出てまいりましても、三時間から四時間の労働をするのに、往復に一時間も三時間もかかるといふようなことを考えますと、やはりすつかり休みにする、他の五日の労働時間を若干延ばすと、いうようなことになりますとも、労働者の疲労その他等々を考えますとはるかに効果的なのではないか、なよろしくおもむこざと申します。

いれば問題はないのですけれども、五十五歳で定年になり、そして退職金をもらい、あるいはまた恩給などをもらって、なかなか生活できないのが現状なわけですね。そこで、定年制といふものが若過ぎる、早過ぎる、やめても食えないと、こういうような問題があつて、定年を引き上げるといいますか、そういう方向での話や陳情があります。本来から言いますと、五十五歳ですか、やめても十分老後の生活ができるような、そういう体制にすることが理想であると思います。しかし、現実なかなかできないとなれば、やはり定年制の問題についてもう少し弾力性を持たすべきだ。定年というものを上げるなり考えるべきなからうか。その点どうでしょうか。

○渡邊(健)政府委員 週休一日制と労働時間の関係につきましては、今まで週休一日であったものを「一日とした場合に、一日の労働時間が全く同じであれば、その分だけ一挙に減るわけござい

ます。しかしながら、日本で今まで実施いたしておられますのも、週休二日にした場合に、一日の労働時間はそのままにしておいて、休日だけを一日延ばすという形をとっているところもございまますけれども、必ずしもそうでない、たとえば今まで一日七時間半で六日働いておったものを、八時間にして五日にするというような形で、「一日の労働時間は若干延ばしても週休二日制にする」というような形をとっているところもかなりあるわけでございます。理想的に申しますと、週休一日になり週の労働時間も大幅に減るということが一番望ましいわけでございますが、これは企業等に対する影響も非常に大きいわけでございますので、私どもいたしましては、当面、週休二日を普及するため、一日の労働時間は多少伸びても週休一日を採用することが効果的なんではなかろうか。実際そのようにして週休二日を実施いたし

ております企業が多いわけでございます。その場合にも、一日の時間を若干延ばしても、トータルしますと、週の労働時間としては今までよりも、一日の時間でありますと、たとえば土曜日半ドンで出てまいりましても、三時間から四時間の労働をするのに、往復に二時間も三時間もかかるというようなことを考えますと、やはりすっかり休みにする、他の五日の労働時間を若干延ばすといふようなことになりますと、労働者の疲労度の他等々を考えますとはるかに効果的なのではないか、かのように考えておるところでございます。

○伊藤(惣)委員 大臣から答弁がありましたから、どうか前向きに実施の方向で、これはいつかは必ずやると思いますが、やはり時期の問題だらうその他等々を考えますとはるかに効果的なのではないか、かのように考えておるところでございます。

り同じ時間であっても一日間だけを休ませてほしい。これはもう、人間心理としましてそういうふうになるのじやないかと思います。特に、いままで時間が延ばしても、働く労働者から見れば、やはり同じ時間であっても一日間だけを休ませてほしい。みんな遠距離から都心に通つておる、こういう実態から言いましても確かにそう思います。その点、労働省は、やれと号令をかけるということができるのかできないのかわかりませんけれども、行政指導という面ですみやかにそういう点を推進していただきたい、こう私は思います。

それで定年制の問題です。これは定年間近の方から話を聞くことが多いわけがありますが、確かに、現在の五十五歳という年は非常に若過ぎるよう思います。特にわが国の老人対策が充実して

いれば問題はないのでありますけれども、五十五歳で定年になり、そして退職金をもらい、あるいはまた恩給などをもらって、なかなか生活できないのが現状なわけですね。そこで、定年制といふものが若過ぎる、早過ぎる、やめても食えないとあります。本来から言いますと、五十五歳ですか、やめても十分老後の生活ができるような、そういう体制にすることが理想であると思います。しかし、現実なかなかできないとなれば、やはり定年制の問題についてもう少し弾力性を持たすべきだ。定年というものを上げるなり考えるべきじゃなかろうか。その点どうでしょうか。

○渡邊(健)政府委員 確かに、日本では從来五歳定年制という形が非常に行なわれておるわけでございまして、現在の企業の七〇%くらいが五歳定年制をしておりまして、大部分が五十五歳になつておるわけでございます。昔、わが国での平均寿命がそう高齢でなかつたときは、それもある程度合理的な理由もあつたわけでございますが、御承知のとおり、戦後非常に急速に平均寿命が伸びてしまいまして、近ごろは七十歳をこえるような状況に相なつております。そういう状況といたしまして、五十五歳という年齢ではまだまだ働き盛りでおられるわけでございまして、一つには、先生おっしゃいましたよな定年後の老後の生活の不安というものがございます。また、それを離れましても、まだまだ働く能力があるのに働きたい、そういう人間の当然の要求もあるわけでございます。

そういうことから考えまして、われわれ最近の状況から、定年制といふものはもとと延ばしていいのではないか。特に労働力がだんだん不足しております。特に若い労働力が不足していく今後年の趨勢を考えますと、働ける能力を持つた人を守るためにも、法律で規制するといふことは非常にもつたいないことである、そういう観点から

も、それから老後の生活の安定という観点からも、働きがいという観点からも、定年制をもつと延長したほうがいいのじゃないかということで、一般にも定年制延長ということを呼びかけておりまして、徐々に定年制を延長する企業も出ております。しかし、現在のところは、延長いたしましたが、大体五十六歳とか七歳というところが多うございまして、せいぜいそのほかに再雇用というような形で若干延ばされるというような例が多いわけでございますが、私どもいたしましては、外國には六十五歳まで働くという国もございますけれども、当面日本いたしましては大体六十くらいまで定年を延長してもいいのではないか、こういうことで、民間の企業には定年制延長ということを呼びかけ、勧奨をしておるところでございます。

○伊藤(惣)委員 各省とか民間企業に対して、働く労働者の立場に立って勧告をし、行政指導をして、そして労働者の福祉増進をはかる、こういうのが労働省ですね。ですから労働者にとって、皆さんの存在が、われわれのために最もやつてくれておるという実感というか、感触がなければいかぬと思うのです。だけれども、はつきり言つて非常に弱いですね。六十歳と言いますけれども、なぜ六十五歳までやつてもいいではないかというくらいの勧告ができなかつといふことです。現在、実質問題として再雇用ということで六十五歳くらいまでやつておるところが多いです。最近の労働力不足から、あるいはまた経験という面から言つても。だから、私は、そういう点でもっと前向きに積極的にやるべきじゃないかと思います。

それから、老人に対する現在のおくれた制度を直すため、いろいろな意味での勧告、制度の確立が必要であろうと思うのです。公明党は党の政策でありますけれども、現在の老人対策というのは七十歳ならばありますが、実際に六十五歳くらいから働けなくなる方がたくさんいるわけです。だから、現在七十歳以上に対してもいろいろな制度

がありますけれども、それを六十五歳に下げるとか、あるいは定年を上げて働くことによって若さを保つということもありますから、そういう意味から、それなりの褒賞制度ですか、このういうものもつくりながら、少なくともおくれてありますね。アメリカでは老人といわなれども、いわゆる先輩労働者、私はそう申し上げるわけですが、そういう方に対してもつとまづ輩市民といつてゐるそうです。わが国じゃまだ大きな声で老人老人と言つていますけれども、いわゆる先輩労働者、私はそう申し上げるわざいまして、人によつて違うでしようけれども、やはり五十五歳ではひど過ぎる。ですから、六十歳から六十五歳ぐらいの間どの程度にするか、それが会社の特性なり労使間の話し合いによつてきめよう、私はできるだけ年齢を上に置いて行政指導する、こういうように考えております。

○伊藤(惣)委員 ちょっと参考までに伺います。これが七十までいくのか六十五までいく代においてはまさにこれはひどいと私も考えております。これが七十までいくのかということはまた問題があると思いますが、いまの日本の男女、それぞれ違いますけれども、これはよほど実態を把握いたしまして——もちろんこれは労使間の協議によつてきまる問題ですか五といふところに非常に問題がある。ですから、平均寿命から考えますと、やはり六十年ないし六十年といふといふところに非常に問題がある。ですから、官クラスでなくて。

○渡邊(健)政府委員 階級によつてそれぞ違うと承知いたしておりますが、詳細なことはちょっといま資料を持っておりません。

○伊藤(惣)委員 知らないといふことはちょっと問題なんですね。四十代なんですよ。しかも四十三とか四とか五とか、あるいは四十八と、非常に若いんですよ。その方は、へたなところに行くと天下りだといわれる。それで全く違うところに入つたりするんですね。非常に若くて退職している。しかも苦労している。今まで受けた訓練が何にも役に立たない。こういう人はたくさんいるわけですよ。私はやはり、自衛隊といえども国家公務員の一員ですから、そういう点についても終わりたいと思います。

○塙原国務大臣 先ほどの局長の答弁は、ほかのはどうでもいいという、無関心という、そういう意味じやございません。やはりその年齢について、突然四十幾つといわれたので、私自身もいろいろ陳情を受けてもう少しということを言われたが、四十幾つといふことは聞いてないのです。それはお少しお勞働省は実態をつかんで、それなりの行政指導をすべきだと思うのです。いかがですか。

○渡邊(健)政府委員 国家公務員は労働省の直接の所管ではございませんけれども、十分調査いたしましたし、連絡をよくとつてみたい、かように思いますが……〔曹のクラスは四十五歳だ〕と呼

ふ者あり)だからそのことだと思いまして、これはちゃんと調べます。決してわれわれ無関心であるわけではありません。働く力というものをどう温存させ、どうこれを活用するか。労働省はあくまで働く者の味方でありますから、きわめて積極的な対策を今後とも進めてまいります。

○伊藤(惣)委員 最後に一つ。自衛隊に労働組合をつくることはできないのです。それをたどえば人事院がいるからつくれないという見方があります。しかし官公労は、やはり人事院の所管であっても実は組合があるわけです。その辺どうな

んですか。

○藤繩政府委員 合法の対象外になつております。労働組合はつくることはできないことになつております。

○伊藤(惣)委員 終わります。

○和田(耕)委員 和田耕作君。大臣、きょうは特に年齢者の問題についてお尋ねしたいと思っております。

人間のしあわせということになりますと、これはいろいろ個人差がありますけれども、平均的に見まして、人間のしあわせというのは年配、つまり老齢になつてしまふのであることがしあわせだということは、客観的に見て一つの動かすことのできない標準だと私は思うのです。若いときに何ぼ苦労しても年配になつてしまふのであるときの苦労は全部しあわせに変わってしまう。しかし、若いときに何ぼ苦労する状態になれば、若いときのしあわせは全部消えてしまうということだと思います。したがつて、人間のしあわせという問題は、個人差はありますけれども、平均して考えますと、やはり老後のしあわせといふ問題が人間のします。したがつて、人間のしあわせといふ問題は、あわせの一番中心になつてくる、こういうように考えるのですけれども、大臣、率直な御所見をお伺いしたいと思います。

○塙原国務大臣 われわれの生活を豊かにし、幸福にするのが政治的目的だということは言うまでありません。それで、しあわせ、幸福といふも

のが、いま御指摘のようにいつの時点においてかとあります。しかし、それはそれでいいというような思想があつたことは事実であります。しかし、これは特例中の特例である。人間一般的に見た場合には、家庭の状況、子供の状況、諸般の情勢から考えて、やはり若いときしあわせであったものがその後くずれかしい問題であつて、常にしあわせであることにあわせではなかろうか、私はこう考へています。しかし、宗教その他によつていろいろ異なる考え方を持つ方があるかもしれません、概念的には和田委員の御指摘になつた点と私はやはり同じような考え方を持っています。

○和田(耕)委員 しあわせという問題は、いま申し上げたとおり個人差があります。太く短く生きようという人もおる。しかし、事なしにしあわせに生涯を終わりたいと思う人もおる。いろいろな仕事にかけばいいという方も、あるいはまた、できるだけ仕事をしないで遊んで、すみに生きたほうがいいと思う人もおる。いろいろあります。

個人差は、千差万別。しかし、平均して客観的に見た人間のしあわせといふものの一つの基準は、やはり老後のしあわせといふものとの間に確かに断絶がある。この事実は私は否定することができない。そういう面において、いま六十歳ぐらいの方といふ年齢が出ましたけれども、もし断絶といふものを目の前に見ていたらその方は非常に不幸であろう、これははつきり言えると思うのです。

それから、じや老人全部が幸いであるかどうか。老人対策についてはずいぶん批判もあります。政府も一生懸命やっておるが、野党からいろいろな問題で攻撃もされ、おしかりも受け、やつておりますが、事実、七〇年代は内政の年といわれておるが、昨年からことしあたりにかけては、老人対策があるいは一番中心になつていい面ではなかろうかとも考えておりまます。う面では、ふしあわせな方が多かつたために、手には回つたけれども、老人対策に最重点を置こ

ではない、われわれは、一つの目的に向かつて邁進すればそれでいいというような思想があつたことは事実であります。しかし、これは特例中の特例である。人間一般的に見た場合には、家庭の状況、子供の状況、諸般の情勢から考えて、やはり若いときしあわせであったものがその後くずれかしい問題であつて、常にしあわせであることにあわせではなかろうか、私はこう考へています。しかし、宗教その他によつていろいろ異なる考え方を持つ方があるかもしれません、概念的には和田委員の御指摘になつた点と私はやはり同じような考え方を持っています。

○和田(耕)委員 現在の状態で、その年齢を六十歳と限りまして、定年は五十五歳のところが多いと思いますけれども、六十歳以上あるいは六十五歳以上の人がある。この高度経済成長した日本で、これも相対的なものです。しあわせな人もおります。全体としてしあわせな人が多い、と思いますか。あるいは非常に少ないと思いますが、どう思いますか。

○塙原国務大臣 最近いろいろな事件でも見られますように、人間関係、ヒューマンリレーションの断絶といふものが大きな政治問題だと考えております。何によつてそうなつたかというようなことは、ここで申し上げようとは思いませんが、たとえば、先輩と後輩、親と子、それから生徒と先生といふものとの間に確かに断絶がある。この事実は私は否定することができない。そういう面において、いま六十歳ぐらいの方といふ年齢が出ましたけれども、もし断絶といふものを目の前に見ていたらその方は非常に不幸であろう、これははつきり言えると思うのです。

それから、じや老人全部が幸いであるかどうか。老人対策についてはずいぶん批判もあります。政府も一生懸命やっておるが、野党からいろいろな問題で攻撃もされ、おしかりも受け、やつておりますが、事実、七〇年代は内政の年といわれておるが、昨年からことしあたりにかけては、老人対策があるいは一番中心になつていい面ではなかろうかとも考えておりまます。う面では、ふしあわせな方が多かつたために、手には回つたけれども、老人対策に最重点を置こ

私の個人的な見解になるかもしませんが、しかし、労働大臣として、また國務大臣として申し上げるならば、私は、そのことははつきり言えると思うのであります。

○和田(耕)委員 いろいろな資料が出ておりまます。老人の持つている不満だとか、あるいはしあわせと感ずることだとか、いろいろな資料が出ておりますけれども、やはりどういう場合、どういう調査でも見られることは、病気の不安といふのがありますね。もう一つは、生活上の不安といふのがありますね。この二つはどこにも見られておる問題だと思います。もう一つは、つまり生活上の不安というものは、年金その他の問題もありますけれども、これは労働省の非常に関係することだと思います。したがつて、老人に対する、いま大臣のおっしゃったような、政府としてもおそまきな思ひます。しかし、これは労働省の非常に関係することだと思ひます。したがつて、老人に対する、いま大臣が相当重点政策としてやつていいこうとする体制のものと、労働省と厚生省とは密接な連絡をとる必要があると私は思うのです。労働省、厚生省はもともと一つのものだった。戦争前にいければ内務省の一つの局だったということから考えてみておきますけれども、もし断絶といふものを目の前に見ていたらその方は非常に不幸であろう、これははつきり言えると思うのです。

○塙原国務大臣 具体的なこまかい問題について私は厚生省の所管もかなり先取りしなければならないものもあるし、特に環境庁の関係も先取りしなければならないものがかなりあると考えております。この間まで御審議を願つて、きょう通過いたしましたけれども、労働安全衛生法等の審議の過程におきましたが、それをつくづく私も痛感いたしましたし、今後の労働行政はそうであらねばならないと考えております。したがつて、今日までも、何も立法の過程で連絡をとつたというのではなくて、常日ごろ非常に緊密な連絡をとつておると私は信じておりますし、今後さらに、いま言

いましたように、厚生省、環境庁、その他の省とももちろん関係もございまするけれども、特にいま指摘された厚生省との関係は、より一層緊密な連絡を保持しなければならない、このように思ひます。

○和田(耕)委員 いまの佐藤内閣はもう余命幾ばくもない。これは皮肉でも何でもなしに、そういう事実になつてゐるわけですから、老人対策が閣ができてのことになると思ひますが、老人対策を頂点にあげておるとするならば、この問題を焦点にして労働省と厚生省とがどのように進めていくか。たとえば老人ホームという問題を考えましても、老人ホームに集まつてゐる人たちに仕事を与える。仕事をしたいと願つておる人がたくさんあるという場合に、老人ホームにおける人たちに対する、厚生省と労働省とが緊密な連絡をとつてやつていくといふような一つの例ですけれども、そういうふうな各省を越えた——いまの環境省の問題もそうです。あるいは文部省も関係するかもわかりません。そういうふうなことで、中心的な一つの機関を設ける必要があると思うのですが、それはどういうふうな形になるかは別として、そういうふうなお考えは労働省の方々にありますか。

○道正政府委員 先生御指摘のとおり、厚生、労

働両省はかつて一本でございまして、われわれ非常にたくさん親しい友人もございます。それから、それよりも仕事の面で非常に緊密に関連がござりまするし、現に安定局と社会局とは定期的に会合を持つております。それから職業紹介の面では、こういうふうな連係動作を実施いたしております。厚生省では社会福祉法人で老人のお世話をなさるという法人がござりますが、その法人から、老人の無料の職業紹介をあわせてやりたいというような申し出がございまして、現在は五十三カ所の厚生省所管の社会福祉法人による無料職業紹介事業を労働大臣の許可を与えることによりまして実施していただいております。

それから基本的には、今後、労働、厚生両省の

みならず、政府全体といたしまして高齢者対策に

取り組んでいかなければならぬわけでございま

すが、労働省と厚生省との関連で申し上げますな

らば、年金の年齢とわれわれの老人の雇用対策は

もう切つても切れない関係にござります。年金の充実が叫ばれておるわけでございますが、いまの

十分できるような年金を実施した場合に、現役の諸君が負担するわけではありませんけれども、歐米等の例を見ましてもなかなかへんないことではないか。かたがた、老人の皆さんも六十から年金で生

活するということを希望される方ばかりでもなさ

うよう御希望もございます。むしろ働けるだけ働きたいと

で、現在すでに現実の問題といたしまして、来年度以降、七〇年代の労働、厚生政策を立案するにあたって、年金と高齢者の雇用政策というものの調整はどうしてもやらないと、両省とも仕事にならぬわけでございます。そういうことで現在接觸

を密にしている次第でござります。

○和田(耕)委員 この問題は、全く行政機構の問題をフリに考えると、総定員法なんといふものもありますから、ほんとうを言つたら、高年齢対策局とかそういうふうなものを設けることができれば、そういうふうなものとしてこの問題を強力に推進していくというふうにやらなければなりませんねと思うのですけれども、これは役所の一つのセクションナリズムといいますか、なわ張りとい

りますが、そういうふうなことで、機動的ななう

な体制は言つても非常に困難だということはわ

かりますが、しかし、その課題はどうしても実行していくしかなければならないとなると、いまのよう

な新しい行政組織をつくらないかわりに、それに代行できるようなものをつくっていく。それはつ

まり、目標を定めての協力だということがなければ、この緊急課題を解決することはできないわけですね。したがつて、老人対策本部といふようなものでも設けるというようなことが必要ではない

かと私は思うのですけれども、大臣、御所見いか

がでしようか。

○塙原国務大臣 老人対策についての御批判があつて、やや後手に回った感がなきにしもあらず

といふことを私、先ほど申しましたけれども、そ

ういうことを意識しながら、各省において、特に

労働、厚生において、いま職安局長が答弁いたしましたように、万全を期した対策を講じておりますが、それでももし御指摘のような不備——決

して私は役所のなわ張り争いとは考えたくない

ませんが、なおそれで至らない不備な点がござい

ます場合には、総理あたりが中心となりまし

て、各省ばらばらになつておるいまのような老人

対策を総合的に考へるというようなことも、一つ

の案ではなからうかと考えております。しかし、労働省といたしましては、事、労働に関する問題

では、各省と十分な連携をとつて万全を期してお

るつもりでありますし、また今後も期さなければ

ならないと思っております。

○和田(耕)委員 一つの例をこれから申し上げた

いと思いますけれども、中高年の就労の促進の一

らんな施策をやつておられますけれども、実際の運用の結果を見ると、中年層にはほとんど集中して

おつて、老年層にはほとんど恩恵は及んでいない

い。四十五歳から六十五歳といふのですけれども、五十歳の中ごろまで、まだ定年以前の人たち

の問題は考へられておるけれども、それ以上の人については非常に薄い効果しかあがつていないと

いう世評がありますけれども、その点、どうで

しょうか。

○道正政府委員 御指摘のとおりでございまし

て、四十五歳から六十五歳を一応特別対策の対象

にいたしておりますけれども、まず四十代であれ

ば、全体といたしましては求職倍率が一を下回つておりますが、比較的困難の程度が少ないのです

とございますが、御指摘のように、五十歳をこえますとこれが全体として三・五になる。要するに一

つの求人に對しまして求職者が三・五人、こうい

うことになるわけでございまして、特に五十五歳

これは御指摘のとおりでございます。

この点は、先ほど伊藤先生の御質問のありましたように、定年の問題が非常に大きく関連していくと思ひます。が、定年制の延長を大きく広く呼び

かれるとともに、高齢者の職業訓練を充実いたし

まして転換を容易にする。あるいは、高齢者向き

の職種につきまして雇用率を設定いたしまして、

老人向きの職場を確保するというようなことをい

ます。までもやってきておるわけでございますが、今

後ますます老人がふえますという現実を踏まえま

して、従来のようないくつかの対策でいいかどうか、これは

われわれ真剣に検討し、抜本的に対策を講じたい

と思つております。

現在は、二十九の職種につきましてそれぞれ雇

用率を定めておりまして、たとえば、守衛さんで

あるとか、監視人、社宅の管理人等の職種につき

ましては七〇%、あるいは清掃であれば六五%と

いうふうに、以下職種によりまして企業の実態もあわせ勘案しながら率をきめております。四十七

年度におきましてはこれを倍増いたしまして、約六十種にふやす予定でござります。

そういうことも今後大いにやってまいりたいと

思つておりますが、いざれにいたしましても、今後ますます老人がふえますという現実を踏まえま

して、中高齢者、特に高年齢者の雇用問題は非常に重要な問題になってくると思ひますので、根本的な対策を検討し、実施に移したいというように考えております。

○和田(耕)委員 私は、これは中高年齢者といふ

ようにしないで、中年と高齢者を分けたらいと

思うのですね。それを一緒に考えますと、いまの

ような結果になつて、老齢者がほとんど無視され

て、中年者の紹介になつてしまふ。これはつま

り、求人する側からすれば、やはり年とつていう観点から求人するのはあたりまえのことですね。

したがつて、その制限を一緒にしていまのよう

雇用促進をやれば、やはり中年者が中心になつて

こざるを得ない。つまり生産性というものに焦点を置くのは当然だと思いますからね。

しかし高齢者の場合は、そういうものであつてはならないということですね。中年者の場合のいのいろいろな職種の指定という問題はもつと広げないと私は思うのですね。たとえば、デパートなんかにしても、銀行なんかにしても、もっと中年者を使っていいのです。いまの監視だとか、あるいはいろいろな公共施設、たとえば博物館とかそういうところには高齢者でよろしい。つまり高齢者でなければならぬ職場というものを限定してあげないと、この問題はなかなか手の届いた行政にはならないという感じがするわけであつて、高齢者の雇用対策という問題をこの際強く考えてみる必要がありはしないか、そう思うのですけれども、どうでしょう。

○道正政府委員 全く同感でございます。三十八年に中高年齢者の特別対策を始めましたときには、御承知のように、三十五歳から中高年といふことで対策を講じてきましたが、十年近い間にもう三十五歳から四十五歳ぐらいまでは少なくとも特別対策は要らないのではないかと、御指摘のようになります。これはつまり、五十歳があるいは五十五歳くらいまでは、要するに定年までの方については特別対策が必要なくなる事態になることも考えられます。いずれにいたしましても、中高年ということで一本にしないで、高年齢者に重点を当てる集中的な対策を考えるということは、われわれもそういう方向が正しいんではなかろうかというふうに実は考えて、目下検討しておる次第でございます。

○和田(耕)委員 まず六十歳ということに一つの区切りをつけますと、六十歳以上の人明治生まれですね。明治生まれの環境の人は、何ぼ年をとつても働きたいんだ、働きことが生きがいなんだというふうに考へている人が非常に多いのですね。それはどういう年になつてもそういう人が多いです。ところが、六十歳以上の明治時代の環境を持つている方々、いまは老齢者です。この人たちに対して、一般的な平均の生産性ということを

求めるのは無理なことです。したがって老齢者は雇用促進というものを別ワクにしるというのではなくかにしても、銀行なんかにしても、もっと中年者を使つていいのです。いまの監視だとか、あるいはいろいろな公共施設、たとえば博物館とか六十歳以上の年寄りの気持ちの中に、やはり自らは働くことが生きがいだというふうに感じていて、高齢者の雇用対策という問題をこの際強く考えてみる必要がありはしないか、そう思うのですけれども、どうでしょう。

○道正政府委員 全く同感でございます。三十八年に中高年齢者の特別対策を始めましたときには、御承知のように、三十五歳から中高年といふことで対策を講じてきましたが、十年近い間にもう三十五歳から四十五歳ぐらいまでは少なくとも特別対策は要らないのではないかと、御指摘のようになります。これはつまり、五十歳があるいは五十五歳くらいまでは、要するに定年までの方については特別対策が必要なくなる事態になることも考えられます。いずれにいたしましても、中高年ということで一本にしないで、高年齢者に重点を当てる集中的な対策を考えるということは、われわれもそういう方向が正しいんではなかろうかというふうに実は考えて、目下検討しておる次第でございます。

○和田(耕)委員 まず六十歳ということに一つの区切りをつけますと、六十歳以上的人明治生まれですね。明治生まれの環境の人は、何ぼ年をとつても働きたいんだ、働きことが生きがいなんだというふうに考へている人が非常に多いのですね。それはどういう年になつてもそういう人が多いです。ところが、六十歳以上の明治時代の環境を持つている方々、いまは老齢者です。この人たちに対して、一般的な平均の生産性ということを

題とちぐはくなつてしまつ、こういう問題があるのですね。そういうふうな点があるので、これらで労働省の高齢者に対する就労というのに対して、福社という面からも考えてみる必要があります。御指摘のようになります。そのうちに、四十五歳から五十五歳あるいは五十五歳くらいまでは、要するに定年までの方については特別対策が必要なくなる事態になることも考えられます。いずれにいたしましても、中高年ということで一本にしないで、高年齢者に重点を当てる集中的な対策を考えるということは、われわれもそういう方向が正しいんではなかろうかというふうに実は考えて、目下検討しておる次第でございます。

○和田(耕)委員 まず六十歳ということに一つの区切りをつけますと、六十歳以上的人明治生まれですね。明治生まれの環境の人は、何ぼ年をとつても働きたいんだ、働きことが生きがいなんだというふうに考へている人が非常に多いのですね。それはどういう年になつてもそういう人が多いです。ところが、六十歳以上の明治時代の環境を持つている方々、いまは老齢者です。この人たちに対して、一般的な平均の生産性ということを

求めるのは無理なことです。したがって老齢者は雇用促進というものを別ワクにしるというのではなくかにしても、銀行なんかにしても、もっと中年者を使つていいのです。いまの監視だとか、あるいはいろいろな公共施設、たとえば博物館とか六十歳以上の年寄りの気持ちの中に、やはり自分は働くことが生きがいだというふうに感じていて、高齢者の雇用対策という問題をこの際強く考えてみる必要がありはしないか、そう思うのですけれども、どうでしょう。

○道正政府委員 全く同感でございます。三十八年に中高年齢者の特別対策を始めましたときには、御承知のように、三十五歳から中高年といふことで対策を講じてきましたが、十年近い間にもう三十五歳から四十五歳ぐらいまでは少なくとも特別対策は要らないのではないかと、御指摘のようになります。これはつまり、五十歳があるいは五十五歳くらいまでは、要するに定年までの方については特別対策が必要なくなる事態になることも考えられます。いずれにいたしましても、中高年ということで一本にしないで、高年齢者に重点を当てる集中的な対策を考えるということは、われわれもそういう方向が正しいんではなかろうかというふうに実は考えて、目下検討しておる次第でございます。

○和田(耕)委員 まず六十歳ということに一つの区切りをつけますと、六十歳以上的人明治生まれですね。明治生まれの環境の人は、何ぼ年をとつても働きたいんだ、働きことが生きがいなんだというふうに考へている人が非常に多いのですね。それはどういう年になつてもそういう人が多いです。ところが、六十歳以上の明治時代の環境を持つている方々、いまは老齢者です。この人たちに対して、一般的な平均の生産性ということを

題とちぐはくなつてしまつ、こういう問題があるのですね。そういうふうな点があるので、これらで労働省の高齢者に対する就労というのに対して、福社という面からも考えてみる必要があります。御指摘のようになります。そのうちに、四十五歳から五十五歳あるいは五十五歳くらいまでは、要するに定年までの方については特別対策が必要なくなる事態になることも考えられます。いずれにいたしましても、中高年ということで一本にしないで、高年齢者に重点を当てる集中的な対策を考えるということは、われわれもそういう方向が正しいんではなかろうかというふうに実は考えて、目下検討しておる次第でございます。

○和田(耕)委員 この高齢者の就労という問題は、ぜひともこの問題は具體化してやつてもらいたい。

○道正政府委員 先生の御指摘、重ねて申し上げます。恐縮でございますが、全く同感でございます。

○青木説明員 お答え申し上げます。

業績給として支給されておりまするものは、率で申しまして五・四%。なお、基本給の中では仕事給、属人給、総合給というような分け方をいたしましたが、この仕事給も一種の能率給的なものでございますが、これが基本給の中で二三・一%を占めております。なお勤務手当、これは勤務

に応じて手当を支給するものでございますが、これが約三・五%。大まかに申し上げまして、こういうような比率に相なつております。

○和田(耕)委員 それは、何らかの能率給的な色彩を持つ賃金というのは、これを足したものですか。

○青木説明員 賃金構造につきましては、先生御存じのとおりに、各企業におきまして、非常にこまかにそれぞれ違った規定を設けております。統計調査部におきましては、賃金構造調査というのを行なつておなりまして、その中で、一応仕事給なり業績給なり勤務手当というような分類をいたしまして、各企業におきますいわゆる能率給的なものをここに含めてもらう、こういうかつこうで統計をとつたものでございます。

○和田(耕)委員 この傾向は次第に強化されていく、能率給的な色彩は強くなつていくというお考えになつておりますか。あるいはそれに対する労働省の態度はどういう態度ですか。

○廣政説明員 日本の賃金体系の中では、いわゆる先生御指摘の基本給、そして能率給、その割り振りの問題に関しましては、これから次第に、能率給あるいは職務給も含めまして、そういうものがふえていくという傾向にあるようになります。

○和田(耕)委員 労働省としての指導の態度はどういうぐあいでござりますか。

○廣政説明員 これから日本の賃金制度の中で、当然のことですが、労働力の不足、あるいは社会的な意識の変化、さらには技術革新の影響などございまが、労働力の不足、あるいは定年制といふのは、職務給あるいは能率給という方向に切りかわりつあるものと思ひますし、また、私どももそのようないろいろな要請も受けておりますので、その面での研究も十分いたしております。しかし実際には、年功序列のいままで

までの体系がいいんだ、これをあんまりこわして能率給に変えることはいけないんだというふうに思ふ人も、企業の中には相当おるということを聞くんですけれども、それはそうじゃないのですか。

○廣政説明員 日本の年功序列賃金制度というものが日本の慣習の中での長い歴史を持つておるだけに、これをいま一挙に直ちにどうこうということは、私ども、これは行き過ぎであろう、このように思います。しかしながら、先ほど申し上げましたようないろいろな事情というもの踏まえながら、それぞれの賃金の問題、もともと労使の交渉の問題でございましょうから、その中でいろいろの方向といふものが出てまいる。それについても、私どもは、いろいろ資料の提供もいたし、御指導も申し上げる、こうしたことございます。

○和田(耕)委員 定年制の問題は、やはり年をとつて六十過ぎ、六十五歳になつても非常に元気な人がふえてきておるということですから、これを廃止するか、あるいは延長するかという議論は、当然のことだと思いますけれども、しかし、いまの賃金制度がいままでの在来の日本ののような状態だと、なかなか言ふべくして行なわれない。つまり、いまの定年制にメリットを感じる企業の人たちは、やはり給料の高い、しかもそれに比べて働きの少ない高齢者を五十五歳あたりで一応整理するというような気持ちが非常に強いわけだと私は思ふのですが、私は、いま申し上げたようになるわけであつて、こういう問題についても、労働省としての一つの方向といいますか、指導の方向といふものを確立する時期に私は來ているところですけれども、その点ひとつ大臣の御所見をお伺いしたい。

○塚原国務大臣 五十五歳では低過ぎる、これを六十ないし六十五までという御議論が先ほどから出でております。そこで、それぞれの企業の内部の事情にもよるでしょうけれども、いま言つた年功序列の賃金のあり方、ここにやはり問題があるか

ら、なかなかよう踏み切れないところが多いんじやなかろうかと私は考えております。ですかね、今後の労働力の需給関係その他から見て、中高年の方、特に高年の方の労働力といふものは、先ほどもおつしやつた氣概あるいは経験、それが効率的で生かすことは絶対必要であろう。同時に労働婦人の労働力といふものも、これも絶対必要になつてくる、こういうときであります。だから技術等を生かすことは絶対必要であろう。同時に勤労婦人の労働力といふものも、これも絶対必要になつてくる、こういうときであります。これは一つに、定年制の延長を考える各会社においては、その給与体系と、それから年功序列といふようなものを、従来の考え方より一步そこで変えなければならぬのじやなかろうか。それは企業ごとに考えることで、私どもは、いろいろの資料の提供もいたし、御指導も申し上げる、こうしたことございます。

○和田(耕)委員 定年制の問題は、やはり年をとつて六十過ぎ、六十五歳になつても非常に元気な人がふえてきておるということですから、これを廃止するか、あるいは延長するかという議論は、当然のことだと思いますけれども、しかし、いまの賃金制度がいままでの在来の日本ののような状態だと、なかなか言ふべくして行なわれない。つまり、いまの定年制にメリットを感じる企業の人たちは、やはり給料の高い、しかもそれに比べて働きの少ない高齢者を五十五歳あたりで一応整理するというような気持ちが非常に強いわけだと私は思ふのですが、私は、いま申し上げたようになるわけであつて、こういう問題についても、労働省としての一つの方向といいますか、指導の方向といふものを確立する時期に私は來ているところですけれども、その点ひとつ大臣の御所見をお伺いしたい。

○和田(耕)委員 この問題、一等先に申し上げたように、年寄りになつてしまわせになるということが人間のしあわせの一つのスタンダードの考え方であるとすれば、これは、若いたちにもこの考え方でもつて指導するということは、私は説得力を持つと思うのですね。そういうようなことで、これが確かに職種によつて非常な違いがありますけれども、いま大臣のおつしやつた、ある年齢で賃金をカットするというよりは漸減していくといふような考え方、これは現実的だと思うのです。

○塚原国務大臣 実は五月三十一日だったと思ひますが、O E C D で日本の雇用政策——これは国別で検討されておりますが、日本のレポート、その中で、年功序列型の日本の賃金制度は再検討されるべきであります。日本は日本の年功序列の賃金制度は再検討されるべきであります。ですから、これは日本のみならず、日本ではもちろんあります、一つ

の世界の趨勢ではなかろうか。先ほど申し上げましたように、やはり各企業ごとによつて話はきまつるのでしょうかが、そういう点で話し合はは十分であります。労働者も、そういう面で多少の御不満はあつても、結局話し合いで、幾らかダウソしても働きがいのある、生きがいのある生活といふものそこで十分保障されると私は思つておりますから、これはひとつ真剣に検討し、そういう面の行政指導もいたさなければならないと考えております。

○和田(耕)委員 年配者の問題はまだたくさんありますけれども、この問題はこの程度にしておきまして、もう一つ、いま気がついたことで、いまの労働省がおもに考えなきやならない問題は、年配者つまり働く意思を持つておる、働くことに生きがいを感じておるお年寄りに対する就労の指導という問題が一つ。もう一つの問題は、若い人たち、若い労働者に対する指導という問題も、もうそろそろこらで方針をきめなきやならない段階に來ていると私は思うのです。

私は、去年の十月にヨーロッパに行く機会があつたのですけれども、パリに行きましたが、ベルリンでも、あるいはロンドンでも、ストックホルムでも、何をしているかわからぬような日本の若い人たちがたくさんおることが目立つておるという感じがするのです。こういうような人たちがおるわけですね。現在の日本国内でも、たとえば私の事務所にも大学を出たりつばなのが七、八人もおられます。これがまともに就職すれば、これは高い六万も七万も月給をもらってサラリーマンの生活ができる男が、私のところでは四万くらいしかやつてない。それでもけつこう喜ぶ優秀な人がおるのであります。仕事をする気になれば、アルバイトをしたつて食つていくだけの生活はできる人

だというような感じもあるわけなんですが、そういう人たちに対する、あるいは青少年労働者に対する働きがいのある、生きがいのある生活といふのをそこで十分保障されると私は思つておりますから、これはひとつ真剣に検討し、そういう面の行政指導もいたさなければならないと考えております。

○高橋(展)政府委員 若くして職場に出で働く少年少女、その福祉を増進するということは労働行政の大きな課題であろうかと思ひます。特に近年は、これら若い人たちが、先生の御指摘のように、意識の上でもいろいろ変化がござりますし、また、その生活の実態の上でも余暇時間というものが非常にふえてきておる。一方、需給関係等の影響もございまして、一般に労働条件はよくなりまして、賃金、特に若い人の賃金は上がっております。あるいはまた一方におきましては、都市へ

の集中ということも非常に多くなつてしまいまして、たとえば十年前とは非常に違つた若い人の増加、また、その離転職の過程で非に走るということができましまして、一昔に労働条件はよくなりまして、たとえば若い人の賃金は上がつておるようになります。あるいはまた一方におきましては、都市へ

の集中ということも非常に多くなつてしまいまして、たとえば十年前とは非常に違つた若い人の増加、また、その離転職の過程で非に走るということができましまして、一昔に労働条件はよくなりまして、たとえば若い人の賃金は上がつておるようになります。あるいはまた一方におきましては、都市へ

の集中ということも非常に多くなつてしまいまして、たとえば十年前とは非常に違つた若い人の増加、また、その離転職の過程で非に走るということができましまして、一昔に労働条件はよくなりまして、たとえば若い人の賃金は上がつておるようになります。あるいはまた一方におきましては、都市へ

の集中ということも非常に多くなつてしまいまして、たとえば十年前とは非常に違つた若い人の増加、また、その離転職の過程で非に走るということができましまして、一昔に労働条件はよくなりまして、たとえば若い人の賃金は上がつておるようになります。あるいはまた一方におきましては、都市へ

の集中ということも非常に多くなつてしまいまして、たとえば十年前とは非常に違つた若い人の増加、また、その離転職の過程で非に走るということができましまして、一昔に労働条件はよくなりまして、たとえば若い人の賃金は上がつておるようになります。あるいはまた一方におきましては、都市へ

万全のというところにまでまいりませんが、できる限りの努力をしていこうということをございます。

○和田(耕)委員 もつと具体的に申し上げますと、私、去年の秋に、都内の三つぐらいの大学の学園祭に、各党討論会というのがあります。そこで十七、八人の若い者がやつてきました。さくばらんに自分たちの気持ちを話すのを聞く機会があつたんですけれども、こういうふうな感じを持つ青年が多いのですね。これは相当多いんじゃないかと思う。つまり全くおもしろくない。いまの学生は勤労青年といつても、いいような状態をしているんです。学校はるくすっぽ出ないでアルバイトやつて、つまり学生時代の半分以上はアルバイトしているということですから、勤労青年と言つてもいいくらいの者が多いいんです。だが長く学校における連中もおつて、君たちはどうしているんだと言うと、星寝をしていますというようなことです。自分と同年輩の高校卒業生で学校へ入った者のちょっと生きのいいのは、みな星寝をしている。つまり全く意義を認めないわけです。いまのサラリーマンとしての労働といふものに、何かもつと生きがいのある仕事をしたいということの一つに、私どもは前に満鉄おりましたから、満鉄のことを話しましたから、和田先生、私はそういう外国に行って生きがいのあるある仕事をどんどんしたいんだというような仕事をしたいともたくさんおりました。つまり青年たちが、こういうように余暇もどんどんふえてくる、収入も売り手市場であるから相当高い収入を得られるという状況のもとで、自分のエネルギーなり生きがいというものをもってあましておる若い人たちが多いということは事実だと思うのですね。こういう若い人たちに正しい民主的な国家の問題を労働者としては、そんなものもあるけれどもも成り立っていると私は思うのです。こういう問題になつてきていると私は思うのです。こういう問題を労働者としては、そんなものもあるけれども成り立つたんです。そのあとで十七、八人の若い者がやつてきて、さくばらんに自分たちの気持ちを話すのを聞く機会があつたんですけれども、こういうふうな感じを持つ青年が多いのですね。これは相当多いんじゃないかと思う。つまり全く

たいというふうに思つておられるのか。もし思つておられるとすれば、どういう方向に指導したいと思つておられるのかを、この際お聞きしたいと

○塚原国務大臣 思うのです。これは大臣からもひとつ。たび参りましてそういうたずねるといろいろ話して合つてみますが、私が接触した範囲では学生が多かつたですね。おやじにモスクワ行きの飛行機チケットをもらつて、汽車で全部行く。あとはヒックハイクとアルバイト、さら洗いをすると一時間に最低一ドルか一ドル半、それで世界じゅうを回つてくるという人が多かつたようには私は承知しております。いま一つ、質問にはなかつたのです。が心配なことは、きわめて意欲に燃えて工場等で働いている方が、かつこいいということでしょうか、第三次産業へ会社に黙つて行つてしまふ者があります。かなりあるというようなことを聞いております。これはなかなか容易なことではない。

先ほどからどういうふうに指導するかというお話がありましたが、行政指導としては、労働時間の問題、週休二日制の問題等もありますし、今後はあくまでも人間尊重、福祉優先という立場で、快適な働き場所、そして勤労意欲に燃えて楽しい生活を営むという方向に持ついかなければなりません。もちろん婦人少年局としてもそういう方針で指導いたしておりますが、さらにいま二つの例としてあげたようなことは、将来おこざるべき方向に行つてはたいへんございますから、いまのうちに強制的ではなくそういう方向に改善導していくかなければならぬ、このように考えております。

○高橋(展)政府委員 私が申し上げるのは僭越なことがとも存じますが、青少年にどのような生きがいを与えるかということは、ほんとうにむずかしい問題であるかと思います。私どもいたしましては、勤労青少年年を対象といたしまして、先ほど申し上げておりますように、勤労青少年年が環境整備をいたしたいということで努力している

ところでございますが、そのような意味合いで、特にそのようなこととしていたしております若干のことを申し上げますと、勤労青少年のクラブ活

動の援助、指導というようなことに力を入れておられます。勤労青少年が、その余暇の生活におきまして、仲間づくりをする、あるいは自己啓発をするためにサークルをつくりグループをつくる、その中で切磋琢磨しつつお互いに伸びてくることを期待するわけでございますが、これらの活動に対しまして、先ほど申し上げました勤労青少年ホーム等を通じて常々指導、援助いたしておりますし、またすぐれた者に對しては労働大臣から褒美を行なうというようなことも行なっております。あるいはまた、特に勤労青少年の中でもいわゆるブルーカラーの者たちがその仕事に誇りを持つていただけるよう、点から、ブルーカラーの青少年の海外交流と申しますか、アメリカやヨーロッパのブルーカラー青少年との交流の事業がございまし、あるいはまた技能オリンピックなども、やはり若くして職場に出て腕をみがくといふような者に対する非常に大きな刺激となり、意欲を高めるという役割りを果たしているのではないかと思ひます。

また、この青少年問題は、先生御指摘のように、学生と勤労青少年の境というのもあまりはっきりしない、というような現状もございますし、労働行政だけで行ない得るという範囲も限定されておりますのでござりますが、そういう意味で関係各省との協力ということが必要であると想ひます。もちろん從来からそのようにいたしておりますが、特に總理府に青少年対策本部というのも設けられておりまして、ここで各省共通の青少年問題等につきまして、意見の交換、情報の交換、あるいは施策の連携ということのための有機的な作業が行なわれるということでございまりますが、このような機關を通じましてぜひとも努力をしていきたい、このように考えております。

をやつておられる。あれは文部省ですね。つまりこういうようなものを労働省としても考える必要があると私は思うのですけれども、この点どうで

○高橋(展)政府委員 文部省で青年の家という施設をお持ちになつていらっしゃると対応的なのは、先ほど申し上げました勤労青少年ホームではあるかと思います。この勤労青少年ホームは勤労青少年だけを対象にした施設でございます。学生などと一緒にすると、何かコンプレックスを感じる可能性もあるようなブルーカラーの青年たちが、日々の仕事の余暇にそこに集まりまして、そこで大きいに楽しく過ごしている、そういう施設でございまして、これが全国で二百五十九カ所近くある、こういうことでございます。

また、勤労青少年を対象とした年に一度行なう大きな行事というようなものといたしましては、勤労青少年の日というのがございまして、これほど申し立てる勤労青少年福祉法によって設けられたものでございまして、七月の第三土曜日が勤労青少年の日ということになつております。この日には、労働省におきましても中央の大会をいたしますし、また各都道府県、各市町村等でも、この日にはそれぞれ勤労青少年の方を集めて、あるいは使用者を集め、勤労青少年を激励し、また勤労青少年のすこやかな成長に対する社会の関心を喚起する、そのため多彩な行事をしておられるわけでございます。そういう中には、スポーツ、クリエーションというふうなものも織り込まれてゐるようでございます。

○和田(耕)委員 そういう制度も私、意味のあるホームですね、今度中野にできるのはそういうの一番の中心ですね。あの近くの中小企業あるいは商店街の人たちの話を聞いておりますと、へたがつていいないです。というのは、ああいう度度ああいうものができたのだけれども、私も協してあればができたのだというようなことをほら吹いてやつてますと、一般的人はあまりりびたる

にいろいろな職場から来るわけですね。中小企業はそれ非常に見劣りのするような職場を持つておるわけです。だから、そういう職場を持つておる中小企業の経営者が、そういうところへ出したがらないような空気を持っている。私はあらあらと思ったのです。そういう場に中小企業の勤労青少年が出ることをむしろいやがるような感じを持つておる中小企業の人が非常に多い。中小企業でも経営の内容はばらばらで、非常にいいところもある。中から下のところの職場では若い者を積極的に出したがらない。そういう職場の人、そういうところでレクリエーションやらしたり教育をしたりするという設備の趣旨であるのに、そういうところの人は、かえってそれを敬遠して出しがたらない。そういう空気があるのですが、これに対する対策をひとつお伺いしたいと思うのです。

○高橋(展)政府委員 私ども、従来から勤労青年

ホームがある町にできるといふ際には、いまおつ

しゃられたと同じような危惧が、特に中小零細企

業の方々の間にはあったよう思います。そのよ

うな集まり場所ができると、そこに各職場から集

まつてきて労働条件のことなんか言い合つて、

それで逃げていってしまうのではないかとか、あ

るいは不平不満が大きくなるのではないかとか、

そのような心配があつた時期が確かにあつたので

ございます。しかし、実際にこのホームといふも

のができまして、その運営には地方公共団体が当

たつておられるわけでござりますが、そこできめこま

ますけれども、いま局長がおっしゃったように、

いろいろな誤解があつたり不安があつたりするこ

とは事実ですけれども、その不安は、不安を持つ

ほうに何かのうしろめたさがあるわけですから、

そういうものを乗り越えて、積極的にこういうも

のを運営していくよう必要としておきたいと思ひ

ます。しかし近くのところには確かにあります

よ。そういう問題をよく腹に入れてやつていて

いただきたいと思います。

○和田(耕)委員 この問題はいろいろあると思ひ

ますけれども、いま局長がおっしゃったように、

生きる力を持ったのではありませんが、そういう

ものではありませんが、それはそ

れとして、やはり野方國と言ふ語弊があるかも

しらぬが、ただ与えられた自由のもとに育つてき

た方々を、あの時期において、グローブ活動と

か、そういったものによつて意思の交流といいま

すが、鍛えられたからだというものをつくること

は、私はこれは必要だと思います。

先ほど勤労青年ホームの話を出ましたが、私

も二ヵ所ほど行ってみました、それこそ各層各界

にわたつた、零細企業の方もおりますし、中小企

業の方もおります、大企業の方もおりますが、

そういう連中と話をしまして、そのあと私が述懐した第一のことばは、私は若い者に不安を

持つておつたが、これから持たなくなる。それぐ

らいな前向きの一ことも政治は抜きですよ。

前向きな人生、それから二十一世紀に向かう気

持つておつたが、これがどういうものについて語り合つておる

ところが一つあるので、ちょうどい

いふことをおつしやつたのです。

○和田(耕)委員 私も軍隊には行きましたし、戦

場にも何ヵ所か行つたのですけれども、そういう

生活を通じまして、からだと心が鍛えられたとい

う印象はいまだに持っています。したがつて、あ

れはまずかつたなという、そういう思い出として

は、率直に言つてありません。非常に鍛えられた

という感じを持っております。

しかし、いまの軍国主義の問題ですけれども、

そういう問題と関連づけては、これは絶対にいけ

ません。そういうことで、今後、青少年の、特に

そういう勤労青少年の場合には、いまの憲法とい

うものをまつ正面から教育していくといふこの姿

勢がないと、やはり私は積極的な正しい指導はで

きないと、私は若い者に安心して世間に与える印象を持つておる

こと、この際に、新しい日本の若い人た

に見まして、私は心配はないといふことが

最初に発したことばだったのですが、そういつた

けれども、いまの若い者はだめだ、昔は徴兵検査

があつて兵隊があつたので二十前後の人が訓練さ

れたが、いまはないからだめだ。しかし徴兵はい

けないから、これはやつてはいけない。これは

やつていいという人はないのですけれども、何か

うような気持ちもおありのようで、むしろ使用者

の方々も、そのホームの運営に協力していこう、

そういうところに行つても、それに耐えるような

労働条件でなくては若い者は居つかない、そういう

うような気持ちもおあります。そういうことで、最近

では非常に事業主の方々が率先と申しますが、先

に立つてそのホームを説教することに熱心にお動

きになる、こういう傾向も見えているところでござります。もちろん、そういうような成果を得る

ためには、それぞのホームを運営なさる地方公

共団体、またそこの指導員の方たちの非常に行き

届いた啓蒙、というものがあつたと思ひますし、ま

た、その魅力づくりのために格段の努力をしてま

ざります。もちろん、そういうような危惧につい

て立つておられる年配の人多いのです。この問題に

ついて大臣の、これはあげ足をとつたりしません

から、率直なお氣持ちを、こういうものが必要で

あるとお考えになるのかどうかということを、お

聞きたいだければ幸いだと思います。

○塚原國務大臣 若かりし時代の自分を振り返つ

てみたときに、だいぶでたらめな生活をいたして

おりましたのが、私は甲種合格ですから、みつち

り鍛えられまして、心身ともに健在になつた。軍

隊教育そのものについての批判はありました。隊

内でも問題が起きたこともありますたが、それはそ

くふうが要るかとは思ひますけれども、私ども從

業の方々の間にはあつたよう危惧

のしかたで、たゞいまおっしゃられたような危惧

のというものは解消できるのではないか、このよう

に考えております。

○和田(耕)委員 この問題はいろいろあると思ひ

ますけれども、いま局長がおっしゃったように、

いろいろな誤解があつたり不安があつたりするこ

とは事実ですけれども、その不安は、不安を持つ

ほうに何かのうしろめたさがあるわけですから、

そういうものを乗り越えて、積極的にこういうも

のを運営していくよう必要としておきたいと思ひ

ます。しかし近くのところには確かにあります

よ。そういう問題をよく腹に入れてやつていて

いただきたいと思います。

○和田(耕)委員 その問題と関連して、私もこれはどういも

かと思ってることが一つあるので、ちょうどい

ふことをおつしやつたのです。

○和田(耕)委員 私も軍隊には行きましたし、戦

場にも何ヵ所か行つたのですけれども、そういう

生活を通じまして、からだと心が鍛えられたとい

う印象はいまだに持っています。したがつて、あ

れはまずかつたなという、そういう思い出として

は、率直に言つてありません。非常に鍛えられた

という感じを持っております。

しかし、いまの軍国主義の問題ですけれども、

そういう問題と関連づけては、これは絶対にいけ

ません。そういうことで、今後、青少年の、特に

そういう勤労青少年の場合には、いまの憲法とい

うものをまつ正面から教育していくといふこの姿

勢がないと、やはり私は積極的な正しい指導はで

きないと、私は若い者に安心して世間に与える印象

を持つておる

こと、この際に、新しい日本の若い人た

に見まして、私は心配はないといふことが

最初に発したことばだったのですが、そういつた

けれども、いまの若い者はだめだ、昔は徴兵検査

があつたので二十前後の人が訓練さ

れたが、いまはないからだめだ。しかし徴兵はい

けないから、これはやつてはいけない。これは

やつていいという人はないのですけれども、何か

うような気持ちもおあります。そういうことで、最近

では非常に事業主の方々が率先と申しますが、先

に立つてそのホームを説教することに熱心にお動

きになる、こういう傾向も見えているところでござります。しかし近くのところには確かにあります

よ。そういう問題をよく腹に入れてやつていて

いただきたいと思います。

○和田(耕)委員 その問題と関連して、私もこれはどういも

かと思ってすることが一つあるので、ちょうどい

ふことをおつしやつたのです。

ち、新しい世代として新しい日本をつくっていくことをするエネルギーに満ちた人たちに対する指導としては、憲法の持つておる平和主義と民主主義というものは、これはまつ正面から教育していくこという、この心がえがないと、前向きのせつかくいまでの若い二十代の人たちの心身を訓練しようという考えを持っておっても、それを誤解されるような態度ではないわけです。またいろいろな意味からいって、新しい憲法というものは見直されてきているわけですね。

これは私は、この前、佐藤総理にも申し上げたのですけれども、私自身がソ連の捕虜から二十五年に帰ってきて、舞鶴での新憲法の小さな書物をもらって、そんなものはだめだと、あのころにはこう思つたのです。しかし、三十年代になつて、つまり戦争の主戦兵器が核兵器になつたという段階から見れば、新しい憲法の持つ意味というものは脈々とよみがえつてきている。四十年代の高度成長で世界の中の日本ということになりますと、もう平和なしには生きられないという状態ですね。まだどこの国ともおつき合いをするためには、左のほうの政権でも、右のほうの政権でも、どこの国とも大きな顔をしておつき合いできませんよ。やはり民主政治といふものはしっかりと守つていかなければならぬ。そういうふうなこととで、新憲法の持つている意味を、初めは、これはとんでもない、こんなものはできるものかと私自身はそう思つた。そういうふうな感じはあつたのですけれども、この核兵器の時代、世界の中の日本として世界国じゅうとおつき合いをしていくと、いうことになつてくれば、この新憲法の精神を新しくしっかりと見直していく必要がある。これを政治の姿勢として確立しないと、いまのような青年に対する心身を鍛錬するためのいろいろな企劃をやるという意欲も鈍つてくる。こんなことをやれば、誤解されやせぬか、こんなことをやれやせぬか新聞でたたかれやせぬかというような気持ちになつてくるというわけでございます。

の――確かに条章的に見れば、これは問題があります。憲法九条にしても、あれを文字どおりに解釈すれば、自衛隊は違憲であるなんというような意見も出てくる余地もあると思いますけれども、私どもそう考えておりませんが、そういうふうに憲法を正しく理解をし、解釈をしながら、しかも平和と民主主義という問題をまとめて考えて、新憲法の精神をまとめて教育していくという政治の人たちを、当然私はからだも心も鍛え上げる時期だと思います。で、それにふさわしいいろいろな行事を国が計画しても、私は正しいと思つております。

（三）在本行的統一指揮下，各金庫、營業部、辦事處、各分支機構、各項業務工作，均須遵守總行的規章制度。

くまでも戦争のない平和な民主的な国、そのにない手である青少年、勤労青少年というものが健全育ついくことを心から望むものであります。そうして同時に、勤労の価値観というか、労働の価値観というものを今後の繁栄と結びつけて、そろして独自の前進を続けていくというような指導もいたし、またそういうことを彼らみずからが考えることを強く望んでおるものであります。

○和田(耕)委員 きょうは厚生省の山口老人福祉課長もおいで願つておると思うのですけれども、御質問したい点は、先ほどの問題、つまり厚生省と労働省とが、老人の就労、しあわせという問題について、緊密に連絡をしてもらわなければならないということをお伺いしたいと思っておったのですけれども、それについては、一言この問題について御所見をお伺いして、せつかりしてお話をうながしておられたわけですが、相談事業の一環としてやっておったわけですが、年寄りが多いということで、高齢者の無料職業紹介というものを労働省のほうの御理解を得まして始めたというところでございます。

現在 私どもとしてさらにもう一つ検討する必要があると思つておりますのは、単に就労をあつらうる検討する、あるいはそういう場をつくる、そういうような問題も含めて、さらに労働省ともお話し合いをしながら対策を検討していきたい、かようて考えておる状況でございます。

○和田(耕)委員 先ほど大臣からも、老人対策としているものを非常に政府としても重視しておられる。しかし、いまの職安機構では、私は、やろうともなかなかうまくいけないような面があるのです、といって、行政機構の改革をやろうとおおたって、これはなかなかめんどうな問題だから、

本章由 [小金](#) 整理，欢迎来到 [极客学院](#)，一起学习 [Java](#)，成为更好的 [程序员](#)。

最後に、伊能委員長は、この前月間から、東中委員会を開き、さるに十八日間に十回の会合をもつて、政治的効果をもつて、その実績が、今後とも、いかに大きくなるか、ハイです。

それにかわるような中心機関のようなものとしてつくりて、この問題についても、いろいろなことを申し上げたわ  
れども、ひとつ大臣、この問題ぎひとと御検討いただいて、そういう形の運用が  
ように御配慮いただきたいと思います。  
う私の申し上げたい一つの重点のこととなりましたけれども、最後に述べたこと  
なりまして、やはり国民から誤解されないよう  
して、勢のもとで、つまり青少年の教育あるいは  
特に勤労青少年の訓練という問題につい  
て画期的な方向を打ち出してもらいた  
ことを要望いたしまして、質問を終わる  
たします。  
どうございました。

**委員長 東中光雄君。**

**委員 最初に、この前の予算委員会でお聞  
ことについて若干聞いておきたいのです  
タク労働者の勤務状況の問題であります  
が、大阪の出来島交通の労働者で厚地運転  
なったことに関連をして、その前の約一  
つの勤務状況があまりにもひどい。十八  
十五乗務、統いて七日間に連続六乗務、さ  
れていらないようだということを申し上げ  
るということを申し上げて、こういう殺人  
が、労働基準局長は、「その点について  
調査をしてみたいと思います」という答  
えでござりますけれども、先生がおつ  
まつたような自動車の非常に過大な走行  
があつた等々の事情につきましては、基準  
しましては、そういうものを確認するこ  
とだときたいと思います。**

**健、政府委員 この前、先生から御指摘が  
まして、現地の特にその点を調べるよう  
に調査をしてみたいと思います」という答  
えでござりますけれども、先生がおつ  
まつたような自動車の非常に過大な走行  
があつた等々の事情につきましては、基準  
しましては、そういうものを確認するこ**

Digitized by srujanika@gmail.com

とができなかつたわけございまして、私どもといたしましては、したがいまして、あの際に御答弁申し上げたよな状況以上のことをつかんでおらないわけでございます。

○東中委員 あなた、何を言つていますか。会社側が陸運局へ出した書面の中にこれが書いてあるのです。私、数字もあげて全部書つたぢやないですか。会社側が陸運局へ出した書面があるのだと云ふことを、あのときちゃんと指摘しているでしようが。それさえ調べないのでですか。調べる事実がなかつたといいますが、陸運局にその書面が出てゐるということを調べたのですか。調べてないのですか。

○渡邊(健)政府委員 そのタコメーター等が確認できなかつたわけでございます。

○東中委員 会社が出した書面が陸運局にあると言つて、私はその一部を読んで数字をあげたわけです。そういう書面を陸運局に会社が出しておるということを、それを基準局としてはお調べになつてゐるのですか。なつていいのですか。会社がわざわざその書面を、しかも違法になるようないことがわかっているような内容の書面を、陸運局へ出すわけがないぢやないですか。

この前はあなた、日勤だという報告を受けているといふことを言つたけれども、実態は日勤ではない。一乗務三百キロ以上走つておつて日勤といふことはあり得ないぢやないかといふことも私、申し上げた。しかし、聞いておられないだらうと思うから、だからその点については食い違つてあるだらうけれども、そういう事態が起つてればたいへんなことだからといふことを言つた。それでそれをよく調べるということだつて、会社が出した書面をぼくはあげて言つておるのに、それを調べているのですか。いよいのですか。そのところを聞きたい。

○渡邊(健)政府委員 事業場に対しましてそのタコメーター等を調べたわけでございますが、事業場でタコメーターが見つからなかつたといふことで、その点が確認できなかつたわけございま

す。

○東中委員 大臣、これはどういうことなんでしょうか。私が資料をあげて言つた。そしてそれがあまりにも異常な状態だということ。基準法があまりにも正面から違反している状態ぢやないですか。大臣だつて、速記録を見たら、そういうことがあるとしたらたいへん、しかしいま局長の言つてることを食い違つているようだからと云つて言われた。だから調べるということだつた。会社が出してある書面さえ調べないで、タコメーターで調べて、タコメーターがないといふものがあるのだと言つて、私が指摘しているでしょ。基準法違反が幾らあつたって、そういう形で何にも調べてなかつたら、基準監督署としては、基準局としては、一体何が基準法の執行をやつていてるということになるのですか。行政としてはきわめて怠慢ぢやないですか。お調べになつたのかならなかつたのか、それをお聞きしたい。

○渡邊(健)政府委員 タコメーターがもし把握できれば、そのことがはつきりするのではないかと思つて調べたわけですが、タコメーターは把握できなかつたということで、陸運局にそこまでは調べておりません。タコメーターのことはいいです。陸運局へ出しているそういう書面があるということについてお調べになつたのですか。ならぬのですか。

○東中委員 会社がわざわざその書面を、陸運局へ出すわけがないぢやないですか。

○塙原国務大臣 衆議院予算委員会の分科会での御質問、非常にこまかい例をあげられての御質問も私はよく承知いたしております。そういう問題については実態を調査しなければなりません。これはもう当然であります。やはり大阪の基準局が本省のあれで調べたことは、私自身まだ大阪の基準局長から聞いておりませんから、これはわかりませんが、いま局長は、調べたことは調べた。しかしながらなかつたという答弁をしたのであって、あなたが調べると言つたのを怠つておつたとは私は考えておりません。ですから、私自身、詳細につきましては、大阪の局長からの報告を受けおりませんので、ここで答弁ができないのは遺憾であります。あのいろいろなこまかい例をあげての御質問に対して、調査すると言つたのを労働基準局が放置しておつたとは私は考えておりません。調べた結果こういうことであるという報告を渡邊君が先ほどからしている。それがあなたの御意に召さなかつたということじやないかと思うのですが、私自身調べに行くひまもないし、またその報告もまだ私は受けおりませんから……。

○東中委員 証拠がここにあると言つて、私がそれをあげて言つてることを——その証拠は役所にあるのですから、すぐ調べられるわけですね。それを調べてなかつたということを私はいま言つているのです。そうして結果的には、そういう違反の事実が出てこなかつたといふ言いわけをしているだけじやないです。陸運局に事業所から出した書類があるからということをちゃんと言つておられます。あつても、なくなつていてると言つても、問題になる前に会社が出したものがあるんだから。

○東中委員 大臣、この前の答弁のことあります。それ

で、これはあまりにもひどい。あとで冗談で大臣は言われましたか、うつかり出来島交通に乗つた危険だな、ということを笑つて言われておつた。実際私もそう思います。交通安全という点から見て、労働者の労働条件という点から見て、それは非常にほうつておけない。基準局が、こういうものを国会で指摘してさえ、そういう形で放置されておるということだつたら、二・九通達にしたつて何にも意味がなくなつちやう。その点、大臣どう思いますか。

○塙原国務大臣 衆議院予算委員会の分科会での御質問、非常にこまかい例をあげられての御質問も私はよく承知いたしております。そういう問題については実態を調査しなければなりません。これはもう当然であります。やはり大阪の基準局長から聞いておりませんから、これはわかりませんが、いま局長は、調べたことは調べた。しかしながらなかつたという答弁をしたのであって、あなたが調べると言つたのを怠つておつたとは私は考えておりません。私は陸運局といふことで、そのほうには、そのときもこれを見て言つたのです。陸運局へ出た報告があります。それによるところでおるのです。その内容の写しを私はここへ持つておきます。「昨年四月六日のこの勤務状況、陸運局への会社の報告を見ますと、これは非常にすごいわげです」、こう私が述べて、そして内容を言つておきます。そのときもこれを見て言つたのです。陸運局に出了した報告があります。それによると、こう言つておるのです。その内容の写しを私はここへ持つておきます。それと違う報告を聞いておつたのです。陸運局に出了した報告があります。それによるところでおるのです。その内容の写しを私はここへ持つておきます。それと違う報告を聞いておつたのです。これはあらかじめ申し上げておつたけれども、そこまでこまかく言つてなかつたから、違う見解が出てくるということはあり得るだらう。だからあとでよく調べます、こうなつておつたのです。ところが、私があげているそのことについては調べないで、調べれば、あることは歴然としているわけですよ。そして、タコメーターなんてないといふことは、当然やられるべきことじやないか、こう思つてあります。

○東中委員 これはたまたま出来島交通の例をあげてます

いるじゃないですか。速記録にちゃんと出ていますよ。そして、そういう事実があるかどうかを調べると言われたのでしょうか。

○塙原国務大臣 ことばを返すわけではございませんが、私も大体、いままでの委員会の質疑応答で自分が聞いたことはよく承知いたしておりますが、あのとき陸運局とおつしやいましたか、事業場とおつしやいましたか。速記録に陸運局と書いてありますか。私、陸運局といふことばはちょっと記憶にないのですけれども……。

それとも、これはあまりにもひどい、ちょっとと常識で考えられぬ。十八日間連続十六時間勤務をやつて、そうしてまだ続けて何回か連続やっている。常識で考えられぬような事態が起つてゐるからそれを取り上げたわけですけれども、それでこそこんな状態だつたら、それはもうだめじゃなか。二・九通達だつて、全く事實上基準監督の執行がやられていないということに結局なつてしまふ。年一回の交通安全期間にやられるということはありますよ。しかし、そんなものは全く形式的なものになつてしまふじゃないですか。そういう点で言つてゐるのですが、ひとつあらためてお調べになるでしようか。

○渡邊(健)政府委員 あのときは、たしか私どものほうの調査で日勤者ということになつております。先生から、走行キロの数字をおあげただきました。日勤者でこれだけ走るということはおかしいではないか、こういう御指摘があつた、私もどうかよう存じておるわけでございますが、その点について私ども確認いたしておりませんでござつたので、至急調べる旨申し上げたわけでござつたして、そういう意味で、はたしてそれだけの走行距離があつたかどうかということを調べるよう申しましたわけござります。タコメーターを見ればわかるのではないかということで、事業場のタコメーターを調べたところが、タコメーターがないということで、その点の確認ができなかつたのでござりますが、運輸省の陸運局のほうについては調べておりませんので、至急その点を再度調べさせてるようにいたしたいと存じます。

○東中委員 私は調べ方を一々どうこう言つてゐるのぢやなくて、わざわざ国会でハイタクの労働者の勤労条件というのを基準法が非常にじゅうりうんされているかつこうになつてゐる例として、私は最も典型的な例を言つたわけです。それさえともに調査されないと、いうようなことだつたら、これは非常に遺憾なことだと思うわけであります。

の問題ですが、この問題についても東光交通、や  
たかタクシーあるいは三日月タクシーですか、こ  
の問題についても、現地の基準監督署に行くと、  
これは西と天満と守口、この三つの監督署に分か  
れている。だから、ひとつ本局のほうで一括しま  
す、こういうふうに答えたそうです。これは現場  
の労働者が基準局へ行くと、これは五月の十二日  
ですけれども、ハルナという監督官だそうです  
が、中央から何の指示もありません、こう言つて  
いるそうです。これは昔のいわゆる監獄部屋では  
ないけれども、基準法五条違反の疑いが濃厚だ  
と、具体的な例をざいぶんこまかく申し上げま  
した。名前はこういう席ですから一々あげませんで  
したけれども、しかし、いまそろいう実態になつ  
ている。この暴力支配の状態についてはどうで  
ざいましょう。

で、これにつきましては、所轄の監督署が指示をいたしまして、そういう前借金についての償金からの控除を、たとえ協定をあとからつくったにいたしましても、やめるよう指示いたさせました。よたかタクシーにつきましては、四月分から賃金からの控除を取りやめさせておるところでござります。なお他の二社、東光交通ともう一つ、同じ経営者が経営しております三日月タクシー等につきましては、会社から直接前貸し金を貸しているという形ではなくて、一般金融機関から貸しているという形をとっておりますために、直ちに法七十条に違反する疑いが濃いとまでは言い切れないと点もございますけれども、類似の性格のおそれもござりますので、現在、それらの控除をやめるよう指導をいたしておりますところをございます。

○東中委員　十七条関係では大体わかつたわけですが、五条関係ですね。タコ部屋ということを申し上げたと思ってるんですが、相当暴力を加えたり何かしている。現場ではそれについて、昨年の八月、九月段階では、一応五条違反の疑いで調査に入られたように聞いていますのですけれども、その後うやむやになつていて、私が予算の分科会でお聞きしたのはそのあとなんですかけれども、五条関係の、要するに暴力支配あるいは暴力団を雇い入れての支配、おどかし、こういうものについてはどうなんでしょうか。

○渡邊(健)政府委員　前回も申し上げましたように、それらの事業場においてけんか等があつたという事実は、われわれも承知をいたしておるわけでございますが、なかなかこれが、五条のいわゆる暴力による就労をさせておるということを認定するまでの証拠もつかんでおりません。その後さらに調べてみたわけでございますけれども、なかなか五条違反であるという明確な証拠をつかむまでに至つておらないわけでございます。

○東中委員　五条違反といえば、百十七条で一年以上十年以下という一番重い犯罪でありますし、しかも、昔のようないわゆるタコ部屋、監獄部屋

に類似の動きというのがこういう形でやられている。いわゆる暴力団の態様が変わってきていましたけれども、職場でのいわゆる監獄部屋的な労務管理をする場合にも、態様は変わってきていると。いうように私は思うわけですが、特にいま、従業員間のけんかあるいはトラブルというふうに言われましたけれども、これは薬師寺という経営者が、この前も具体的な例をあげましたように、ピニールパイプでなぐるというようなこともやっておりますし、そういう点も含めて、ちょっと常識で考えられない事態が起こっておって、これが公然とそのままやり過ごされておると、だんだんそれが普及していくというかっこになるわけですので、厳重にこれは調べていただきたい。

それと、この前も指名手配の写真を大臣に遠くからお見せしましたけれども、これはちょっと見えておいていただいたほうがいいと思うのです。黒板へ木揚げの一覧表を書いて——それは別の会社なんですよ。同一系列の会社ですけれども別の会社で、その従業員の指名手配をやっているというか、これは犯罪捜査の写真よりもまだ大きいですよ、その黒板との対比で見ますと。こういうちょっと常識で考えられぬ事態がありますので、特に基準法関係からいえば、もし成立すれば一番悪質な犯罪でもありますから、ぜひ強い指導と慎重な調査をしていただきたい、こう思うのですが、その点、もう一べん確かめておきたいと思います。

○渡邊(健)政府委員 今後ともできるだけ調査につとめまして、もし五条違反の確証が得られれば改正な処置をとりたいと存じますし、また、他の事業場も含めまして、五条違反と疑われるような事態が起きないように、それらの事業場につきましては、今後とも十分に監督を続けてまいりたい、かように考えます。

○東中委員 それとの関連で、これは五月二十四日付の「交通界速報」という雑誌を見ますと、「二・九通達改正運動おこす 大タ協」——大阪タ

という項目がありまして、「タクシー運転者の労働時間などを規制している」、「九通達は業界の実情にマッチしていないとして早急に同通達の改正運動を展開する方針を決め」「ちかく大阪労働基準局幹部と協会に中山太郎労働政務次官を交じえた三者による懇談会を開くことになった」、こういう報道をしていいわけですが、「二・九通達改正運動については、運転者不足が深刻化する一方、二・九通達をはじめ諸法規によるシメ付けがきびしくなっており、運転者の労働時間を他産業並みに一日二時間延長するよう改正運動を起こすことを確認した。多田会長は、この問題でさきころ上京した際、地元選出の中山労働政務次官に会い陳情した結果、行政当局と業界の懇談会に出席するとの約束を受けたので」云々ということが報道されているのですが、「二・九通達それ自体がいま守られてないということで、私、遺憾なことだと思っているのですけれども、それを今度は変える」というような動きについて、基準局としては考えていらっしゃるのか。その点どうなんでしょうか。

○渡邊(健)政府委員 二・九通達は、四十二年以來、私ども自動車運輸関係についての指導の基準といたしておりまし、これは労働省の基準局長名の通達ではござりますけれども、運輸省その他等とも連絡をいたしまして、適正な運転に関する労働条件の指導の基準といたしておるわけでございますので、現在のところこれを変更するような考えは持つておらないわけでござりますし、いま先生から、大阪のほうにそういう動きがある旨のお話をございましたが、ごく最近、大阪の基準局に何かそういう話を持つてきましたという話は聞いておりますけれども、それ以外のことは私どもは承知しておらないわけでございます。

○東中委員 これは政務次官に、多田会長ですね、いま裁判を受けておられる人ですけれども、この人が見えてそういうことになつたというようなことを報道しておるのであるが、大臣としては、こういう動きをするということには全然関係な

い、二・九通達を変える、そういうふうな意向は全然ないというふうにお聞きしてよろしゅうござりますか。

○塚原国務大臣

中山君は大阪地元ですから非常に关心を持っていると思うのですが、中山政務次官からまだこの報告を受けておりませんので、至急会いまして、その間の事情はどういうものであるか、よく伺つてみたいと思います。

○東中委員 ただ、その二・九通達自体は実情に合わなくなつてきているとか、あるいは労働時間監督を延長するとかいうふうなことを基準局のほうで考えていらっしゃるとすれば、これは私、相当たかいへんな問題になると思いますので、そういうお考えがあるのかないのか。ただ、事実上こういう動きが最近起つてているというだけで、基準局の監督行政としてそういう方向を考えているわけではないというふうにお聞きしていいのかどうかですね。その点ひとつ……。

○塚原国務大臣 いま問題になつております自動車運転者の労働条件については、労働時間、賃金形態等非常に複雑な問題を包含していることは、これは事実であります。今日まで労働省としては、労働基準行政の重点項目としてこの問題と取り組んでまいりましたのであります。

いま御指摘のようなことは、「二・九通達を変更することがどうこう」ということで、戦後、八幡製鉄所に死亡者が出ておりますことは、われわれも承知しております。

ただ、ガス発生炉につきましては、そういう非常時に問題であるということで、戦前から業務上の疾病として補償がせられてまいつたわけでござります。ただ、ガス発生炉につきましては、そういう非常時に問題であるというところで、戦後、八幡製鉄所におきましても、いろいろそれに対する対策等もとらせておつたわけでございますが、そういうことで、このガス発生炉は二十八年には閉鎖をいたしました次第でござります。

ところが、最近になりまして、ガス発生炉ではなしにコークス工場におきまして二名の肺ガン患者が出たということが報じられておるのでございまが、これらにつきましては、コークス工場に

十本のシガレット喫煙者は一年間に百七十五ヶであります、これらにつきましては、コークス工場にこういうものが出ていたということは初めてでございまして、私も、それがたしてガス発生炉と同じような原因によるものであるかどうかという

ことについて、現状、実情を把握いたしましたために、早急に調査をするよう現地の基準局に指示して、現在調査をさせておるところでございます。

○東中委員 このコークス工場の場合ですが、これは立ち入り調査、立ち入り検査など、何かやつていらっしゃるのですか。

○渡邊(健)政府委員 コークス工場につきましても、昨年以来で三回の臨検監督を実施いたしてお

る死者だけでも四十二年までに三十三人も出ておる、最近になって同じタール蒸気を出すコークス工場からの定年退職者から二人の肺ガンによる死亡者が出了たということで、コークスあるいはガス官からまだこの報告を受けておりませんので、至急会いまして、その間の事情はどういうものであるか、よく伺つてみたいと思います。

○東中委員 ただ、その二・九通達自体は実情に合わなくなつてきているとか、あるいは労働時間監督を延長するとかいうふうなことを基準局のほうで考えていらっしゃるとすれば、これは私、相当たかいへんな問題になると思いますので、そういうお考えがあるのかないのか。ただ、事実上こういう動きが最近起つてているというだけで、基準局の監督行政としてそういう方向を考えているわけではないというふうにお聞きしていいのかどうかですね。その点ひとつ……。

○塚原国務大臣 いま問題になつております自動車運転者の労働条件については、労働時間、賃金形態等非常に複雑な問題を包含していることは、これは事実であります。今日まで労働省としては、労働基準行政の重点項目としてこの問題と取り組んでまいりましたのであります。

いま御指摘のようなことは、「二・九通達を変更することがどうこう」ということで、戦後、八幡製鉄所に死亡者が出ておりますことは、われわれも承知しております。

ただ、ガス発生炉につきましては、そういう非常時に問題であるということで、戦前から業務上の疾病として補償がせられてまいつたわけでござります。ただ、ガス発生炉につきましては、そういう非常時に問題であるということで、戦後、八幡製鉄所に死亡者が出ておりますことは、われわれも承知しております。

ところが、最近になりまして、ガス発生炉ではなしにコークス工場におきまして二名の肺ガン患者が出たということが報じられておるのでございまが、これらにつきましては、コークス工場に十本のシガレット喫煙者は一年間に百七十五ヶであります、これらにつきましては、コークス工場にこういうものが出ていたということは初めてでございまして、私も、それがたしてガス発生炉と同じような原因によるものであるかどうかという

ことについて、現状、実情を把握いたしましたために、早急に調査をするよう現地の基準局に指示して、現在調査をさせておるところでございます。

○東中委員 このコークス工場の場合ですが、これは立ち入り調査、立ち入り検査など、何かやつていらっしゃるのですか。

○渡邊(健)政府委員 コークス工場につきましても、昨年以来で三回の臨検監督を実施いたしておなつておるわけですか。

○渡邊(健)政府委員 先ほども申しましたように、戦前からガス発生炉で肺ガンが出ておりました。これは二十八年にガス発生炉は廃止されましたけれども、そういう問題があると考えましたので、三十五年からは、コードレス工場におきましても、従業員に肺のレントゲン撮影を毎年させて、十分肺ガン発生の有無について検査をしてまいっておるわけですが、その限りにおいては、現在までのところ異常者は認められなかつたわけでございます。

○東中委員 そんなに前からやつていらっしゃるのだったら、今回このコードレス工場で、ガス炉で肺ガンでなくなった人が三十三人もおるということを知つて、労働者のグループが定年退職者の中の肺ガン死亡者なんかを調べるようになつた。その結果、二人の人がなくなつてゐるということだが、これは労働者のグループが心配してさがし出してわかつてきただといふ経過ですね。しかも昭和十三年に入社してコードレス工場で働いてきたAさんならAさんが、四十四年の三月に定年退職すると同時に間もなく異常を感じるようになつて、四十四年に福岡県内の国立病院で肺ガンと判定され、入院三ヵ月後に死亡しておる。もう一人は、昭和十五年に入社してコードレス工場につとめてきた人ですが、四十年十一月に定年退職して、四十五年十二月ごろから倦怠感を感じて、四十六年一月、九大第一内科に入院、肺ガンと判明して七月に死亡しておる、こういうふうにいわれておるわけですが、いま言われたような三十五年から検査をしておつて、これが全然捕捉できなかつた、こういうことになるわけですか。

○渡邊(健)政府委員 先ほども申しましたように、三十五年以来、胸部エックス線写真をコードレス工場の従業員については行なつたわけでございます。したがつて、この方々も、四十年及び四十四年に退職されるまでは、当然にそれらの胸部エックス線写真を受けておられたと思うわけですが、在職中におきましては、そういう異常の状況を発見するに至つておらなかつたわ

けでございます。退職後に、いま先生おっしゃいましたように、肺ガンでなくなられたことをわれわれ承知したわけでございます。

○東中委員 その原因是、コードレス工場のこの黄色い煙によるものだということは、いま認めていらっしゃるのですか。認めていらっしゃらないのですか。

○渡邊(健)政府委員 コードレス工場につきましては、從来そういう例がございませんので、それがコードレス工場のタールのガスによるものであるかどうかという点につきまして、ただいま調査をさせておるところでございます。

○東中委員 「岡医学雑誌」五十九巻十一号の中に「職業性肺がんの疫学的研究」という論文がありますけれども、これは八幡のことを取り上げておるわけです。が、その中で、しかも八幡病院の関係のお医者さんですが、職業的に多量のタールに曝露された場合発ガンのリスクは明らかに高いものと思われるということを書いていますし、年齢が高いほど、経験年数が長いほど死亡率は高い、こういう指摘もしています。そしてコードレス工場で大量のタールが漏れてきて職場をまつ黄色の煙で取り巻く。それが現場の実情につきましては、先ほど申し上げましたが、これは基準監督署としてはつかんでいらっしゃるわけですか。

○渡邊(健)政府委員 現場の実情につきましては、先ほど申し上げましたが、昨年来だけでも三回も臨検検査をしておるわけでございますから、現場の実情は現地の局長は掌握をいたしております。

○東中委員 現場の現状というのは、先ほど言いました洞岡と戸畠の両コードレス工場を合わせますと、コードレスの生産量は年間約三百万トン、一交代四十回程度で、十分間に一回の割合でコードレスを出している。原料炭装入作業間隔が十分間ですから、そのうちの二分から約五分間生ガスが出てくる。この労働者によると、ガスで皮膚がびりびり痛むというようなこともある、発赤することもある、さらに、マスクがわりにやつてある二枚のタオルはたちまち黄色に変わってしまう、鼻の中はタールでまつ黒になる、こういうことを訴えています。黄色い蒸気はほとんど常に立ち込めておる。○七%から○九%のタールを含んでいます。黄色い蒸気はほとんど常に立ち込めておる。○七%から○九%のタールを含んでいます。

○渡邊(健)政府委員 御指摘の二人の方がなくなりましたのも、いわゆる業務上災害としての災害補償請求がされてなかつたわけでございます。従来、コードレス工場におきましてはそういうものが出ておなかつたので、あるいは御本人ないしは御遺族の方が、これが業務上に基づくものであるといふ意識がなかつたのではないかと思うわけでござ

いますが、業務上としての労災の補償請求が出来ないませんでしたので、われわれのほうにおきました。それでも、これが業務上でそういう方がなくなれば、実態をひとつ明らかにしていただきたい。これはもう潜伏期間が非常に長くて死んじやうわけです。わかつたときには、もうガンのことですから、たいていだめです。そういう点で、こ

ういう職場環境に対して、新日鉄に対して改善命令を出すなり何かの処置をとられないのかどうか。その点いかがですか。

○渡邊(健)政府委員 コードレスを蒸し焼きにします際に出ますガスには、いろいろなものが含まれておるわけでございます。炭酸ガス、一酸化炭素あるいはメタン等いろいろなガスが含まれておるわけでございますが、それらのガスは燃焼ガスとしてホルダーに入つておるわけでございますが、安全衛生の違反があるかどうかというような点については十分に監督をいたしております。

○東中委員 労働安全衛生規則の百七十二条なり百七十三条なり、これは一般的な企業の順守事項を書いているわけですが、これに違反をしておたら具体的にどういう処置をされるのですか。

○渡邊(健)政府委員 違反をしておれば是正するよう指示をいたすわけですが、これに違反をしておたら具体的にどういう処置をされるのですか。

○東中委員 それは指示だけですか、あとはどうもできないわけですか。

○渡邊(健)政府委員 是正勧告を出しますとあと必ずそれについての報告を求めまして、是正勧告どおり守られているかどうかということを確認いたします。

○東中委員 このいま私の申し上げたようなコードレス工場の労働者は、皮膚がひりひり痛むというようなことも訴えている、そして彼ら自身が、自分からだが肺ガンになるかもしれない、そういう不安を感じて調べざるを得なくなつてきて調べたすわけでございます。

○東中委員 このいま私の申し上げたようなコードレス工場の労働者は、皮膚がひりひり痛むというようなことも訴えている、そして彼ら自身が、自分からだが肺ガンになるかもしれない、そういう不安を感じて調べざるを得なくなつてきて調べたすわけでございます。これが、この職場は非常によござれているが、しかし、労働安全衛生規則による指示あるいは是正を要求する

ことはやられていないわけですか。

○渡邊(健)政府委員 それらの有害なガスにつきまして、たとえば一酸化炭素等でございますれば、特定化学物質等障害予防規則等々によりまして規制がされておるわけでございまして、それに違反していればもちろん是正の措置をとらせるわけでございますが、先生御指摘の労働安全衛生規則の百七十二条、百七十三条等は、一般的な施設の改善の規定でございまして、具体的な処置をきめておるわけではございませんので、直ちにこれに従つてどういう違反があるからというのでは正措置というものは、百七十二条、百七十三条等についてはとらせておるわけではないでござります。

○東中委員 そうすると、百七十二条なり百七十三条なりには、違反するというか、これは「努めなければならない」と書いてあるわけですから、企業に対する順守義務を規定しているわけですから、それにはあまり従つてなくて、これは違反事項としては是正命令を出すわけにはいかない。あまりよくない労働条件になつていて、現に死者が二人出た、こういう事態だけれども、それに対し積極的なことは何にもできないということになりますか。あるいはそういう意味では全く放置しておったというところになるわけでしょうか。この一年間に三回も調べを行つたと言われている、あるいはどういう処置をとられるのか。

○渡邊(健)政府委員 もちろん特定の条項の違反がござりますが、たとえば一酸化炭素等ができますので、それらにつきましては、二年以内に三回も調査するよう指示をいたしておりますので、現地の局においてはそれによつて現

のも从来はなかつたわけでございます。したがい

まして、私どもいたしましては、特にこれらの施設がそういうような特別に何らかの処置をとらなければならぬような危険なものとは考えておらなかつたわけでございますが、今回二名の方が出了たということにつきましては、ただいまそれらにつきまして、それらのコードクスの作業との因果関係等について十分調査をいたしておりますの

で、その結果によりまして、もしそれが原因であるということであれば、さらにこれの改善について必要な指導をしてまいりたい、かように考えております。

○東中委員 それでは、いままでは放置しておいた、そういう危険なものじゃないと思つておった立入りしなければいけないほど、やはり問題意識は持つておられたといふことが明らかになります。それで死者が二人出たということは、死んでしまつた今日、コードクス工場について正式に立ち入り調査をするというふうなことをやられるかどうか。これは全国的に影響する問題ですから、

その立ち入り調査にはぜひ私たちも一緒に立ち会つて実態を見たいと思うのですが、そういう計画ができるかできないか、お聞きしたいんです。

○渡邊(健)政府委員 従来も、たとえば特定化

物質等障害予防規則で規定されております一酸化炭素などにつきましては、コードクス工場も一酸化炭素等ができますので、それらにつきましては、

だいま申しました規則等に其づく規制を守つておられますので、それらにつきましては、臨検検査の際は十分に監督をいたしておるわけでございま

す。なお、一酸化炭素以外の今まで規制してない方の死亡が問題になつておりますので、臨検検査等を行なつて十分調査するよう指示をいたしてお

りますので、現地の局においてはそれによつて現

す。

○東中委員 この関係のコードクス工場に勤いておる人というのは現在約九百人いるわけですが、他の鋼管あるいは八幡化学など、タール蒸気を吸入しながら作業してきた人は退職者を含めると約二千人になるといわれているんですが、全国的にもこのタール関係の問題 ガスなり蒸気なりに曝露されるそういう作業場というのは相当あるはずですが、鐵鋼にしても、あるいはガス関係にしても

そうですが、そういう問題として、しかも日本の場合は、職業ガン以外のガンは外国より非常に少ないわけですが、職業ガンについては、御承知で

しょうが、この八幡の問題を契機にして昭和八年にすでに学会報告がされておるわけですね。「原発性肺臓癌の業務上発生に就て」という黒田静博士の論文を私も読んでみたわけですが、昭和八年というと四十年前からそういうことが問題になつてゐるわけですから、これは早急に調べると同時に、職場の労働者にその実情を聞き、立ち入りし

て現場を見るということと、それから労働者に被害状況を聞くということ、それから学者の意見を聞くところが同時に早急にやられるべきだと思ひます。それで、そういうことをやられるということは、向で進まれるかどうか答えてください。

○渡邊(健)政府委員 ガス発生炉につきましては、先ほども申しましたように、われわれも昭和八年以来そういう事例が出てゐるということは承知いたしておりまして、戦後、それらについていろいろ八幡製鉄所に指導もいたしておりまして、八幡も二十八年にガス発生炉はやめたわけあります。

コードクス工場につきましては、從来そういう例

かつたような物質についてまで、そういう原因になつては、先ほども申しましたとおり、従来はわれわれも胸部エックス線写真を三十五年以來とらせるといふことです。最近そういう二名の方の死亡が問題になつておりますので、臨検検査等を行なつて十分調査するよう指示をいたしてお

りますが、ただ問題であると存じまして、三十五年以来いろいろ八幡製鉄所に指導もいたしておりまして、八幡も二十八年にガス発生炉はやめたわけあります。

コードクス工場につきましては、從来そういう例

ただ、まだ調査中でございますが、われわれがい

ままで調べたところによりますと、一名の方は転職で徹底的に調査するということと、それから全國的にこの問題についての、労働者の命を守る問題でありますから、ぜひ処置されるべきだ、こう思ひますが、その点、大臣のほうでしっかり取り組むということの決意をひとつ表明していただ

きたいと思います。

○塚原國務大臣 いろいろの例をあげての御質問でございましたが、労働者の健康障害の予防措置ということのは、これは絶対必要なものでありますから、先ほど労働基準局長も、いろいろな御指摘の点を含めた調査ということのお話をいたしましたが、十分にこれは調べまして対策を練らなければならぬと考えております。

○東中委員 では質問を終わりますが、労働者の意見も聞くというふうに指示しておると言われたのですが、同時に、関係学者の意見も早急に聞くということがありますが、いま現にタールの黄色い煙が出ているわけです。それがそのままでは、これはもう有害なことは間違いないわけですが、死因と直接的に結びついているかどうかといううとについての科学的な確定的なものを出すということに結局なるだけであって、黄色いタール蒸氣が一日一人の労働者に四十回、二分から五分間、十分間隔でずっとやつてくるという状態は、早急に改善命令、あるいは命令でないまでも改善する指示をやられるべきだと思うのですが、そういうことをやられるかどうか、それだけお聞きしておきます。

○渡邊(健)政府委員 その点につきましても、どういうように改善をしたらしいのか等々も十分検討いたしまして、できるだけ改善につとめてまいりたい、かように考えます。

○東中委員 では、質問を終わります。

○伊能委員長 大出俊君。

○大出委員 この労働省設置法の最後の質問だと思ひますので、あまり長い時間質問する気はありませんけれども、それにもかかわらず、何点かやはり明らかにしていただきたい点がございます。

これはもうすでに先般、運輸大臣に御出席をいたしました席で、安定期長道正さんお見えでございますが、私の承りたい問題点については触れておりますので、概略はもうおわかりいただいているわけでございます。

そこで、たいへんな速度で港湾労働が変化をしておりますけれども、これは湾港運送事業そのも

意見も聞くというふうに指示しておると言われたのですが、同時に、関係学者の意見も早急に聞くということありますが、いま現にタールの黄色い煙が出ているわけです。それがそのままでは、これはもう有害なことは間違いないわけですが、死因と直接的に結びついているかどうかといううとについての科学的な確定的なものを出すということに結局なるだけであって、黄色いタール蒸氣が一日一人の労働者に四十回、二分から五分間、十分間隔でずっとやつてくるという状態は、早急に改善命令、あるいは命令でないまでも改善する指示をやられるべきだと思うのですが、そういうことをやられるかどうか、それだけお聞きしておきます。

○渡邊(健)政府委員 その点につきましても、どういうように改善をしたらしいのか等々も十分検討いたしまして、できるだけ改善につとめてまいりたい、かように考えます。

○東中委員 では、質問を終わります。

○伊能委員長 大出俊君。

○大出委員 この労働省設置法の最後の質問だと思ひますので、あまり長い時間質問する気はありませんけれども、それにもかかわらず、何点かやはり明らかにしていただきたい点がございます。

これはもうすでに先般、運輸大臣に御出席をいたしました席で、安定期長道正さんお見えでございましたが、私の承りたい問題点については触れておりますが、私の承りたい問題点については触れていますので、概略はもうおわかりいただいているわけでございます。

そこで、たいへんな速度で港湾労働が変化をしておりますけれども、これは湾港運送事業そのも

の変化が与える労働条件に対する変化といふことになると思うのですね。あるいは雇用態様、体系に対する変化ということになるかと思うのですが、ただがつて、それだけにこれは、労働省自身の政策遂行にあたりまして、テンポを早めていいただきましたと追いついていけないということになります。ただがつて、それだけにこれは、労働省自身の政策遂行にあたりまして、テンポを早めていいただきましたと追いついていけないということになります。

そこで、この一九四九年にILOの内陸運輸委員会の決議というのがございます。この内陸運輸委員会の決議が後に港湾労働法制定の運びに至る出発だったと私は思うわけですが、このとときも実は労働省と運輸省の間の見解に非常に大きな相違がありまして、たとえば港労法十六条など書きをめぐらしても、私どもは、どうしてもこれを書くべきではない。つまり日雇いであることは入れるべきではない。つまり日雇いである場合であっても、もちろん月頭月末の集中配船等もありますから、非常にむずかしい問題ではありますけれども、つまり門前募集というものを廢止いたしますとして、あくまでも安定所の窓口を通じなければ港湾労働者は雇えないのだというこの原則を、それがしり抜けにならぬようにはめなければ、おそらく三万人と策定を港湾調整審議会がいたしましても、将来は一万人に減る、あるいは五千人に減るということになりはせぬか、陰に隠れてしまいはせぬかということを強調したのでありますけれども、それにもかかわらず、労働省が悪いといふことは申し上げませんが、政府という立場で考へれば、きわめて不満足な結果になつた。その結果、今回のこの調整審議会の策定をいたしましたが、それがどうも運用の実態におきましては、その法の趣旨に反した運用をなされたような面もございまして、港湾労働上非常に問題になつてゐることは事実でございます。現在は、十六条、十九条合わせまして約二割五分くらいでございまして、相当かなりの高い率になつてきております。例外でございますから、こういうふうに幾ら波動性がありましてもやや高過ぎるのじやないかといふふうに率直に私ども考えます。今後その問題を考へていく場合には、やはり現行の港湾労働法自体が共同雇用の理念の上に立つてできているわけでござりますけれども、それをさらに一步前進させま

が、やはり労働省の側で検討されなければならぬ課題だと私は思う。これは昨年、塚原さん御存じだと思いますけれども、野原さんが労働大臣のときに、石井照久さんが御自分で書類を持つていつたがつて、それだけにこれは、労働省自身の政策遂行にあたりまして、ますその辺をどういうふうにお考えになつてあるか。現行法体系とあわせて手渡して、そして説明しているのですね。そこから、先ほど労働基準局長も、いろいろな御指摘の点を含めた調査ということをお話をいたしましたが、十分にこれは調べまして対策を練らなければならぬと考えております。

そこで、この一九四九年にILOの内陸運輸委員会の決議というのがございます。この内陸運輸委員会の決議が後に港湾労働法制定の運びに至る出発だったと私は思うわけですが、このときも実は労働省と運輸省の間の見解に非常に大きな相違がありまして、たとえば港労法十六条など書きをめぐらしても、私どもは、どうしてもこれを書くべきではない。つまり日雇いであることは入れるべきではない。つまり日雇いである場合であっても、もちろん月頭月末の集中配船等もありますから、非常にむずかしい問題ではありますけれども、つまり門前募集というものを廢止いたしますとして、あくまでも安定所の窓口を通じなければ港湾労働者は雇えないのだというこの原則を、それがしり抜けにならぬようにはめなければ、おそらく三万人と策定を港湾調整審議会がいたしましても、将来は一万人に減る、あるいは五千人に減るということになりはせぬか、陰に隠れてしまいはせぬかということを強調したのでありますけれども、それにもかかわらず、労働省が悪いといふことは申し上げませんが、政府という立場で考へれば、きわめて不満足な結果になつた。その結果、今回のこの調整審議会の策定をいたしましたが、それがどうも運用の実態におきましては、その法の趣旨に反した運用をなされたような面もございまして、港湾労働上非常に問題になつてゐることは事実でございます。現在は、十六条、十九条合わせまして約二割五分くらいでございまして、

が、やはり労働省の側で検討されなければならぬ課題だと私は思う。これは昨年、塚原さん御存じだと思いますけれども、野原さんが労働大臣のときに、石井照久さんが御自分で書類を持つていつたがつて、それだけにこれは、労働省自身の政策遂行にあたりまして、ますその辺をどういうふうにお考えになつてあるか。現行法体系とあわせて手渡して、そして説明しているのですね。そこから、先ほど労働基準局長も、いろいろな御指摘の点を含めた調査ということをお話をいたしましたが、十分にこれは調べまして対策を練らなければならぬと考えております。

そこで、この一九四九年にILOの内陸運輸委員会の決議というのがございます。この内陸運輸委員会の決議が後に港湾労働法制定の運びに至る出発だったと私は思うわけですが、このときも実は労働省と運輸省の間の見解に非常に大きな相違がありまして、たとえば港労法十六条など書きをめぐらしても、私どもは、どうしてもこれを書くべきではない。つまり日雇いであることは入れるべきではない。つまり日雇いである場合であっても、もちろん月頭月末の集中配船等もありますから、非常にむずかしい問題ではありますけれども、つまり門前募集というものを廢止いたしますとして、あくまでも安定所の窓口を通じなければ港湾労働者は雇えないのだというこの原則を、それがしり抜けにならぬようにはめなければ、おそらく三万人と策定を港湾調整審議会がいたしましても、将来は一万人に減る、あるいは五千人に減るということになりはせぬか、陰に隠れてしまいはせぬかということを強調したのでありますけれども、それにもかかわらず、労働省が悪いといふことは申し上げませんが、政府という立場で考へれば、きわめて不満足な結果になつた。その結果、今回のこの調整審議会の策定をいたしましたが、それがどうも運用の実態におきましては、その法の趣旨に反した運用をなされたような面もございまして、港湾労働上非常に問題になつてゐることは事実でございます。現在は、十六条、十九条合わせまして約二割五分くらいでございまして、

が、やはり労働省の側で検討されなければならぬ課題だと私は思う。これは昨年、塚原さん御存じだと思いますけれども、野原さんが労働大臣のときに、石井照久さんが御自分で書類を持つていつたがつて、それだけにこれは、労働省自身の政策遂行にあたりまして、ますその辺をどういうふうにお考えになつてあるか。現行法体系とあわせて手渡して、そして説明しているのですね。そこから、先ほど労働基準局長も、いろいろな御指摘の点を含めた調査ということをお話をいたしましたが、十分にこれは調べまして対策を練らなければならぬと考えております。

そこで、この一九四九年にILOの内陸運輸委員会の決議というのがございます。この内陸運輸委員会の決議が後に港湾労働法制定の運びに至る出発だったと私は思うわけですが、このときも実は労働省と運輸省の間の見解に非常に大きな相違がありまして、たとえば港労法十六条など書きをめぐらしても、私どもは、どうしてもこれを書くべきではない。つまり日雇いであることは入れるべきではない。つまり日雇いである場合であっても、もちろん月頭月末の集中配船等もありますから、非常にむずかしい問題ではありますけれども、つまり門前募集というものを廢止いたしますとして、あくまでも安定所の窓口を通じなければ港湾労働者は雇えないのだというこの原則を、それがしり抜けにならぬようにはめなければ、

かれる労働者の労働条件なり態様なりといふものであります。

そこで、ここで ILO の諮問に応じて労働省が答えております答えが、調整審議会にいろいろな専門的な部会をつくっている、だからその結論を待つてというふうに書いてあるのですけれども、そことのことはやはり、労働省としてまずどちらを向いているのだという向きがはつきりしないと、何かそこで学識経験者が集まつて相談してくれ、こう言つたつてものごとははつきりしない。

たとえば恩給審議会をこしらえた場合でも、新居会長さんのところに諮問するにあたって、つまり恩給法の二条ノ一、調整規定というものを政府はこしらえて、それを出して、さあ御検討願います、こういうわけなんですね。それに対する有権解釈を政府は与えていませんけれども、本来なら立法者が出すべきもの出さなかつたのですけれども、それにもかかわらず一つのワクがある。そして、じや一体どういうとらえ方でその小委員会なりあるいは調整審議会なりが検討してくれます。その回答では明らかではない。そこらのところは労働省としてはどうお考えなのか。基本的な問題ですから。

○道正政府委員 従来、港湾調整審議会におかれましては、自主的にいろいろ小委員会をつくって御検討をされております。事務当局といたしまして、私どもあるいは運輸省が参考いたしておつて、私は、全体としては運輸省が、おつかれ御指摘のように、全体としてはわれわれ賛成でございます。しかし、いろいろこまかい点になれています。しかしながら重要な問題がございまして、にわかに現在結論を出しまして、審議会に政府案を諮問するところまでまだ検討が進んでおりませんが、われわれといったしましては、審議会まかせと

いうつもりでは毛頭ございません。せつかくこういふものも踏まえまして、しがるべき時期には役所側の案というものをもつと具体的にまとめて、ただいま先生御指摘のような形で審議会の御意見を拝聴するべき時期に来ているというように、いま私は考えております。

○大出委員 そこが実は問題のポイントでございまして、道正さんはいま、決して審議会まかせというわけではないという。ところが、どうもながめでみると、職業安定局長さん次々おわりになると、前局長はこう言つたじゃないかといふことを言つたてしようがないだけれども、どうも役人というのはどんどんかわるのだからしてしまふ。どうもたよりないことおびただしい。

だから、審議会の場合、事務局は労働省が引き受けているのですが、石井さんなんかも幾らあせりを感じておられる面もある。それで少し前に出ても

いるのを言う。そうすると今度は労働省が、おつかれりをきめることをする。だから「港湾労働の現状と問題点」というものを出して、なかなかいいことを言つておられる。そこで、ここに何を言つておられるのかといふと、いよいよこの問題について、港湾労働者の保護の見地から審議し、勧告を採択することは時宜を得たものと考えており、この勧告が港湾労働者の労働、生活条件の改善に大きな役割りを果たすこと期待しているところである「こうなつてはいる」というふうな荷役取り扱い方法の社会的影響に対する日本政府の意見ですね。そうでしょう。そうするとこの限りは、いま道正さんおっしゃつておられるところを聞きたいわけであります。

○道正政府委員 現行の港湾労働法も共同雇用の理念の上に乗つて組み立てられておるわけでござりますが、御指摘のように非常に不十分でござります。で、いまの非常にシビアな港湾労働をめぐる諸条件を考えますと、やはり名実ともに共同雇用ということで労使が協力して切り抜けていくといふことではないと、いつももさつちもいかぬといふことですね。段階に来ておると思います。先般も当委員会で大出先生の御指摘がございまして、四十五年一月三十日の建議を引用になりまして、特に労使関係の近代化といふことの御指摘がございました

てやらなければだめなのだ——私もそう思うのです。だから、ストライキがずっと続いているが、苦勞されて、「港湾労働の現状と問題点」というふうなものまでいろいろ調べておつくりになった時

に立つた。これには問題点を明確に示しておる。

ただしあとが続かなければ困る。ここらあたり

に立つた。これには問題点を明確に示しておる。

たとえば、いまお話しに出た共同雇用の問題な

の到達点に来ている。これを受ける日港協あたり

のほうも、相當ない今までと違う態度が見られ

ます。これはいまここで言うべき問題じゃありませんが、まだこの問題をまつ正面から取り上げるべ

き時期じゃありませんが、いませつかり話が進んでいるから、私もこわしたくないので、だからこ

のほらも、これは石井照久さんが港湾調整審議会の

四十一年十一月三十日ということで労働大臣あてに提出しておられる。これは前からの懸案ですが、これに明確に、共同で登録日雇い労働者の全体

を確保していく、そういう考え方。これは、これ

に對応する労働者の姿勢を求めるわけですから、労働者の側の姿勢も確立をしたいということです

けれども、つまりそういう形の雇用形態といふの

をつくりたい、そうすべきであるというふうに指摘をして書いておられます。そうすると、具体的に共同雇用といふものの形態はどうなるかといふことは、もうわかつてゐるわけですから、労働

省が全く知らないとすれば全くけしからぬ話で、そうすると、ここらのところが中心課題である

が、ではこれをどうするかという問題を一步進め

てやつてくれないと、そこあたりまで考へる必要

があるのです。というだけでは事は前進まない。

そこらをもう一つ前に出る必要がないのかといふ

ところを聞きたいわけであります。

ので、さつそく業界の代表者に御足労を願いました。  
いろいろ懇談をいたしました。

私は非常に明るい希望を実は持つたのでござりますが、労使が直接いろいろ話をするという雰囲気が必ずしも十分でございませんで、そこが抜けているために、いろいろまわりがやきもきいたしましても、どうもうまくいかないという実態が一面あつたと思ひます。そういう点、労使が話し合いを続けておられまして、これはまだ将来の問題でござりますが、近々労使が話し合いをする、その話し合いのしかたは団体交渉としてやる、それから話がまとまるればこれは労働協約の形にする、要するに他の産業と同じような近代的な労使関係を確立して今後の港湾労働問題を解決していく、こういう話し合いが非常に急ピッチで進んでおりまして、まあ、これはぜひ成功させたいと思うのでござりますが、近々覚書を交換するというようなことになつております。

そういうことで、労使が真に近代的な労使関係を確立して問題解決に努力をするということをございますので、われわれといたしましても、もちろん都道府県等を督励いたしまして政府サイドにおきましては努力をいたしますが、また利用者、船主、荷主の皆さん方の協力も得まして、何か港湾労働あるいは港湾運送業がこの危機を乗り切つていくように、そのためにはんとうに共同雇用の実態はどうあるべきかということについて真剣に検討をいたしまして、成案を得たいというふうに考えております。

○大出委員 前回、先ほど申し上げました、運輸大臣に御出席いただき、道正さんにもお出かけをいただきました、私が少し時間をかけてものを申し上げたときに、時の情勢を申し上げたのですけれども、船主、荷主が出てこなければここまで来ると問題は片づかないのですね。金はそっちにありますのですから。日本の特殊形態だけれども、非常に霧細な中間業者がおるというところに、電話一

本あれば港湾運送がやれたという戦時中のいきさ  
てもございまして、だから船主、荷主が金を出せ  
ば何となるからといつても、金を出してもそれ  
が本のあわになつたんじや意味がない、どこに流  
れちやつたのかわからぬというような出し方ではで  
きない、ということころに、ほんとうに労使関係、共  
同雇用なり何なりで確保するものができて、船  
主、荷主側のメリットがあれば出してもいい。そ  
の金はあるのですから。ところが、まん中にいる  
日港協の諸君は妙に首を振つたりするものだから、  
ら、ものが前に進まない。だから、首を振らせな  
いようにどこがものを言うかと、運輸省や  
労働省が言うよりしようがない。だからそこまで  
言つてくれということを、私はこの間言つた。と  
ころが、大臣がはつきりお答えになり、栗橋港湾  
局長もはつきりものをおっしゃつたものだから、  
翌日すぐ違う。電話がかかってきた。とたんに日  
港協態度変更ということで、どうも今までかた  
くなに過ぎましたと言つたということで、つまり  
そこに気がついてくれれば片づくのであって、そ  
うなれば、実は労働形態のほうも、共同雇用とい  
う姿勢はとり得るわけでござります。

実はここにいろいろ一件書類もござりますけれど、そのことに触れないのは、いまの時期に触れてはならぬと私は思つておりますて、せつからく一つの土俵ができかかっているのだから、みんなで努力して土俵をつくって路線を數いてあげる。それで、ジグザグはありますようけれども、そのつどみんなで進路を修正しながら進むということで、何とかひとつ、近代化されていく、非常なテンポで進む港湾運送という形態に応じた労使関係をつくる、労働条件を確保する、人の確保もする、こういうことにしていきたいものだという気がするのですが、どうでしょう。道正さんのいまのお話で、ポイントはすでにおわかりのようく受け取れますので、労働大臣、これはいまの問題でござりますから、たいへんいい機会だと私は思つておりますので、歴史的にいまだかつて一ぺんもなかつたことをやろうというのでありますから、どうかぜひひとつ、そういう意味で前に出ていただくようにお願い申し上げたいのであります。いかがでございますか。

○大出委員 それぞれのところから、いろいろな陳情なり要請なり、あるいは請願なりが出てきてるわけでありまして、これは道正さんがおいでになるところで私は取り上げて申しましたから、ほんならぬ塚原さんのことですから、おそらくもうおわかりだと思いますので、どうかひとつ、そういう意味で前にお進みをいただきますようお願いをしておきたいと思います。

せつからく地方の自治体が、メカニカルファンドなどという、つまりアメリカの西海岸のコンテナのときにマトンなどが問題になつたときの形態を踏襲しようというだけではないのであります。が、きわめて微々たる予算ワクでものを考えているわけでござりますから、せいぜいその上積みくらいしか考えられない程度のものであります。しかししそういう発想でもの言つた自治体もある。だから、そこらの芽を絶やさないよう、諸外国の例もあるわけでありますから、進めていただきますように。それには国が相当な力の入れ方をしなければできない、こういうわけでありますので、運輸省の港湾局長栗栖さんはほうは、来年度予算で要求をしたい、ここまで先般私におつしやいましたが、どうかひとつその裏づけのほうも、労働省からもバックアップしていただいて、何とか形あるものにしていただきたい。土俵をつくった、路線が敷かれた、そこに形あるものができる。それはやはり国の予算とからみます。その辺のこと、ぜひ皆さん方の立場からも前進を、あわせてお願ひをしておきたいと思います。

○道正政府委員 ただいま大臣からもお答え申し上げましたように、抜本的な対策を講すべき時期に來ていると考えます。したがいまして、労働省いたしましたが、運輸省と連携を密にいたしまして、また関係審議会の御意見も拝聴しながら検討いたしましたが、その過程におきましては、法律の改正を含む抜本的な措置がどうしても必要になつてくるのではないかというふうに私は実は考えております。いろいろ知識経験御豊富な先生の御指導もぜひいただきまして、ほんとうに日本の

港湾労働あるいは港湾業界がこの危機、何とか乗り切つていけるように、及ばずながら努力をしてまいりたいと考えております。

○大出委員 これは道正さんがかつて横浜に視察にお見えになつたこともあるわけでございまして、それなりの仕事をしてお帰りになつたわけでござりますが、その後たいへんな御努力をいたしましたが、その後たいへんな御努力をいたして、幾つか実つておる問題があるわけでござりますけれども、いまお話をございましたように、今回このラッシュ船騒ぎの問題をめぐらまして、市と県とが相談した結果、やはり法改正という問題が出てきました。そこを避けでは通れないということになつた。だから、そちらのところも含めまして、ぜひと前に進んでいただきますようにお願いをしておきたいと思います。

時間の関係もございますから、港湾問題はボイントだけにさしていただきまして、もう一点、ほんの問題について承りたいのあります。

この設置法それ自体は、実は関係団体諸君のほうと労働省の担当の責任者の方々との間で、いろいろお詰めをいただいて、詰まれば一番それがいいという気持ちもありまして、たいへん御努力をいたしまして一つの案が出てきておるようになりますから、それをまたいろいろ触れますと、せつからくまとまとめたものがおかしくなつても困りますから、そこに触れずに、実は一つだけ承りましたのであります。

これは先般、運輸省とのやりとりの中でも申し上げたのであります、ハイヤー、タクシー関係の労働条件というのは実は非常にむづかしい。いろいろな通達を出しておられますけれども、なかなか通達どおりに動いていないというのが実情であります。そこで、今回、料金値上げが行なわれたわけありますが、この料金値上げをめぐらまして、あるいはその後における申しますか、いろいろ運輸省自動車局さんにこの間聞いてみましたが、私の手元の資料とは若干違うのです。一日一車の平均走行キロ数であるとか、あるいは実車率であるとかというふうなものにつきまして

も、私の手元にある数字と少し違つた数字がこの間出てまいりました。したがつて、そちらの態様をお踏まえて今後一体どう考えるか。

さきに、十何年かになりますか、通達が出ております。神風タクシーのとき、総理府の中に対策本部をつくつて、そのときに出した通達が生きておつたり奇妙なことになつておるのですが、現状、六大都市で今度の料金も違いますから、そうなると東京と横浜は違うわけでありますが、そちらを踏まえて、どのくらいの一日一車の平均走行キロ数が妥当なものとお考えなのか。こまかいようになりますが、これは柱でありますから、何点かそこらを承りたいのであります。労働省側としてどうお考えになつておるわけですか。

○渡邊(健)政府委員 ハイヤー、タクシーなど自動車運送関係の事業の適正な労働条件につきましては、労働省と運輸省、緊密に連絡をとつてその適正化をはかつておるわけでございまして、現在は、労働省と運輸省、緊密に連絡をとつてその適正化をはかつておるわけでございまして、現在は、労働時間や賃金形態等につきましては、労働省といたしましては、四十二年二月九日に出しました二・九通達というものによりまして指導いたしておるわけでございまして、私どものほうでは、その通達の趣旨に従いまして労働時間の面で監督をしておるわけでござります。で、その時間の中での程度の走行キロが適正かといふようなことは、これはその年々の交通の混雑事情等々もあるわけでございまして、その点につきましては運輸省のほうにまかせておりますので、私どものほうでは、走行キロ等につきましては、どの程度が適当であるかといふようなことを申し上げる立場がないわけでございまして、私どものほうは、

内四十社の実態調査に基づく資料です。そのときの一日の走行キロ数、それと、四十五年の料金値上げをやったときの走行キロ数と比べると、あつと驚くほどに走れなくなつてしまつてゐるのですね。そうでしょう。だから逆に片つ方の実働率といふのがあります。休車現象を見ましても、これは七・八からそこらになつておる。四十三年では百台のうち七台、八台走らず。ところが、さて四十年の資料を持ってきたのならば、四十五年のときにはどうなつたかといふと、百台のうち約十二台、十一・九くらいになつておるのです。休車現象といふものはそれだけで開きがある。走行キロでも、あるいは実働率でも、休車率でもみんな違つてゐる。だから二・五%上げたと言うけれども、数字から見ると、実は一九%しか上げたことになつてない。そりであります。

そうすると、いま運輸省が言うこの三百七十キロ、夢みたいなことをおつしやる。これはこの分野じゃない。まさにハンドルを持つている諸君を規制しているのですから、おまえさん一体何キロ走つたんだと、こうなる。ほんとうはそれではないのです。あなたのおつしやる趣旨ならば、走らなくたって、キロが出なくたって、時間がなければ成り立たないでしょう。それは走つてから帰つてこなければいかぬのですよ。そういってしまえば、おたくのほうで二・九通達で時をきめたって、オーバーして走らなければ、走らないじゃないかといつて時間は守られないことになるでしょう。だから聞いたんです、ポイントだから。こまかいことありますがと言つて、柱ですから、重点ですから、聞いたわけなのです。

そして今回、一日一車の平均走行キロ数は、東京は三百七十キロだとおつしやる。横浜は三百十五キロだとおつしやる。ところが、本来、私が料金値上げをめぐつて運輸省とやりとりをした限りは、平均走行キロ数を三百キロぐらいに押えたままにして、四十五年の料金値上げのときの基礎になった資料は、東京陸運局が調べた四十三年の都

内四十社の実態調査に基づく資料です。そのときの一日の走行キロ数、それと、四十五年の料金値上げをやったときの走行キロ数と比べると、あつと驚くほどに走れなくなつてしまつておるのですね。そうでしょう。だから逆に片つ方の実働率といふのがあります。休車現象を見ましても、これは七・八からそこらになつておる。四十三年では百台のうち七台、八台走らず。ところが、さて四十年の資料を持ってきたのならば、四十五年のときにはどうなつたかといふと、百台のうち約十二台、十一・九くらいになつておるのです。休車現象といふものはそれだけで開きがある。走行キロでも、あるいは実働率でも、休車率でもみんな違つてゐる。だから二・五%上げたと言うけれども、数字から見ると、実は一九%しか上げたことになつてない。そりであります。

そうすると、いま運輸省が言うこの三百七十キロ、夢みたいなことをおつしやる。これはこの間、野村さんが言つたのは違つておるのです。私が聞いてここに書いたのです。だからそろなると、とてもいまそんなに走れる筋合いじゃない。これはそこまでやれと経営者が言えれば、おたくの規制している時間は、物理的にあつてなきがごときになつてしまふ。そうすると、そのところは労働者は、時間をきめたのですから私のほうの管轄にございません、向こうでございます。それで、そこまで走らなくて済みますか。済まないでしょう。だから、そこのところを、あなたのほうが運輸省まかせで、走行キロ数がと言つたんじやいけない。二・九通達は死んじゃつてゐるのですから。そこはどうお考えかということを聞いてゐるのです。

○渡邊(健)政府委員 確かに、走行キロがどのくらいか、それと労働時間といふものは関係がございまして、労働時間の中で走り得る走行キロ数といふものは、これはその年その年の交通事情、さらにはそれが年ごとに変化してくる、こういう状況によって違つてることは先生おつしやるとおりであります。私もそのように考えるわけでございます。

ただ、私どもといたしまして、われわれの所管する仕事の関係からいたしまして、それぞれの都市の交通事情がどう変化しておるか、その中でどのくらいの走行キロ走るか等々のデータをいま持つておらないわけでございます。そこで私どもといたしましては、当面はともかくこの二・九通りました。私はそのように考えるわけでございます。

これが守れるような走行キロをきめていただきたいと、ということは申し上げておりますが、それ以上に私のほうで何キロが適当だというようなことは、私どもの行政の守備範囲では、調査能力等々から申しまして、なかなかそこまでは言えないということを申し上げたわけでございます。

○大出委員 渡邊さんのおっしゃることはわからぬわけじゃないのですが、私、前にハイヤー、タクシー問題について長時間質問したことがありましたが、どうも運輸省と労働省と、片つ方に聞けば、いやそれは労働省だ、労働省に聞けば、運輸省でやっている。まん中に両方にまたがるように一つ通達があるんですね。そうすると、それが経営者のほうの逃げ場になってしまふんです。だから、いや時間だというけれども、実際は水揚げを多くしようというふうに思いますがから、どうしてもけつをたたくことになる。だから、へたに一日一車の平均走行キロが幾らかというようなことを片つ方で言うと、時間が飛んでしまう。そちらのところは、もう少し運輸省、労働省両者で詰めておけないのか。労働省の権限で時間はこうだと書いて、運輸省の権限で、その時間の中でじやあ走行キロ数といったときに、その時間でおさまる走行キロを出してくればいいのです。そうでも違う。片つ方ずつからってにものを言っているから、その盲点で少しでもよけい水揚げをしようということになるから、事故発生率だつて高くなるということになる。基準法違反ということに目をつけられることがある。そのところが一番盲点だと思いますので、そう言っておきましたでなくして、これはそこを詰めていただけぬかということを私は言っているのですよ。あなたの言っている趣旨はよくわかるのです、わかつた上で言っているのです。だからこれは、誤解をしていただきたくないのですが、決して責めるつもりで言っているの

じゃなくて、実態を何とかしたいと思ってるから。  
実は私はいみじくもこの間、運輸省から資料を  
いただきまして、お持ちいただいた方が運輸省の  
自動車局業務部旅客課の補佐官である谷口茂さん。  
この谷口茂さんという方は神奈川の陸運事務  
所にもおいでになりまして輸送課長か何かやつて  
おられまして、ハイヤー、タクシー問題でいぶ  
ん私は話した経験がある。お互いにわかり  
合って、何とかしなければいかぬなというので、  
じやあ私のほうは組合に言おう、あなたは社長、  
専務にものを言ってくれというふうなところまで  
両者で話して、実は話を詰めたことがある。だか  
ら谷口さんがこの間来て、私に言つてましたけれど  
ども、あのときはおかげさまでうまくいきました  
なんて、めったにあんなことはできないのですが  
というようなことで、話ができ上がりたりするの  
ですが、これはやればできるのですよ。だからそ  
ういう意味でぜひ……。  
これは一例をあげたんですよ、時間がありません  
んから。冒頭に申し上げたように、こんな時間で  
すから、ここで聞きたいことはたくさんあるので  
すけれども、まあ一例ですが、そういう面がたく  
さんある。基準法その他に基づいてお考えになる  
労働省の立場と、業務・運行・経営、そういうふ  
うなところにまで権限をお持ちになる運輸省の立  
場と、こうございまして、それがどうも、ともす  
るとかみ合っていいかない。そこちぐはぐなもの  
がいつもでき上がっていくということになる。そ  
れを私は非常に心配をします。一例をあげました  
が、他にもございますので、ぜひひとつそのと  
ころは、運輸省との間で、せつかく料金が上がっ  
たあとですから、お詰めいただきますようにお願  
いしておきたいのです。  
時間がございませんから、次の質問に入ります  
とこれまで長くなりますが、この辺で締めくく  
りたいと思います。  
料金値上げで私が心配しておりましたのは、は  
たして分配率ということばが妥当かどうかわかり

ませんが、営収においてどのくらいのことになるか。私が当時一番考えておりましたのは、一日の平均走行キロを三百に押えて、実車率を五〇に押える、それでやつていただける料金をきめるべきではないか。だから、それが公共料金と言えないのならば、選択的乗車料金だってこの際いいじゃないか。なぜかと言うと、経営者が全く経営意欲を失つてしまつたのではタクシー経営は成り立ちません。もう一つは、そこで働く労働者が定着をしなければ、これはハイヤー・タクシー産業として存在しない。そうなりますと、経営者が経営意欲を持とうとする、そこで働くおる、ハンドルを持つ諸君のはうも働く意欲を持とうとする、その接点でものを考えなければならぬ。そうならば、走行キロを三百で押えるならば、実車率は五〇に押えるという気があつた。それで野村さんとずっと詰めてきた、こういう経過がある。出た結果はそうならない。あるいは、それで押えて料金をとつたら、もっと高くなるからまずいことになるかもしませんけれども、そこに論点を置いてきめれば、今度は実態に沿わないことになる。だからそこのところあたりからすると、結果的にこれはどういうようになつているのか。つまり料金値上げの効果が、片や経営者に、片や労働者に、こうならなければいかぬわけですね。そちらのところが労働条件とからみますけれども、皆さんの目からながめてみて——運輸省には一べん承りました。まだ何の反論もしておりませんが、聞いただけでございますけれども、料金値上げ後の春闘など踏まえまして、一体どういうふうに動いていくだらうか。いち早く東旅協などは、料金値上げ後のハイヤー、タクシーの運転者の賃金についていきでございますけれども、料金値上げ後の春闘など踏まえまして、そこらなどを踏まえてみて、私はそれに不賛成でありますか、一体どういふ傾向にある、そしてハイヤータクシー産業に携わる方々が定着する、つまり実効率はふえていく

○渡邊(健)政府委員 確かに、先生おっしゃいますように、走行キロ、それから料金、それと労働者の賃金、これはお互いに非常に相関関係が密接なものがあるとわれわれ存じておるわけでござります。その料金値上げなり新しい走行キロなんかがききましたあととの分配がどうなるかという問題につきましては、具体的に結果としてあらわれますのは今回の中間開でございまして、私ども、春闘の結果がどうなつておるだらうかということにつきましては非常に深い関心を持つておるわけでございますが、春闘の結果、全般の集計等につきましては労政局等で逐次把握しておられるようでございますが、まだその結果を私ども承知いたしておりませんので、春闘の結果が一応まとまりましたならば、それを十分調査いたしまして、あるいは賃金形態の変更等についても十分調査をいたしまして把握してみたい、かように考えておりますけれども、現在まだその結果が出ておりませんので、いまのところはまだそこまで把握していない状況にござります。

○大出委員 私がこの間運輸省に要求をいたしました結果出てきた数字があるので、これは表に出さぬでくれといふ条件がついているようですが、さいますから、信義の手前、申し上げられないのですが、これを見ると、東京、横浜いづれも一ヶ月で一万多く、運転者のふところはふえるようになっている。これがはたして妥当な数字かどうかには多少私は疑義がある。

確かに料金は上がりましたが、二月にぶつかりました。二月というのはいつも少ない。そろするべく、二月にぶつかった値上げだけに、皆さんのが御経験のように、駅に行けば車は山ほどたまっている。ふしぎな現象が出てしまった。実車率は徐々に回復はしてきている。だがしかし、実際にここに出てくるような数字になつていてるかといふ

方に見られる。そうすると、また逃げる。運転者が減ったっていいのだと、いう前提なら別ですよ。そうではないだけに、やはりハイヤー、タクシーをやっている方は、特に最近は、昔のげたの鼻緒だなんという、二年なり三年だというのではなくて、比較的長期にわたる人が多くなっている。そういう点を考えると、そこが非常に心配なので、事、労働省ですから、傾向にしろ、あるいは東京の四十社を東京陸運局が追っかけた実態調査、追跡調査もございましただけに、何かお持ちかと思つて聞いたのですが、まだそれが集計されていないというならば、これはいたし方がありますせん。しかし、ここらのところは労働省の側では相当気をつけて見ておいでいただきませんと、すぐあとにまた料金値上げという問題が出てきかねないと思いますから。

それともう一つ、うつかり町で車をとめて乗せてもらつた。私にいきなり、先生、私はもういやになつた、やめたいのだ。何だと言つたら、いや、娘が、おとうさん一体ボーナス幾らもらつたのだ。ところが、その娘のもらうボーナスのほうがはるかに高いものだから、おやじさんはほうがちょっとと調子が悪いといふので、幾らだつていいぢやないか、こう言つたのだけれども、持つて帰つたつて女房は喜ばぬわけです。つまりその種のボーナスにしる退職金にしろ、一般製造業その他産業に比べて、あまりと言えば安過ぎるということです。そうなると、乗つかるお客様のはうは、それこそ信号が青になれば飛び出すといふようなのに乗ると、相当もらつているんじやないか、というふうに思うのですが、実はそうでないという現象がある。そこらのところを労働省は、一つの産業形態をなすハイヤー、タクシー労働者であるだけに、どうあるべきかということについては御検討願わなければいかぬ時期になってきて、いる。退職金の制度についても、はたしてこれで妥当なのかという点について、そういう角度からハイヤー労働者、タクシー労働者の置かれている

位置づけとをいうものを、どのくらいなければならぬかというモデル賃金でもいい、何かそういうものをお考へになる必要がありはせぬか。

かつて横浜で、諸手当を全部やめて、固定給、本俸だけにしたところがある。一年で労使双方から、やめようということやめやつた。そういう特殊な形態もある。そこに働く人たちの気持ちがある。そうすると早い話が、五百円、こまかいおつりを会社から持つて出て、いきなりどこへ行くかというとコーヒー屋へ行つて、その金でコーヒーを飲んで、あとは一国一城のあるじでございましてということになつて出ていくのです。そういう習慣があるのですよ。そこらのいまのタクシー労働者たたきというものをとらえてみて、タクシー労働者、ハイヤー労働者の賃金のあり方といふのは一体どうなんだということ。港湾労働者の賃金のあり方という問題を御検討になつた時期があります。たいへん大きな参考になりました。そうすると、ハイヤー、タクシー労働者の賃金のあり方というものを労働省が一べん研究してみる必要がありはせぬかという気がする。ですから、せっかく基準法のほうを押えておられるのだから、しかも満足でない事業所が山のようにあるのだから、そこらをお考へになつて——私は仲がよ過ぎる人が多いのですけれども、世間一般の奨助稼業云々といふ考え方ではなくて、社会的地位の問題とあわせて労働省はものを考える必要が、皆さんの責任においてありはせぬかという気がするのですが、いかがですか。

○渡邊(健)政府委員 確かに先生おっしゃいましたように、ああいうタクシー運転手たたきといふのもありますて、そういうことから、賃金形態なども、日本としては非常に特殊な例として、いわゆる水揚げ歩合の率といふものが他産業の労働者

よりも非常に高いわけでござります。そういうたし  
ますと、若いときはかせげるけれども、年をとる  
と、普通ならば年功序列で上がるべきものが、か  
えって賃金收入は増加しない、むしろ減少すると  
いうような問題もあるわけでございまして、そ  
ういうことから、タクシー運転手等につきまして  
は、一体どういうような賃金形態がこの業界の労  
働者として適正なんだろうかということは、非常  
に大きな問題であると私ども考えております。  
そこで、私どもいたしまして、具体的に、モ  
デル的にどうということまでは言えませんけれど  
も、やはり一定の保障給というものの上に歩合と  
いうもの、これはこの業界としてはやむを得ない  
と思いますけれども、そういうものがある。しか  
かも歩合給にいたしましてもいろいろな形の歩合が  
ございまして、一律歩合のほかに、累進であると  
か、積算の歩合であるとか、いろいろな形がござ  
います。その中にはあまりに刺激的なものがござ  
いまして、これは、かせげる人はかせげるけれど  
も、かせげない人はかせげない、かせぎたいため  
に無理な歩行をするというようなこともございま  
して、逐次あまりに刺激的なものを是正させてお  
るところでございます。

そういうようなことも含めまして、タクシ一業  
においてどういうような賃金形態が適当であるか  
というような点につきましては、現在、賃金制度  
研究会といふものを賃金部に設け、金子先生あた  
りを座長にいたしまして、いろいろ研究していただ  
いております。これは逐次業種別にも、まあモ  
デル的な賃金を拾つて解説するというような形  
で、適正妥当な賃金制度の指導をはかりたい、か  
ように考えております。その中におきまして、タ  
クシ一業の賃金制度等についても、現在研究を  
願つておるところでございます。

○大出委員 昔、私が総評本部におりますころ  
に、全国旅客という団体がございまして、そのこ  
ろは、累進歩合というものがいかに悪影響を与え  
ているかという点をしみじみ感じております。時代  
でございますので、いまは累進歩合というもの

は、押える傾向をもつてずっと皆さんも指導して  
こられてるから、おそらくいま累進歩合なんて  
考えたら、そこに労働者が定着しなくなっちゃう  
と思いますから、経営者もやれない。いまおっ  
しゃるような、刺激的なというわけでありますか  
らね。その当時、ハイヤー産業あるいはタクシー  
産業の労働者の賃金のあり方についてというのが  
ひとつ検討してみる必要がありやせぬかという問  
題提起を、私ども総評の中でしたことがある。と  
ころが機知さすして——さっき申し上げたよう  
に、幾つかそういうことをやった会社もある。と  
ころが、そういうのは特殊なところでございまし  
て、幾つか業種があるんですね。私鉄が經營して  
いるタクシー会社というのは、本来その私鉄の駅  
におりる、あるいは来るお客を運ぶという発想で  
始めた営業なんですね。だからもうからなくなつ  
ていい。京急なら京急というところでやつてている  
場合は、そこへ人が来て、その所長をやつてい  
るというわけでありますから、それは上がらない  
れば、おまえはと言われるけれども、だからと  
いつ、会社自体にとってそんなに大きくはない  
い。だからそういうところは、じゃ一へん歩合給  
なんてやめちやつて、基本給一本でやつてみよう  
かというふうなことが成り立つのですね。とこ  
ろがこれは、妙なことにハイヤー、タクシー、特  
にタクシー産業なんというものは——石油資本な  
んといふものも、石油というものは一番よけい使い  
ますからね。売る商売なんですですから。だからこれ  
また多少ゆとりのある経営ができる。ところが、  
その他の第三国資本だとかいろいろなのがござい  
まして、にっちもさっちもいかない資本形態のと  
ころがある。そういうところは、それはもう、労  
働省くそ食らえ、運輸省くそ食らえなんですね。  
そうなると、やはりこれは、さっきの港湾じやあ  
りませんけれども、官庁が前に出てものを言う時  
期が来ている。これまた、料金をどう荷べんも上げ  
てくると、世間の風当たりも出てくるわけですか  
ら。それは当然でしょう。だから、そうだとする  
と、その辺でタクシー労働者の賃金のあり方なり

労働条件なり何なりというものを、もう一べん洗い直して世間の目に触れさせる。世の中いろいろ公共料金が上がっちゃっている。タクシー料金だけ据え置いていいことにはならぬのです。そういう意味においては、いまおっしゃる賃金研究会といふのは非常に興味のあるところのですが、今までの間にもし資料がございましたら、私もいろいろ調べている過程でございますけれども、ぜひこれはいただきたいと思っておりますし、かつまた、できるだけ早く、次の料金値上げなどと言わぬうちに、次の料金値上げを摸索するためにも必要なのですから、一体どうあるべきかということを早く結論を求めてほしいものだという気がするのであります。

きょうは、いずれにしても時間の関係もございまして、こまかい中身に入れません。私は、去年の春闘で、東京の全会社のハイヤー、タクシーの組合が団体交渉の結果幾ら上がったかという、去年の春闘以後のものは全部持っておりますけれども、まだ本年のものは三十か四十しかありません。したがいまして、そこらのところが皆さんのほうに集計されておれば、ぜひとつ早く方向づけます。いまの点についてひとつ早く方向づけをする、こういう点で御異論はございませんですか。

○渡邊(健)政府委員 これは運輸政策審議会の答申がございまして、あれを見ると、大都市交通のあり方からすると、タクシーというものは、バスや何かが走つた一番末端をやるのだということになつてゐるんですね。それから言うならば、リースライセンス的な昔の貸し免許式なタクシー自由業ですね。そういう色彩のものまで出てきている。思想的に相当混乱をしておるんです。だからやはり、私は正しいと思いませんけれども、反対なのですけれども、そういう時期だけに事を急がないと、

庶民一般が料金というものを中心にものを見るわけありますから、ぜひひとつ、そこに置かれている人も乗る人も大半は労働者なんですから、そぞうだとすれば、そのタクシー労働者が、やれ乗車拒否でけしかかるとかけしからぬとか言ってみたって、料金を上げてどうなつたかといえば、最近、乗車拒否どころじやない。乗ってくれというところになる情勢変化があるので、それが一体乗車拒否をなくすポイントだったかということはおわかりになるわけです。

そういう意味で、何がいまの問題の中心かということを向こうにひとつ御検討いただきたい。運輸省だけでもらっておきますと、これまたかたわらになりまして、運政審査申込みたいものができますがりますから、したがつて、そこらの点を皆さんのはうで、運輸省のほう、おれのほうはおれのほうだのおっしゃらないで、さつきの走行キロじやございませんけれども、かみ合つてるので、そこらのところをひとつとらえて、特に労働者の立場ということで御検討いただきたいということをお願い申し上げまして、質問を終わります。

○伊能委員長 次回は、來たる六月六日火曜日、午前十時より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後七時三十九分散会

昭和四十七年六月十九日印刷

昭和四十七年六月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C